

令和 3 年第 1 回定例会

# 九十九里町議会会議録

令和 3 年 3 月 3 日 開会

令和 3 年 3 月 19 日 閉会

九十九里町議会

# 令和3年第1回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

|       |   |
|-------|---|
| ○招集告示 | 1 |
|-------|---|

### 第 1 号 (3月3日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 3  |
| ○出席議員                           | 3  |
| ○欠席議員                           | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 4  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 5  |
| ○議事日程の報告                        | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 5  |
| ○会期決定の件                         | 5  |
| ○諸般の報告                          | 5  |
| ○行政報告                           | 6  |
| ○一般質問                           | 17 |
| 古川 徹 君                          | 17 |
| 西村 みほ 君                         | 32 |
| 善塔 道代 君                         | 40 |
| 荒木 かすみ 君                        | 51 |
| 谷川 優子 君                         | 60 |
| ○休会の件                           | 74 |
| ○散会の宣告                          | 74 |

### 第 2 号 (3月8日)

|       |    |
|-------|----|
| ○議事日程 | 75 |
| ○出席議員 | 75 |

|   |       |
|---|-------|
| ○欠席議員   | 7 6   |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名                     | 7 6   |
| ○職務のため出席した者の職氏名   | 7 6   |
| ○開議の宣告  | 7 7   |
| ○議事日程の報告  | 7 7   |
| ○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                                 | 7 7   |
| ・議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて                              |       |
| ○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                                 | 9 2   |
| ・議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて                              |       |
| ○議案第 1 1 号から議案第 1 6 号までの上程、説明、質疑、討論、採決                  | 1 0 4 |
| ・議案第 1 1 号 令和 2 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）                  |       |
| ・議案第 1 2 号 令和 2 年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第 4 号）              |       |
| ・議案第 1 3 号 令和 2 年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）            |       |
| ・議案第 1 4 号 令和 2 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）           |       |
| ・議案第 1 5 号 令和 2 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）              |       |
| ・議案第 1 6 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）              |       |
| ○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 1 0 |
| ・議案第 1 7 号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例の制定について           |       |
| ○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 1 2 |
| ・議案第 1 8 号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について               |       |
| ○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 1 5 |
| ・議案第 1 9 号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                 |       |
| ○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 1 6 |
| ・議案第 2 0 号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |       |
| ○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 1 7 |
| ・議案第 2 1 号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について                    |       |
| ○日程の追加  | 1 2 0 |

|  |       |
|--|-------|
| ○議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………  | 1 2 0 |
| ・議案第 2 2 号 令和 2 年度九十九里町一般会計補正予算（第 1 0 号）   |       |
| ・議案第 2 3 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第 2 号） |       |
| ○散会の宣告……………                                | 1 2 5 |

### 第 3 号 （3月9日）

|  |       |
|--|-------|
| ○議事日程……………                               | 1 2 7 |
| ○出席議員……………                               | 1 2 7 |
| ○欠席議員……………                               | 1 2 7 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………… | 1 2 7 |
| ○職務のため出席した者の職氏名……………                     | 1 2 8 |
| ○開議の宣告……………                              | 1 2 9 |
| ○議事日程の報告……………                            | 1 2 9 |
| ○議案第 3 号から議案第 1 0 号までの上程、説明……………         | 1 2 9 |
| ・議案第 3 号 令和 3 年度九十九里町一般会計予算              |       |
| ・議案第 4 号 令和 3 年度九十九里町給食事業特別会計予算          |       |
| ・議案第 5 号 令和 3 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算        |       |
| ・議案第 6 号 令和 3 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算       |       |
| ・議案第 7 号 令和 3 年度九十九里町介護保険特別会計予算          |       |
| ・議案第 8 号 令和 3 年度九十九里町病院事業特別会計予算          |       |
| ・議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算        |       |
| ・議案第 1 0 号 令和 3 年度九十九里町ガス事業会計予算          |       |
| ○休会の件……………                               | 1 3 0 |
| ○散会の宣告……………                              | 1 3 1 |

### 第 4 号 （3月19日）

|  |       |
|--|-------|
| ○議事日程……………                               | 1 3 3 |
| ○出席議員……………                               | 1 3 3 |
| ○欠席議員……………                               | 1 3 4 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………… | 1 3 4 |

|   |       |
|---|-------|
| ○職務のため出席した者の職氏名   | 1 3 4 |
| ○開議の宣告  | 1 3 5 |
| ○議事日程の報告  | 1 3 5 |
| ○諸般の報告  | 1 3 5 |
| ○議案第 3 号から議案第 1 0 号までの質疑、討論、採決                                  | 1 3 5 |
| ・議案第 3 号 令和 3 年度九十九里町一般会計予算                                     |       |
| ・議案第 4 号 令和 3 年度九十九里町給食事業特別会計予算                                 |       |
| ・議案第 5 号 令和 3 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算                               |       |
| ・議案第 6 号 令和 3 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算                              |       |
| ・議案第 7 号 令和 3 年度九十九里町介護保険特別会計予算                                 |       |
| ・議案第 8 号 令和 3 年度九十九里町病院事業特別会計予算                                 |       |
| ・議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算                               |       |
| ・議案第 1 0 号 令和 3 年度九十九里町ガス事業会計予算                                 |       |
| ○日程の追加  | 1 7 4 |
| ○発議第 2 号及び発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決                                | 1 7 4 |
| ・発議第 2 号 議案第 3 号 令和 3 年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議<br>について             |       |
| ・発議第 3 号 議案第 8 号 令和 3 年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する<br>附帯決議について         |       |
| ○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 1 7 9 |
| ・発議第 1 号 九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                           |       |
| ○請願第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 1 8 1 |
| ・請願第 4 号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を<br>国に働きかける意見書の提出を求める請願書 |       |
| ○日程の追加  | 1 8 2 |
| ○発議第 4 号の上程、説明、採決   | 1 8 3 |
| ・発議第 4 号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求<br>める意見書について            |       |
| ○委員会の閉会中の継続審査の件   | 1 8 5 |
| ○委員会の閉会中の継続審査の件   | 1 8 5 |

|             |       |
|-------------|-------|
| ○閉会の宣告..... | 1 8 5 |
| ○署名議員.....  | 1 8 7 |

令和3年第1回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月15日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和3年3月3日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和3年第1回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月3日（水曜日）



## 令和3年第1回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年3月3日（水）午前10時06分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 休会の件

---

### 出席議員（14名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 西村みほ君 | 2番  | 小川浩安君  |
| 3番  | 原田教光君 | 4番  | 鎗田貴俊君  |
| 5番  | 中村義則君 | 6番  | 古川徹君   |
| 7番  | 浅岡厚君  | 8番  | 荒木かすみ君 |
| 9番  | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君  |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君   |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長     | 大矢吉明君 | 副町長    | 鈴木浩光君  |
| 教育長    | 藤代賢司君 | 総務課長   | 木原正幸君  |
| 企画財政課長 | 戸村俊之君 | 税務課長   | 中川チェリ君 |
| 住民課長   | 中村吉徳君 | 健康福祉課長 | 作田延保君  |

|                |          |                |          |
|----------------|----------|----------------|----------|
| 社会福祉課長         | 山口 義 則 君 | 産業振興課長         | 南部 雄 一 君 |
| まちづくり課長        | 古川 富 康 君 | 会計管理者          | 戸田 佳 子 君 |
| ガス課長           | 吉田 洋 一 君 | 教育委員会<br>教務局長  | 篠崎 英 行 君 |
| 農業委員会<br>農事務局長 | 羽斗 伸 一 君 | 教育委員会<br>教務局主幹 | 竹内 秀 樹 君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |        |     |          |
|------|--------|-----|----------|
| 事務局長 | 篠崎 肇 君 | 書 記 | 伊藤 さやか 君 |
|------|--------|-----|----------|

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前10時06分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和3年第1回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 原 田 教 光 君

11番 細 田 一 男 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から22日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から22日までの20日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第21号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました「請願文書表・陳情

文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和2年度第3回定期監査が2月9日に実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会において、令和3年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和2年度各会計の補正予算案について、御審議をお願いするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続いておりますが、町民の皆様におかれましては、制約のある日常生活の中において、新しい生活様式の実践や徹底した感染防止対策などに御協力をいただいております。また、医療や福祉分野をはじめ、暮らしを支えていただいている皆様、温かい御支援を賜りました多くの皆様方に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

今後も油断せず、コロナ禍の終息に向けて、一人一人が徹底した感染予防対策を継続することが重要であると強く思う次第でございます。

本町では、待望のワクチン接種の開始に向け、国の示す接種順位などに従いながら、町民の皆様へのワクチン接種が円滑に実施できるよう、全力で準備を進めております。引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、広報紙やホームページなどを活用し、積極的に周知するとともに、町民の安定した生活の支援に向け、懸命に取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、12月議会定例会以降の主な事業についての御報告ですが、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大防止と参加者の安全確保などを考慮し、元旦祭や成人式、消防出初式などの恒例行事は、残念ながら全て中止となりました。

今後の予定となりますが、年度末には卒園・卒業式を迎え、新年度には入園・入学式が予定されておりますが、コロナ禍の状況を鑑み、規模縮小にて執り行われる予定でございます。

本定例会において御審議いただきます令和3年度の予算案にも、多くの事業を計画しております。新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、感染拡大防止のため慎重な対応が求められますが、事業の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和3年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、国の状況でございますが、令和3年度の当初予算案は一般会計の総額が106兆6,097億円で、令和2年度の当初予算102兆6,580億円と比較すると、3兆9,517億円の大幅な増額となり、過去最大の予算規模となっております。

予算が大幅に膨らんだ背景には、高齢化に伴い社会保障費が前年度より1,507億円増えて過去最大となったこと、また、新型コロナウイルス感染症対策として、機動的に使い道を決められる予備費として5兆円を計上したことなどが挙げられます。なお、当初予算として100兆円を超えるのは3年連続となります。

歳入では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済の低迷が長期化することを見込み、税収は前年度の当初予算より6兆650億円少ない57兆4,480億円としています。

また、新規の国債の発行額は、歳入不足を補うための赤字国債が37兆2,560億円、建設国債が6兆3,410億円、合わせて43兆5,970億円に上り、前年度の当初予算より11兆408億円増えております。当初予算同士の比較で、新規の国債発行額が前の年度を上回るのは11年ぶりで、歳入全体に占める国債の割合は40.9%となります。

歳出では、年金や医療等の社会保障費として35兆8,421億円を充て、国債費は、前年度の当初予算から4,072億円増えて23兆7,588億円となっております。

一方、自治体の一般財源の柱である地方交付税については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しさを増す地方財政に配慮し、総額で前年度を上回る17兆4,385億円が盛り込まれました。

国の財政状況は、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高に加え、令和2年度においては、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の危機

に直面し、3度にわたる巨額の補正予算対応により、国の歳出と国債発行額は過去最大規模に膨張している状況にあるところでございます。

次に、千葉県の状況でございます。

令和3年度の当初予算は、今月に県知事選挙を控えていることから、義務的経費や継続事業費が中心の骨格予算として編成され、一般会計の総額は、令和2年度と比較して1,703億3,200万円増の1兆9,898億1,700万円となっております。

歳入では、一般財源の柱となる県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業業績の悪化や個人所得の減少などから大幅に落ち込み、法人2税が234億円の減額、個人県民税が52億2,000万円の減額を見込み、県税全体では266億6,700万円少ない8,146億4,400万円としております。

また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、地方財政計画の伸び率を踏まえ、前年度に比べ700億円の増額を見込み、3,490億円が計上されております。

県債については、必要な公共工事に絞られたことで、建設地方債が前年度に比べ258億円の減、臨時財政対策債については600億円増える見込みで、差し引き約342億円の増額となります。県債残高は、過去最大の3兆973億円となる見込みとなっております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策費として3,312億1,600万円を計上し、人件費は5,256億3,400万円を見込んでおります。社会保障費は98億3,100万円増の3,211億9,300万円としており、引き続き高齢化の進展等に伴う介護給付費県負担金や後期高齢者医療給付費負担金の増額などのほか、障害のある方々のサービス利用の増加などにより、障害者自立支援給付費負担金や障害児通所給付費負担金などの増額が見込まれております。

本町に係する東千葉メディカルセンター助成事業については、3億3,590万円が計上され、救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関としての役割を担う東千葉メディカルセンターの整備費用として支援する予算が計上されております。

このような国・県の動向を受けての本町の令和3年度の当初予算案でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた厳しい編成となりましたが、新たにスタートする第5次町総合計画に基づく構想を具現化するための施策を着実に進めていくこと、また、公共施設等の管理について、町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化を、予算の平準化を図りながら計画的に進めていかなければなりません。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応は、今後も重要な課題となります。これらのことから、本町が将来にわたり、安定的かつ的確な行政サービスを提供していくためには、

歳入歳出両面における改善が不可欠であり、あらゆる対応策を最大限に活用することを予算編成方針といたしました。

この基本方針に基づき編成しました令和3年度の九十九里町の予算規模は、一般会計と特別会計を合わせまして総額101億7,352万円となります。

令和3年度が、初年度となる第5次町総合計画においては、町の将来像である「人、自然、風土を力に 未来に広がる 海浜文化都市 九十九里」の建設に向け、目標に対する達成度を評価するため、政策ごとにKGI、重要目標達成指標を定めるとともに、少子高齢化による人口減少等、深刻な課題を抱えつつも、時代の変化に柔軟に対応しながら、いつまでも安心して住み続けられる九十九里町を構築するため、新たにSDGsの17の目標に照らして取り組み、計画を進めてまいります。

そして、各施策を進める上で、次の3点を引き続き重要事項として取り組むよう、全職員に対し指示しております。

1つ目として、九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大、2つ目として、地域のたからである子供たちの教育環境の充実、3つ目として、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることでございます。

計画の達成に向け、私が先頭に立ち、全職員と共に全力で取り組んでまいります。引き続き、町議会議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をいただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、教育環境の改善などを早急に実施するため、令和2年12月21日に、令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）、令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）及び令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めらるるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業や第3次新型コロナウイルス感染症地方創生交付金の交付決定に伴う感染拡大防止対策事業を速やかに実施するため、令和3年2月12日に、令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めらるるものでございます。

議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算についてですが、予算の総額を54億

9,200万円とし、前年度と比べて3,600万円減額の予算となります。

初めに、歳入についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を見込み、町税を7,219万6,000円減の13億5,393万5,000円、地方譲与税は2,223万4,000円減の4,744万7,000円を見込みました。

また、歳入の根幹をなす地方交付税では、地方財政計画の伸び率を踏まえ、前年度に比べ6,700万円増の18億8,800万円を見込み、町の借金に当たります町債は3億4,410万円増の6億4,140万円を予定しております。町債の増額の主な要因は、臨時財政対策債、公共施設等の長寿命化に係る事業債によるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、歳出は、新規事業と重点事業について、第5次町総合計画の5つのまちづくりの目標に基づき、御説明いたします。

1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」の予算額は2億2,303万9,000円でございます。

まず、将来性のある農漁業の振興に向けた取組として、農業関係では、引き続き新規就農者の支援を進めるため、農業次世代人材投資資金を計上するとともに、多面的機能支払交付金を計上し、農業、農村の持つ自然環境、景観形成等の機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動を支援することにより、農業従事者の高齢化や担い手不足などの諸問題に積極的に対処してまいります。

また、漁業関係では、片貝漁港の整備及び維持を図るための事業について、国・県と共に進めるとともに、漁業の活性化に向け、ふるさと納税を生かした漁業・遊漁船振興事業を新たに取り組みます。

次に、地域産業の活性化を図るため、旧豊海保育所の空き公共施設を利活用し、第6次産業を展開している事業者による九十九里ブランドの開発・販売に向けた取組を引き続き支援してまいります。

地域資源を生かした観光の振興に向けた取組では、観光交流の促進強化策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している交流人口を将来に向け呼び戻すため、今年度任命した観光大使や新しく制作した観光PRソング等により、観光の町九十九里を広く情報発信してまいります。

また、町の魅力である美しい浜辺を広くアピールするため、ビーチクリーナーの導入による環境の保全に努めるとともに、子供たちが積極的に海に関わり、多くの人により安心して楽しめる海岸環境を次世代に向けて整えるため、日本ライフセービング協会による海水浴場



リスク評価の安全基準を満たす取組を進めてまいります。

そして、町の持つ観光資源を生かし、地域の連携を構築しながら、観光振興を推進してまいります。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」の予算額は、12億1,259万7,000円を計上いたしました。

まず、生活を通じた健康づくりを推進するため、健康づくりの拠点である保健福祉センターの長寿命化事業を実施するとともに、健康づくりの促進の一環として、新型コロナウイルスの影響により受診率が下がっているがん検診について、各種検診への動機づけに努めてまいります。

また、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが開院8年目となります。地域の皆様に安定した医療提供ができるよう、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから、今年1月で1年が過ぎました。しかしながら、現在も一向に終息の兆しは見ておりません。引き続き地域の感染状況と国・県の動向を注視するとともに、ワクチン接種の円滑な実施に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた取組として、とようみこども園の長寿命化事業を実施し、地域の宝である子供たちの教育・保育環境を整えます。

また、子供たちの教育・保育環境の充実に向け、こども園を生かした英語教育を推進し、英語と触れ合う環境整備に取り組んでまいります。

支え合いと生きがいの地域づくりに向けては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け、健康づくりや福祉サービスの提供の充実に努め、互いに助け合う環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」の予算額は、7億4,647万2,000円でございます。

まず、災害に備える地域づくりに向けた取組として、防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を図るため、町地域防災計画を更新いたします。

また、災害発生時に被害をできるだけ少なくするため、共助の力となる自主防災組織の結成を推進し、地域防災力の向上に努めるとともに、地域消防力の強化を図るため、第5分団第3部、西野納屋、下貝塚納屋地区の消防自動車を更新いたします。

東日本大震災により本町が被災してから、今年11日で10年となります。改めて、被災された方々へ謹んでお見舞い申し上げるとともに、御支援をいただいている方々へ心より感謝申し上げます。

次に、快適に暮らせる基盤づくりとして、町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、若潮橋補修事業を実施するとともに、住民の皆様の日常生活に密着した道路補修事業及び排水施設管理事業を計画的に進めてまいります。

公共交通の充実に向けては、町公共交通会議のメンバーに新たに住民の方にも加わっていただき、引き続き人口減少対策、交通弱者対策について協議を重ねてまいります。

また、交通空白地域対策として、試験的に作田丘地域を対象にタクシー利用料助成事業を実施し、負担の軽減を図るとともに、住民ニーズの把握に努め、今後の対策につなげてまいります。

移住・定住の促進では、移住者の住宅購入等への助成事業を引き続き実施し、人口減少対策に取り組むとともに、SNSの活用により町の魅力を広く発信してまいります。

自然環境を守る地域づくりに向けた取組では、住民、事業者と町が協働して3R運動を展開する環境の整備を促進し、資源の循環利用につなげてまいります。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」については、予算額を2億1,683万9,000円といたしました。

まず、子供たちの生きる力を育む取組として、将来を展望した学校の在り方について、引き続き検討してまいります。

また、特色のある教育を推進するため、新たに整備したICT環境を生かし、分かりやすい授業を実施していくとともに、令和元年度に締結した千葉工業大学との包括的な連携に関する協定の下、「くじゅうくりみらいリーダー育成事業」を引き続き展開し、児童・生徒の体験学習の推進に努めてまいります。

学校教育施設・設備の充実に向けては、九十九里中学校のグラウンドフェンス改修工事を実施し、教育環境の向上を図ります。

次に、多様な学習機会の充実に向けての取組でございます。スポーツ活動の充実として、九十九里の海を生かしたサーフィン教室の開催や、東金市と共同による東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、スポーツによる交流を促進します。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」の予算額は、8億1,171万6,000円でございます。

人権の尊重、男女共同参画活動を引き続き展開し、性別や年齢にかかわらず地域活動への参画を促してまいります。

また、町民と行政で情報の共有化を図るため、様々な媒体を活用し、分かりやすい行政運営に努めてまいります。

これら5項目の予算額と職員給与費や内部管理経費などの予算22億8,133万7,000円を合わせまして、一般会計予算の総額は54億9,200万円となります。

議案第4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、給食事業につきましては、子供たちの健やかな成長を願い、安全・安心な学校給食の提供に努めております。

予算の総額は1億7,000万円で、前年度と比べて、3,100万円、22.3%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、学校給食センター屋上防水及び外壁塗装工事であり、施設の長寿命化を図る工事費の増額によるものでございます。

議案第5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険制度は、持続可能な制度の運営を目指し、平成30年度から千葉県が財政運営の責任主体となる広域化が始まり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、県と市町村の共同により運営されております。

県と町が共に国民健康保険制度の運営を担うための予算編成とし、予算の総額は21億3,700万円で、前年度と比べて、3,100万円、1.4%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減額によるものでございます。

議案第6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合う制度で、県内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料と現役世代の支援金によって運営されております。

予算の総額は2億3,300万円で、前年度と比べて、800万円、3.6%増額の予算といたしました。増額の主な理由は、被保険者数の増加による広域連合への納付金の増額によるものでございます。

議案第7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、本町の高齢化率は40%に達し、今後も上昇することが見込まれます。このような状況を踏まえ、高齢者の地域での支え合いと見守り体制の充実を図る予算編成といたしました。

予算の総額は17億2,200万円で、前年度と比べて、1億4,500万円、9.2%増額の予算とい

たしました。増額の主な要因は、施設入所に係る給付費が増加傾向にあり、介護サービス利用者の増加が見込まれることなどから、介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、東千葉メディカルセンターでは、千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体である本町と東金市が連携して経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

予算の総額は4億1,951万7,000円で、前年度と比べて、1億3,726万3,000円、24.7%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、県から病院事業債の償還財源として交付される東千葉メディカルセンター整備事業交付金が最終年度を迎えたことにより、減額となったものでございます。

議案第9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、農業集落排水事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、令和3年4月から農業集落排水事業特別会計を公営企業会計へ移行いたします。

第3条に規定している収益的収入の総額は、施設使用料や一般会計からの補助金を含め1億7,276万4,000円を見込んでおります。収益的支出の総額は、処理場の維持管理に係る業務費や減価償却費、企業債の利息を含め1億6,918万8,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては2億970万3,000円で、主なものは、真亀丘処理場の老朽化による大規模改修に対する県補助金の1億74万7,000円でございます。資本的支出の総額は2億4,538万円で、主なものは、真亀丘処理場の大規模改修を含む処理場建設改良費の1億6,973万9,000円でございます。

議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、第3条に規定している収益的収入の総額は3億6,271万3,000円で、主なものは、ガス売上料金2億9,979万4,000円でございます。収益的支出の総額は3億5,465万5,000円で、主なものは、ガス購入費1億925万2,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては、工事負担金11万円でございます。資本的支出の総額は1億461万5,000円で、主なものは、導管工事8,443万6,000円でございます。資本的収入に対し不足する額1億450万5,000円については、内部留保資金等を充てることとしております。

議案第11号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億1,488万1,000円を減額し、予算の総額を78億719万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の終了や精算が主なものですが、九十九里町庁舎建設資金に5,000万3,000円、いわしの町「九十九里」応援基金に400万4,000円を積み立て、介護給付費の増加に伴い、介護保険特別会計繰出金1,567万4,000円を増額いたします。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業や第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に伴う中小企業等継続支援金事業など7事業の繰越明許費の設定や、災害復興住宅資金利子補給事業補助金の債務負担行為の設定、事業費の確定などによる地方債の借入額の変更を行うものでございます。

議案第12号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,062万2,000円を減額し、総額を1億3,887万5,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、小・中学校の臨時休業等により、賄材料費814万1,000円などを減額いたします。

歳入の補正につきましては、給食受託事業収入現年度分789万3,000円などを減額いたします。

議案第13号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,202万4,000円を減額し、総額を20億5,963万8,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、保険給付費で、一般被保険者療養給付費1億1,100万円、一般被保険者高額療養費2,500万円、保健事業費の特定健康診査等事業費で特定健診委託料2,036万6,000円などを減額いたします。

歳入の補正につきましては、保険給費の減額に伴い、普通交付金1億3,799万5,000円、事業費精算や事業の中止などにより特別交付金710万9,000円、国民健康保険会計基金繰入金1,840万6,000円などを減額いたします。

議案第14号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,253万5,000円を減額し、総額を2億1,935万3,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、集団健診の中止により特定健診委託料595万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等負担金551万4,000円などを減額いたします。

歳入の補正につきましては、諸収入の特定健康診査等受託料708万4,000円などを減額いた

します。

議案第15号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,502万9,000円を追加し、総額を17億6,170万4,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、施設利用者など給付費の増加に伴い、保険給付費の介護サービス給付費1億986万6,000円、地域密着型介護サービス給付費1,467万2,000円、基金積立金の介護給付費準備基金積立金754万5,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、支払基金交付金の介護給付費交付金現年度分2,793万4,000円、県支出金の介護給付費負担金現年度分1,782万5,000円、繰入金の介護給付費繰入金現年度分1,769万2,000円、介護給付費準備基金繰入金8,740万円などを増額いたします。

議案第16号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、総額を5億5,678万1,000円とするものでございます。

議案第17号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例の制定についてでございますが、九十九里町学校給食センターの設置及び運営に関する規定について、おのおの定められている条例を統合するため、九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正するものでございます。

議案第18号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則の規定により、特別な事由がある者で条例で定めるものについては、国民健康保険の被保険者としないとされていることから、被保険者とし不在者の規定を追加するため、九十九里町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における介護保険料を改定するため、九十九里町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第20号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、海岸町営駐車場について、町民や利用者に危険のおそれや管理上必要と認められる場合に、その利用を拒否することで、利用者等の安全を確保するため、九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 山武郡市広域行政組合同規約の変更に関する協議についてでございますが、山武郡市広域行政組合における共同処理する事務に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営に関する事」を追加するため、同組合同規約の一部を改正するもので、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩です。

再開は11時15分です。

（午前11時04分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

議長の御承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染により貴い命をなくされた方々、残念ながら本町にも1名の方が命を落とされたということで、心からお悔やみと御冥福を申し上げます。また、感染により療養されている方々の一日も早い回復とお見舞いを申し上げます。

また、さきに起きました、2月13日に発生した福島県沖の地震により、これもまた貴い命をなくされた方、また負傷された方々がおられます。謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

大項目1点目の新型コロナウイルスの影響に係る取組について。

1、ワクチン接種の接種時期は、町民に対しどう周知されていくのか、お伺いしたいと思います。

2点目、ワクチン接種に関わる費用等は全額国費で行われるのか、お伺いしたいと思います。

3点目、高齢者、体の不自由な方々も含む、また交通弱者、車がないなどの方々も含まれますが、その方々や障害者等のワクチン接種の体制は万全にできているのか、お伺いしたいと思います。

4点目、基礎疾患患者、医療、高齢者施設、教育従事者、このような順で行われていくと思います。そして、町民の接種希望者等のワクチン集団接種の体制づくりは万全なのか、お伺いしたいと思います。

5点目、感染者への医療機関受入れ態勢、また、今の現状及び療養宿泊施設等の確保は万全にできているのか、お伺いしたいと思います。

6点目、中小企業、個人事業主等の50%以下の売上げ減少に対する町独自の独自支援はどのように考えてくれたのか。以前の質問で、このような支給が望まれる場合には、50%以下も独自支援を考えていただきたいということをお願いしてあります。その点についてお伺いしたいと思います。

7点目、感染防止対策時短要請協力金というものがございますけれども、その対象外、いわゆる8時前に終わる商業者がおるわけがございますけれども、その方々の売上げ減少に対する支援や、また職場の時短雇用だとか解雇だとか、そういったものに対する生活困窮者への独自支援はどのようなものを考えているのか、お伺いしたいと思います。

8点目、町民に感染予防となるマスク、除菌液、加湿器等の支給や補助制度は考えているのか、お伺いしたいと思います。

大項目2点目、とようみこども園の旧園舎部分に関わる施設整備についてでございます。

1点に絞りました。園の長寿命化施設整備を令和3年度までに進める計画だが、長期利用期間の見込みと、また施設の安全性についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。なお、再質問は自席にて行いますので、明快な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。



町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに新型コロナウイルスの影響に係る取組についての御質問にお答えいたします。

1点目のワクチン接種の接種時期はどう周知されていくのかとの御質問ですが、ワクチン接種については、国から町へのワクチン供給に合わせ接種券を発送し、個別に接種時期を通知するとともに、防災行政無線や広報紙、ホームページなど様々な手段で周知を図る予定でございます。特に高齢者に対しては、ケアマネージャーや地域包括支援センターの職員による周知を予定しているほか、民生委員の皆様にも御協力をいただき、周知する予定でございます。

2点目のワクチン接種に関わる費用は全額国費で行われるのかとの御質問ですが、ワクチン接種に要する費用については、今年1月に成立した国の第3次補正予算などによって財源が確保されておりますので、基本的には全額国が負担することとされております。ただし、国からの配分額については上限がございますので、適切な事業規模を精査した上で、必要な経費について、九十九里町一般会計補正予算（第8号）に計上し、令和3年2月12日に専決処分を行い、事業を進めているところでございます。

3点目の高齢者（身体の不自由な人を含む）や障害者等のワクチン接種体制は万全なのかとの御質問ですが、新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、感染による重症化リスクの大きさなどを踏まえ、高齢者や基礎疾患を有する方を優先することとされております。町といたしましても、この考え方に沿って、高齢者や基礎疾患を有する方から順次、ワクチン接種を進める計画でございます。

また、接種方法については、集団接種を軸として事業を進めてまいりますが、高齢者や障害者などからの希望に配慮し、かかりつけ医療機関での個別接種も並行して進める予定でございます。

4点目の基礎疾患患者・医療・高齢者施設・教育従事者・町民接種希望者等のワクチン集団接種の体制は万全なのかとの御質問ですが、ワクチンの集団接種会場として予定している九十九里病院では、受付から接種後の健康観察までの動線確保や、アナフィラキシーショックなどの副作用対策に医師、看護師はもとより、多くの病院スタッフによりシミュレーションを重ね、万全の接種体制を整えるため、準備を進めていただいているところでございます。

町といたしましても、コールセンターを設置し、町民一人一人の状況に合わせたきめ細かな対応をすることで、多くの方が接種できる環境づくりに努めているところでございます。

5点目の感染者への医療機関受入れ態勢と現状及び療養宿泊施設等の確保は万全なのかとの御質問ですが、感染者の受入れ状況について山武保健所に確認したところ、陽性者数がピークであった令和3年1月では、医療機関や療養宿泊施設での受入れが困難となったことから在宅療養の方がいたとのことでございます。しかし、先月末時点では、陽性者が減少傾向となったため、症状のある方については医療機関で、また、無症状の方は療養宿泊施設で受入れができ、在宅で療養されている方はいない状況とのことでございます。

6点目の中小企業・個人事業主等の50%以下の売上げ減少に対する独自支援は、及び7点目の感染防止対策時短要請協力金対象外の売上げ減少商業者や生活困窮者への独自支援はこの御質問ですが、現在、町では、九十九里町中小企業等緊急支援金事業により、売上げが50%以上減少している中小企業者、個人事業主に一律10万円を給付し、支援を行っているところでございます。しかしながら、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えず、地域経済への影響も深刻さを増している状況でございます。

このため、町内の事業者に対するさらなる経済支援として、第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たに九十九里町中小企業等事業継続支援金事業を創設したところでございます。事業の内容につきましては、売上げが30%以上減少している事業者に対し、一律10万円を支給いたします。

なお、当該事業を速やかに実施するため、令和3年2月12日に九十九里町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したところでございます。

また、感染防止対策時短要請協力金対象外の商業者で売上げが30%以上減少している場合も、当該事業の対象として支援してまいります。

また、生活困窮者への支援につきましては、町単独の支援は現在のところございません。なお、収入の減少による生活困窮者への支援といたしましては、国による生活福祉資金貸付制度や住宅確保給付金がございますので、引き続きその活用を周知してまいります。

また、生活保護制度による支援につきましては、生活保護事務の実施主体である千葉県と迅速に対応できるよう連携を図ってまいります。

8点目の町民に感染予防となるマスク・除菌液・加湿器等の支給や補助制度は考えているのかとの御質問ですが、新型コロナウイルスから身を守る手段として、マスクや除菌液などは予防効果が高いものであると理解しております。しかしながら、現在、町では、新型コロ

ナウイルス感染症の発症や重症化予防対策として、最も効果的であるとされているワクチン接種を最優先課題として取り組んでいるところでございます。まずは早期のワクチン接種によって住民一人一人に免疫をつけること、あるいは免疫を強くすることを優先して進めてまいりたいと考えております。

次に、とようみこども園旧園舎施設整備についての御質問にお答えします。

園の長寿命化施設整備を令和3年度までに進める計画だが、長期利用期間の見込みと安全性はどの御質問ですが、町の公共建築物は、公共施設等総合管理計画において、建築後30年で大規模改修、60年で建て替えすることを想定しております。とようみこども園は、子育て支援施設個別施設計画において、建築後60年を経過する令和34年までを使用目標年数とし、施設の利用を計画しております。また、安全性につきましては、旧園舎は平成4年に建築された建物であることから、現行の耐震基準に適合しております。

とようみこども園の改修につきましては、今年度の実施設設計を行い、当議会において御審議いただく令和3年度一般会計予算案にその改修工事費を計上しております。今回の改修では、当施設における使用目標年数である令和34年まで、より安全な教育・保育環境が提供できるよう、必要な工事を実施し、施設の長寿命化を図るものでございます。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。では再質問に入りたいと思います。

ワクチン接種の開始時期は、当初の予定では、2月中旬から医療従事者、高齢者、基礎疾患患者、高齢者施設従事者、教育従事者と、また町民の16歳以上の接種希望者と、順次接種をされていく政府の考えであったと思います。ワクチンの確保に遅れが生じ、高齢者などの接種時期は4月頃からの情報もあったわけですがけれども、実質、今は4月24日ぐらいになってくるのかなと思いますけれども、それで間違いないのか。

前にお伺いしたときに、高齢者には3月下旬で、高齢者以外には5月頃には接種券を個別に発送し、先ほど町長も言われたように、防災行政無線や広報紙、そしてホームページで周知するという内容でしたよね。3月、5月までには時間もなく、予定じゃなく確定の接種時期を周知しなくていけないと思うんです。

なかなか国のほうもはっきりした返事がもらえず、大変なところだと思いますけれども、その確定の接種時期の情報をつかめるというのは、いつ頃になる見込みなのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策といたしまして、集団の免疫をつけるであるとか、そういったことが最も有効的な手段であるということは理解しているところでございますが、そのためには、議員おっしゃるとおり、住民一人一人にきめ細かく周知することが重要であるということから、国のワクチン接種に関する広報と並行いたしまして、町といたしましても、防災行政無線や広報、ホームページはもちろんのこと、接種券にもワクチンの接種の効果等々を掲載したチラシを同封するなどいたしまして、積極的な広報活動を努めていきたいと考えているところでございます。

なお、具体的な時期でございますが、今のところ、高齢者につきまして、4月12日から開始され、6月末までには終わらせるということで、全国で3,600万人分を配布するというようなことを聞いております。また、それ以降につきましては、優先者は7月以降ということでございますので、そういったワクチン供給のスケジュールに合わせた中で、私どもも周知活動を図っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

4月12日頃から始まるんですね。私、24日頃かなと思いましたがけれども、12日でよろしければ、それでいいんですけれども。

国、政府が進められているもので、確かな情報をつかめないというのも仕方のないことですが、これだけの驚異的なおそれがあるウイルスです。ワクチン接種はいつできるのか、どう受けるのか、不安感を持たれている方々も多くいらっしゃると思います。

実際に、このワクチンを接種したとあって完全に安心はできませんが、厚生労働省が行った5都府県の抗体の保有の検査では、抗体を持つ割合が最も低く、専門家は、集団免疫を獲得するためにはワクチン接種がどうしても必要と言われております。

また、接種は任意での判断になりますけれども、特に高齢者や基礎疾患患者には、重症化のリスクを伴うことは言うまでもございませぬ。その危険性をテレビなどの情報で知ってもらうだけでは、詳細な情報は分からないことです。パソコンやネット配信、そういうことで伝えるということですが、また、接種時期も未定ではありますが、特に高齢者の方々には分かりやすく、理解しやすい形で周知するために、屋内防災無線や、例えばチラシのようなものを配布して、今の現況や、またワクチン接種の効果などを周知することを推奨します

が、どうなのか。また、そのような周知は既にされているのかお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど町長答弁にもございましたが、今回、全体で行うこと、その中で高齢者に対する、特に重点的に行わなければならないというようなことでございますので、例がなかったんですが、民生委員の皆様方に対しましても御協力をお願いする予定でございます。

先ほど私、答弁させていただいたところですが、加えまして、個別に通知をしますワクチンの接種券、この中にもワクチンの効果、そういったものを掲載したチラシを作りまして、御案内を申し上げる予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうしますと、先ほど町長も答弁いただいたんですけれども、ワクチン接種費用、2,070円かかると思うんですけれども、これは全額国費で行われると。接種に関わる費用全てと私が言っているのは、今言ったチラシだとかそういった費用も含まれる中で、こういった配布ができるということで間違いはないのか。再度確認のためお伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 国が示しておりますワクチンの接種費用につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。1回当たり税抜きで2,070円として、全額国費で受けられるということになってございます。これ以外にも、ワクチン接種に係る体制の確保といたしまして事務費の受入れ、これを予定しているところでございます。

国は、ワクチン接種に係る9月分までの経費については、今年度の3次補正によって支出をすることといたしまして、10月以降につきましては今後手当てをすることとでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今言ったように、接種券の中にチラシを入れるというものも、国費の中で全部賄えるということでもよろしいですね。接種時期がいつになるか分かりませんが、そういった周知をどんどんしてもらって、効果というものをよりよく分かりやすくしていただきたいと思

ます。

次に、高齢者、特に体の不自由な方や医療機関への外出手段がない方々、また障害者の方々への接種体制は万全なのか。先ほど町長のほうから御説明いただきましたが、具体的な体制づくり、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 本町のワクチンの接種でございますが、九十九里病院を会場といたしました集団接種、これを軸といたしまして、まずは先行接種を行う考えでございますが、疾患を持たれている方などへの配慮といたしまして、ワクチンの供給状況を見ながら、かかりつけ医での個別接種も実施をする予定でございます。

また、足が不自由である方など外出が困難な方に対しましては、自宅から接種会場となります九十九里病院までの送迎につきまして、これは高齢者の外出支援事業で実績がございます社会福祉協議会、こちらへ委託をする考えでございます。

さらに、障害者の方々につきましては、山武圏域障害者自立支援協議会から支援をいただきまして、接種に係る手続、それから接種会場までの移動手段の確保についてお願いをする予定でございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

基礎疾患者と今言われましたよね。基礎疾患者はまだ聞いていませんからね。体の不自由な方々や障害者の方々のことを聞いていますので、それについて、ではその必要とされる方々の把握はされているのでしょうか、人数は。再度お聞きします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 具体的な人数は把握しているところではございませんが、高齢者につきましてはケアマネージャーであるとか地域包括支援センターを通じまして、また、障害者につきましては、先ほど申し上げました山武圏域自立支援協議会からの情報を基に、実態の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

努めてまいりたいということは、まだ分かっていないということですよ。把握されてい

ないということですよ。ちょっと遅いんじゃないですか、そういったこと取組が。4月から始まることですよ。それを今から進めていくというのはちょっと遅いんじゃないですか、取組が。遅れることのないように、ひとつよろしく願いいたしますよ。

次に、今言った基礎疾患の方々、また医療、高齢者施設、教育従事者、そして町民の接種希望対象者の順で集団接種を受けるに当たり、接種会場や受付体制などの体制づくりは、接種会場として九十九里病院で、受付から接種後の状態観察、いわゆるアナフィラキシーショックの副反応が見られた場合でも、その対応をしていただける万全な接種体制と、先ほど町長から御答弁をいただきました。また、コールセンターを町に設置し、きめ細かく一人一人に御案内していきますと、このような取組だと思いますが、そのコールセンターは何回線でコールセンターを設置するのか。またそれに対応する職員は何人で行うのか。

これは前の質問でも言ったんですけれども、保健所に対応してもらったときがありましたよね、当時、相談だとかそういったことを。私、質問で言いましたけれども、あのパンク状態になったというのは、まさにそのとおりだったんですよ。そして各自治体をお願いしたわけでしょう、最終的には。保健所だけで対応できるんですかという質問をしました。例えば電話が繋がらない、聞けない等のパンク状態にならないのか、その体制づくりについてお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） コールセンターの回線につきましては、3回線を御用意させていただいたところでございます。また、スタッフにつきましては、3月中に3人を確保し、それ以降につきましては、6人体制で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

やってみなきゃ、これも分からないことなんですけれども、そのようなことがないように、今言ったように電話が繋がらない、聞けない、そのような不安を与えないようにしていただきたいと思います。

次に、感染者の医療機関の受入れ態勢、また、今の現在の状況ですね。医療機関の治療を受けてからの療養機関となる機関の宿泊施設の確保状況。1月のピーク時期には受入れ困難な状況であったが、現在は医療機関、療養施設、受入れ態勢は可能とのことを町長は言われておりましたよね。

本町の陽性感染者は、21名からまた2人増えて23名、今現在、そういった感染者の人数だ  
と思うんですけども、全ての療養解除と、先ほど町長、これも言われたと思います。新た  
に感染した2名というものは、宿泊施設等を使われていないんですか。先ほど、今現在は  
ないということをおっしゃっていましたよね。

県全体の体制になると思うんですけども、この受入れ態勢は具体的な人数、どのぐら  
い入れるのかお聞きしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 県が発表しております新型コロナウイルス感染症の受入れ状  
況についてでございますが、おととい、3月1日現在の受入れ可能病床数については、  
1,293床に対しまして、実際に受け入れておりますのが657人ということで、病床稼働率  
50.8%でございます。

また、宿泊施設につきましては、968室に対しまして170人、稼働率17.6%となっております  
して、ここに来て、ここ数日間、下げ止まりの傾向にはございますが、1月のピーク時から  
見れば余裕は出てきたとのことでございました。

また、山武保健所管内といたしまして、受入れ施設がなく、入院調整中にある方あるいは  
自宅療養をされているといった方は、いないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

じゃ、実質、空きが、少し余裕があるという状況で間違いないですね。この辺もしっかり  
した、そういった方々、致し方なく自宅療養や自宅待機をされている自治体もあるわけで、  
中には軽症や無症状で自宅療養中に家族感染症があり、相談しても検査がすぐ受けられず、  
自宅待機中に実はウイルス感染していて、家庭内感染ということが、先ほども言いましたけ  
れども、本町でも実際に起きているわけです。全国でもそのようなケースで貴い命をなくさ  
れた方々もいるわけです。できる限り瞬時に対応できる医療体制、しっかりやってもらえる  
ということでございますので安心をいたしました。よろしく願いいたします。

次に、中小企業、個人事業主の50%以下の売上げ減少した方々に、今後の支援として、先  
ほど町長より一律10万円と、30%以上減少した方々にも一律10万円ということをおっしゃって  
いましたけれども、今回は30%以上の売上げ減少に対する独自支援を取り組んでいただき、誠  
にありがとうございます。



この独自支援は全ての業種の対象ということでよろしいでしょうか。ではその対象期間、いつからいつまでの対象になるのか、独自支援がですね。そこをお答えください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、全ての事業者を対象として捉えているところでございます。

対象とするところでございますが、コロナ禍の影響を受けているというところで、本年1月に第2回目の緊急事態宣言が発令された。これから令和3年度において、コロナ前のところと比較して30%以上売上げが減少したものを対象と捉えようと、制度設計をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、コロナ前といいますと、令和元年がコロナ前であろうと考えておるところでございます。それと本年を比較して30%以上売上げが減少したものを対象として、支援を図ってまいるというところを想定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうすると、期間というのは12月までは見ていただけるということでよろしいですか、年内いっぱいということですからね。分かりました。しっかりお願いいたします。

次に、感染防止対策時短要請協力金の対象外となる事業者、先ほども言いましたが、20時前に営業が終わる事業者の方々も、緊急事態宣言の発令や不要不急の外出の自粛の呼びかけにより、来訪者が減り、売上げ減少に陥り、苦しんでいる方もいるわけです。また、その影響により、仕事の時間短縮雇用や、また解雇されてしまったなどの生活困窮者もいるわけでございます。

そのような方々の独自支援も考えていただきたいのですが、考えているのかお聞かせ願いたいということをお聞きしたかったんですが、先ほど、全ての方が対象になるということは、個人の方々の、要するに給料が減った、仕事が切られてしまった、そのような方々にも、こういった一律の10万円というものは支給されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

給与の収入で生活を得ている人に関しては、対象としては捉えていないところでございます。個人事業主を含めまして事業を行っている方で、先ほど20時前に飲食店などを行って

て、30%以上売上げが減少すれば、対象として捉えるというところがございます。そのように御理解いただければと思います。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、そのような方々の把握はされているのでしょうか。また、その相談窓口等は、先ほど町長から、住宅確保給付金だとか生活保護支援、また緊急小口資金等の支給で何とかやっていきたいということをおっしゃっていただきましたけれども、そのような方々の状況把握というのはしていますか。再度お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、人数等の把握等はこちらのほうではできていないんですが、生活困窮対策ということでお話をさせていただきます。

町長からもお話があったとおり、生活資金の貸付制度を国のほうで行っております。また、それとは別に、総合支援資金の特例の貸付けもあり、それから住宅確保給付金というものもでございます。こちらにつきましては、まず緊急小口資金、総合支援資金、こちらにつきましては、県の社会福祉協議会が、相談者に対して該当になる場合について資金の貸付けをさせていただいているものでございます。

また、住宅確保給付金については、仕事等失業された状態の方等について、住宅の家賃の補助をするものでございます。こちらにつきましては自立相談支援機関が対応しておりますので、相談者がいた場合については、そちらのほうに御案内をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

課長、今、私、そのような方々の状況、人数把握はしていますかということだったんですが、相談がないということでもよろしいですね。今現在、そのような方々から相談されていないということでもよろしいですね。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

相談につきましては、社会福祉課が聞いている内容でございますが、事業自体が社会福祉

協議会が対応するもの、それと自立相談支援機関が対応しているものということで、聞いている数字でございますが、生活福祉資金の貸付け関係につきましては、相談者が延べ271名、こちら令和3年2月22日現在の数字でございます。それから、住宅関係の貸付けにつきましては、相談件数が27件というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そのような相談があるわけですね。しっかりした体制で取り組んでいただきたいと思えます。

また、独自支援はなかなか難しいと思いますけれども、あれもこれもということは難しいと思うんですが、いろいろな状況把握をして、国や県に要望活動をし、できる限り救いの手を差し伸べていただきたいのと、生活困窮者の方々には利用可能な制度を周知していただきたいと思えます。

次に、町民に感染予防となるマスクや除菌液、加湿器の支給や補助制度について、町では、国による補助制度で現在まで4回の感染予防対策事業が行われました。今回を含めると5回目になります。

もとより重要性のある取組で、感染予防対策に補助金を活用してくれております。町の財源も厳しく、国からの補助で感染予防対策をされるのも分かりますが、その補助金の一部でもいいので、町民にも感染予防対策の支援として、全町民はとても無理があると思えますので、例えば1世帯当たりにはマスク、除菌液などの支給、また、非課税者や生活困窮者の方々は、加湿器というものが購入するには少し高いんですね。加湿器の購入費補助制度とかできませんでしょうか。ウイルス対策をしたくても、買えない、できないといった方々も中にはいることが考えられますので、感染予防対策をお願いし、感染拡大を防ぐためであれば、このような取組も必要ではないかと鑑みますが、どうでしょうか。お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、感染予防対策、非常に重要であるということは理解してございます。しかしながら、現在、私どもといたしましては、ワクチン接種について最優先とさせていただいているところでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

町の取り組む感染予防対策として、今、課長も町長も、最も効果的なワクチン接種を最重要課題として取り組んでいると言われていています。この取組は国がやられていることなんです。ぜひ、今提案しました取組の財源確保、感染症対応の地方創生臨時交付金等の活用も含め、今後はもしかすると出てくると思いますので、そのような活用も含め、町から町民への感染予防対策支援ができるように要望します。

続きまして、次の項目に入ります。

次に、とようみこども園旧園舎部分には、施設の長寿命化計画を進め、今後の長期利用に向けて取り組んでいることと思います。旧園舎部分は平成4年4月に建てられ、木造建築であり、築29年が経過した施設であります。長寿命化を図り、施設利用可能な時期はどう見込んでいるのかお聞きしたいのと、具体的にどこの場所の改修計画なのか。予算額も1億7,000万強となっていると思いますので、結構な費用だと思います。具体的にその改修計画の内容をちょっとお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、見込んでいる年数でございます。先ほど町長からの答弁がありましたとおり、今、町のほうで公共施設等総合管理計画に基づきまして、建築後30年で大規模改修、60年その施設を継続して使うんだという、この計画に基づいて、町の子育て施設の個別計画も策定しております。ですので、基本的に先ほど町長から答弁ありましたとおり、令和34年までの使用を見込んで、今回の改修をする予定でございます。

それから、具体的な改修内容でございます。今回、長寿命化対象施設の延べ床面積につきましては998㎡とかなり広く、改修については、基本的にコロニアルぶきの屋根全面を鋼板でのカバー工法で対応し、外壁の塗装、保育室内等の床材の補修、壁面、天井の改修、水回りの配管改修、トイレの乾式化、電灯のLED化、園児の利用する居室への空調の完備等を予定しております。

特に、令和元年の台風の影響から、サッシ周りからの浸水被害を考慮し、サッシから雨水の吹き込みが想定される部分はサッシの入替えを行い、漏水対策で数年来対応に苦慮していた敷地内上水配管の入替え等を行う計画となっております。

また、雨天時等の児童等の引渡しを考慮し、保育室1室を昇降口に変更し、利用者の利便

性の向上に努めた設計となっております。

設計に当たっては、現在の児童数や将来の園児数の推計から、使用する見込みのない居室については、費用対効果を考慮し最低限の改修のみとして、負担の軽減に努めることとしております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、その利用期間の見込みというものは約30年ということによろしいですね。30年間ということによろしいですね。その間に施設も大分老朽も見られますので、補修等々は出てくるとは思いますが、しっかりとやっていただきたいと思えます。

では、閉園となった旧片貝幼稚園は、昭和56年2月に建てられた木造建築で、耐震の安全性が確保できず、危険を伴うことで、平成27年3月に閉園となりました。利用期間は34年間だと思います。また、閉園した旧かたかいこども園は、このとようみこども園旧園舎部分と同時期に建築されたものでございますよね。29年が経過した施設でありました。

今挙げた旧片貝幼稚園や旧かたかいこども園は、耐震性が低く危険性もあり、多目的の利用が見込めず、解体するとのことで、保護者の方々に理解を得て、こう言うのもあれですけども、強制退去みたいなものですよ、あのときは。危険性があるということでも出たわけです。保護者の方々はもう一年、先延ばしにしてくれと言ったけれども、それができなかった。既にその旧かたかいこども園は、たしかあそこは借地のところもあって、また新たなこども園を建てるに当たって、起債償還がしやすい、建てやすいというような状況で、解体されたいきさつも、私、記憶にあるんですけども、そうじゃないのか。ただただ利用見込みもないために解体したのか。そのようなことから、あと数年たてば耐震基準を満たさないおそれがないのか。平成4年の建築物ですから、耐震が、例えば新基準の震度6強から7に耐えられる施設、この安全性は保てるのかお伺いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

2点ほど御回答させていただきます。旧かたかいこども園の除却の理由でございます。それと、建築物の老朽化による耐震強度への影響という形で、この2点を回答させていただきます。

まず、旧かたかいこども園の除却については、既に過去に全協等でも御説明をさせていた

だいていますが、こちらにつきましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、この起債の活用要件として、施設供用開始後5年以内に除却あるいは減築を行う必要があったことから、利活用予定や施設の維持管理経費負担、防犯面や景観損失等の状況を鑑み、施設を除却したものであり、耐震不足からの除却ではないことを御理解いただきたいと思っております。

それと、建築物の老朽化に対する耐震強度への影響でございます。建築物につきましては、その使用状況による部材の経年変化や地震等の外的な影響により、構造躯体の損傷が見られる場合もあり、これらの影響から建物の耐震強度に影響が出る場合も考えられますが、今回、長寿命化改修の設計に当たり、受注した設計業者が事前に現地調査を行い、施設を令和34年まで使用するために必要となる大きな改修工事を設計に反映しております。

建築士による現地調査の結果では、構造躯体の改修は必要ないと判断されておりますので、使用年限で耐震を満たさないという問題はないと認識しております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

本町の一つの宝であります子供たちのために、また、安心・安全な施設を提供するに当たり、こども園の今回質問をしましたがけれども、小・中学校もあるわけで、しっかりした施設整備をしていただきたいと思います。

そのようなことで、私からの質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分です。

（午後 零時08分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時05分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、西村みほ君。

（1番 西村みほ君 登壇）

○1番（西村みほ君） 1番、西村みほです。

本定例会において、登壇の機会を与えていただき心から感謝申し上げます。

それでは、議長の御承認をいただきましたので、早速質問に入らせていただきますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために緊急事態宣言期間中ですので、要点を絞って質問させていただきます。

大項目1、今後の町内小・中学校の在り方についてですが、①学校のあり方検討委員会の今年度の実施回数と今後の予定はについて質問させていただきます。

令和2年3月に行われました定例会で、数年後の望ましい学校運営の在り方について質問させていただいた際、教育長より、令和2年度早々に、有識者や地域住民代表、学校関係者などを委員として九十九里町学校のあり方検討委員会を設置し、今後の方向性を検討していきたいと述べられておりましたので、その後の進捗を御報告いただくとともに、令和2年度実施回数と今後の御予定をお聞かせください。

②現在話し合われている内容はについてですが、まず町内の子供の人数をお話しさせていただきます。

令和2年11月の時点で、町内のゼロ歳児43名、1歳児50名となっております。この子供たちが六、七年後、町内小学校へと入学していくわけですが、1学年50名以下の児童に対して町内3小学校を運営していくのか、または統合するのか、住民としては疑問に思うところです。六、七年後はすぐ先の未来であって、これは教育環境の充実を図る九十九里町として近々の課題だと感じております。まだ方向性や結論が出ていないことは承知ですが、結果のみを議会に諮るのではなく、透明性をもって現在話し合われている内容を御報告いただけると幸いです。

続きまして、大項目2、移住・定住促進に向けて今年度行った施策についてに入らせていただきます。

①コロナ禍で地方への移住・定住が注目される中、戦略的な施策の検討は行われたかの質問です。

コロナ禍で新しい生活様式が定着する中、新たな仕事のスタイルとして在宅勤務などのテレワークを採用する企業が増えてきました。内閣府の調べによると、新型コロナウイルス感染症の発生前にテレワークを導入している都内23区内の企業が17.8%だったのに対し、2020年12月には42.8%に増加しております。

また、こちら内閣府からのデータですが、この働き方の変化により、東京23区内の20歳代で地方移住に関心があるという人が47%という数値が出ております。理由につきましては、

人口密度が低く、自然豊かな環境に魅力を感じたためや、テレワークによって地方でも同様に働けると感じたためという理由が挙げられております。

九十九里町は自然豊かであり、また、東京駅とサンライズ九十九里を往復する直通バスがある点に関してはアクセスもよく、月数回または週数回、都内の会社へ勤務する人などにとっては、地方へ移住する点で条件は整っております。コロナ禍により、新聞やテレビ等の報道で地方移住が注目されていることは、町当局も十分御存じだと思いますので、戦略的な施策の検討は行われたのか教えてください。

大項目 3、子育て支援について伺います。

令和 2 年第 3 回定例会で要望させていただいた子育て応援アプリの導入に関し、町当局の御答弁に対する次の段階の質問をさせていただきます。

自治体向け子育てアプリの導入ですが、前回、町側からの回答で、導入に向け、アプリケーションの効果を検証するとのことでしたので、その後、導入に向けて検討はなされたのか、現在の進捗を教えてください。

大項目 4、ごみの出し方について質問いたします。

①ごみの出し方の現状についてですが、現在、九十九里町の家庭ごみは、各自で収集ボックスを用意し、または各自治区の役員の方がシートやネットなどで工夫しながら、きれいなまちづくりに努めていらっしゃいますが、生活の多様化により、どうしても決められた曜日にごみを出せないという方もいらっしゃいます。このようなこともあり、町指定のごみ袋以外のごみが出されており、乾電池、蛍光灯類、ペットボトルの集積場所へその他のごみが出されているようなこともあると伺っております。ごみの出し方の現状について町当局にお尋ねいたします。

②外国人がごみの分別が理解できずに困っているとのことだが対策はですが、長年ここに住んでいる私でも、資源ごみを出す場合の分別方法は迷ってしまうことがあり、そのたびに 1 年に 1 度配られる家庭のごみの出し方のポイントを見ながら判断します。町内にお住まいの外国人の方が、分別の仕方が分からないからまとめて近くの集積場所に置いてしまうという意見もありました。そして、それを片づけ、また注意を促しているのは各地区の役員さんや住民さんです。町として何か対策をお考えではないのか教えてください。

以上、1 回目の質問は終了いたします。なお、再質問については自席にて 1 問ずつ質問させていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。



町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えします。

なお、今後の町内小・中学校の在り方についての御質問は、後ほど教育長から答弁いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、移住・定住促進に向けて今年度行った施策についての御質問にお答えします。

1点目の、コロナ禍で地方への移住・定住が注目される中、戦略的な施策の検討は行われたかとの御質問ですが、これまで移住・定住に向けた取組として、県内外の各種イベント会場へ赴き、町の特産物をはじめ、住宅取得奨励金事業や空き家バンク事業のPRを行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、移住・定住促進の主要事業として企画した婚活イベントをやむなく中止としたほか、インスタグラムを活用した町のPR事業に支障を来すなど、十分な施策展開を図れていない状況でございます。

しかしながら、移住・定住の促進は本町の重要課題でありますので、今後も都市住民の居住ニーズや感染状況などを的確に判断しながら、引き続き人口減少対策に取り組んでまいります。

2点目のインスタグラムが更新されていない理由との御質問ですが、インスタグラムは、写真や動画による効果的な広報媒体であると認識しております。一昨年1月より町公式のインスタグラムを開始してから、これまで1,000件以上のフォロワーを有し、その数は拡大している状況でございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は一向に終息の兆しがなく、このような状況の中、住民の安全を第一に考え、町をPRすることで町内に感染を広げてしまうことは避けなければならないと判断し、現在、更新を控えている状況でございます。新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれましたら、移住・定住促進に向けた本事業を引き続き展開してまいります。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

子育てアプリの導入の検討は行われたかとの御質問ですが、我が国の出生数は、平成28年に初めて100万人を割り込むこととなり、晩婚化、晩産化、核家族化など、子育て環境は大きく変化を見せております。同様に、本町においても出生数は年々減少傾向で推移しており、今年度は1月末現在で29人となっております。

町といたしましては、こういった社会環境の変化の中で、子育てしやすいまちづくりを進

める上で、ICTを活用し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、きめ細かな子育てサービスを提供していくことが重要であると考えており、令和3年度から子育てアプリの導入を計画しているところでございます。

次に、ごみの出し方についての御質問にお答えいたします。

1点目のごみの出し方の現状はどの御質問ですが、町では、家庭から搬出されるごみを、①可燃ごみ、②缶、③瓶類・金属類・ペットボトル、④乾電池・蛍光灯類の4つに分別し、搬出することをお願いしております。分別された家庭ごみは、可燃ごみ、缶及び瓶類、金属類については指定路線へ、それ以外については指定集積場所へ、収集日に搬出していただくこととしております。また、収集日につきましては、可燃ごみが週2回、ペットボトルが週1回、缶及び瓶類・金属類は月1回、乾電池・蛍光灯類は年2回設定しているところでございます。

2点目の外国人がごみの分別が理解できず困っているとのことだが対策はどの御質問ですが、本町の外国人登録者数は、今年1月末で363世帯、391人でございます。これまで外国人町民の方から、ごみの分別あるいは搬出についての相談などは特にありません。しかしながら、今後、外国人町民のさらなる増加が予想されるため、現在、英語版の家庭ごみ収集カレンダーや家庭ごみの出し方などを作成しているところでございます。これらが完成いたしましたら、町ホームページへ掲載するとともに、希望者へ配布するなどして、ごみの出し方について御理解いただけるよう周知してまいります。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、今後の町内小・中学校の在り方についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校のあり方検討委員会の今年度の実施回数と今後の予定はどの御質問ですが、今年度に、学校のあり方検討委員会を立ち上げ、これまでに3回の会議を実施しております。また、今後の予定ですが、令和3年度においても5回程度の会議を予定しており、2年間で協議、検討された結果が提言される予定となっております。

次に、2点目の現在話し合われている内容はどの御質問ですが、現在までに、児童・生徒数の推移や学校の適正規模、さらには施設の現状等を把握していただきました。今後は、学

校に通う児童・生徒にとって望ましい小・中学校の在り方や教育環境等について協議が進められるものと思います。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目1、今後の町内小・中学校の在り方についてですが、こちらは令和2年度、3回実施されたということで、再質問は特にございませんが、片貝小学校の老朽化対応の工事も予定されていると伺っておりますので、今後も引き続き、運用面または施設の管理費などを考慮し、児童数、生徒数と照らし合わせながら、適宜委員会で話し合われた内容を御報告いただきたいと思います。

続きまして、大項目の2、こちらについては、すみません、②のほうの質問を割愛してしまいましたが、町長の答弁で①の中に御答弁が含まれておりましたので、ありがとうございました。

こちらについては、町長からの御答弁で、インスタグラムを活用して町をPRすることで町内に感染を広げてしまうために更新を控えたというのは、理解し難いです。このインスタグラムの運用は、観光PRの目的の媒体ではなかったはずで。

こちらも再質問はないんですけれども、要望させてください。実際、コロナ禍で町内に移住をされた御夫婦からお話を伺いました。昨年のコロナ禍を機に、御主人がリモートでお仕事をされているということで、インターネットで物件を探し、すぐに入居されたそうです。また、別の方ですが、同じようにインターネットで物件を見つけ、一度の内覧のみで移住をされたと伺っております。

移住・定住促進が町内に感染を広げてしまうというのは矛盾しています。町当局がこのコロナ禍でできることを出し合い、本気になって戦略的な施策を行い、自治体の強みである広告力を生かして、実際の生活情報や御当地料理の紹介、町内の飲食店が厳しいのであれば、通信販売で購入できる商品の紹介や、ふるさと納税のPRなどができたのではないのでしょうか。オンラインでの移住相談や移住・定住者向けのポータルサイトの構築など、千葉県内の先進自治体の例を参考にして、可及的速やかに本事業の展開をお願いいたします。

続きまして、大項目3、再質問させていただきます。

令和2年の出生数の数値に驚いておりますが、地域格差が出ないように子育て環境を整え、

九十九里町の人口減少を鈍化させることが近々の課題だと町当局も理解されていると思います。

まずは、近隣市町村が既に導入されている子育てアプリをスピード感を持って導入するため、今後のスケジュールを教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） システムの導入スケジュールについて御回答させていただきます。

本システムの運用に係る経費につきましては、新年度の予算案といたしまして、本定例会に上程させていただいたところでございます。したがって、議案が御承認いただければ、速やかに準備作業に移らせていただきまして、新たに母子手帳を交付される方から順次御案内を申し上げる予定でございます。

また、当面の運用といたしましては、健診や予防接種の予定、記録の管理など、紙の母子手帳と並行して御利用していただくことといたしまして、まずは母子保健事業の中で事業化を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

再質問の2回目をさせていただきます。

課長がおっしゃられたように、まずは母子保健事業の中で事業化を進めていくとのことですが、既に導入している東金市の職員の方にヒアリングしたところ、導入に当たっては、子育て支援課の御担当者が、市の子育て情報、施設などの情報をあらかじめ業者の方に出すなど、業務が発生するようです。こちらのアプリを本町にて導入する際は、社会福祉課の子育て支援係が関連すると思いますが、社会福祉課の御意見をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

社会福祉課としては、情報提供の面でアプリの活用が可能であると考えております。健康福祉課と連携して、子育て世帯への有用な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

それでは、スピード感を持って導入に向けて御尽力いただきたいと存じますので、次回の一般質問の際に進捗状況を伺いたいと思います。

続きまして、大項目4、ごみの出し方について再質問いたします。

先に②の周知についてですが、こちらに関しては徹底して周知していただくとともに、外国人が就労されている事業者の協力をいただきながら、紙を配布するという方法もあると思いますので、そちらもよろしくお願いいたします。

それでは、①に戻りまして、缶、乾電池・蛍光灯類、ペットボトルの集積場所について問題提起したいのですが、現在、こちらの集積場所に、町指定のごみ袋に入っていない可燃ごみ等が放置されている場所として、特に私は旧豊海公民館跡地を挙げたいと思います。

ここは、小学校の児童を送迎する際、降車所ということもありますので、悪天候の場合など、ごみが散乱してしまった場合は児童や車の妨げになっています。また、この場所は道路から見えやすい場所であることから、数日間、数週間と、そのごみ袋が放置されている姿というのは景観的にも好ましくなく、何かしら見えないような策を練る必要があると思います。

そこで、その対応等を各自治区にお願いするだけではなく、現状で問題がある場所については定期的な見回り、または景観を損なわないような町内で共通の収集ボックスの設置や、収集ボックスを新たに自治区で設置する場合、補助金等を出すなどの御検討はいただけますでしょうか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

西村議員御指摘のとおり、不動堂丘地区のペットボトル、乾電池・蛍光灯類の指定集積場所であります旧豊海公民館は、主要地方道県道75号東金豊海線沿いに隣接しておりますことから、地区住民以外の方も置きやすい集積場所となっており、ペットボトル、乾電池・蛍光灯類以外のごみも置かれてしまい、不動堂丘自治区も大変困っており、対策を検討していると聞いております。

また、ごみ収集用ボックス設置に対する補助金ですけれども、一部の自治体で、町の環境美化及びごみの飛散防止等を目的に補助金を交付している自治体がございます。本町としましては、まずは不動堂丘自治区に聞き取り調査を行い、また、同様な悩みを持つ自治区からの相談があれば、問題点等の聞き取り調査を実施するとともに、補助制度についても調査、検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

御答弁ありがとうございます。

このごみの不法投棄の問題については、自治区に委ねるのではなく、自治体がリードして、ごみを捨てられる前に抑止する対策を練る必要があると思います。そして、町民憲章の1 番目に掲げられている「ふるさとを愛し、環境をととのえて美しいまちをつくりましょう」、これをいま一度考え直す時期が来ているのではないのでしょうか。

ごみが不法に捨てられている場所は、町民の大切な公共の場所です。観光客にとっては町の顔です。美しい町を守るために、今後いろいろな要望させていただくことを御容赦いただきまして、本定例会の一般質問を終わりにしたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は1 時45分です。

（午後 1 時 3 4 分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 4 3 分）

---

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（1 0 番 善塔道代君 登壇）

○1 0 番（善塔道代君） 10番、善塔道代です。

令和3 年3 月定例会において質問させていただきます。

初めに、医療従事者の皆様をはじめ、命を守り、支える方々の貴き献身に心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの脅威から町民の命と生活を守り抜くとともに、新型コロナを克服して、九十九里町の活力と成長を取り戻す本格的な構造改革を町民目線で着実に進めていかなければなりません。公明党といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する3 回目の要望書を2 月4 日、大矢町長に提出いたしました。その中から2 項目、6 点を質問いたし

ますので、明快な答弁をお願いいたします。

1 項目めに、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお伺いします。

なお、午前中の古川徹議員と質問が重複する点があるかと思いますが、私からも質問させていただきます。

新型コロナウイルス終息の鍵を握るワクチン接種が、全国の自治体で接種体制の準備が鋭意に進められております。2月17日には国立病院などの医療従事者を対象に先行接種が行われました。3月中旬からコロナ患者に接する医療従事者など約470万人に拡大、4月1日以降、65歳以上の高齢者、持病のある人や高齢者施設の従事者、それ以外の16歳以上の一般住民の順に進められます。

そこで、ワクチン接種について、既に報道により町民の方々の関心が高いことから、お尋ねいたします。

1 点目に、ワクチン接種に向けた庁内の体制や準備はどうか。

2 点目に、町民に対する今後のワクチン接種の進め方に関して、接種率を含めた進捗目標とスケジュールをお示してください。

3 点目に、ワクチン接種を受ける会場は九十九里町病院と聞いておりますが、かかりつけ医を希望される方についてはどのように考えていますか。

4 点目に、町民の相談対応として、相談窓口、コールセンターは、いつ頃からどのような形で設置するのか。

以上4点、答弁をお願いいたします。

2 項目めに、新型コロナウイルス感染症対策について2点お伺いいたします。

1 点目に、パルスオキシメーターの貸与についてお尋ねします。

新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養する人の症状の変化を迅速に把握する手だてが必要です。医療機関の病床が逼迫する中、国は軽症または無症状の人にホテルなどでの宿泊療養や自宅療養を求めています。しかし、新型コロナは自覚症状がないまま病状が悪化することがあり、自宅で亡くなる人も増えています。こうした事態を防ぐには、宿泊先や自宅での定期的な健康観察が重要となりますが、療養者の増加に伴い、保健所職員らの手が回らなくなってきました。

そこで注目されているのが、クリップ状の装置を指先に挟むだけで、血液中の酸素濃度を計測できるパルスオキシメーターです。症状悪化の兆しは血中の酸素濃度の変化に現れるため、パルスオキシメーターを療養者が使うことにより、自分で重症化の兆候をつかみ、迅速

な処置につなげることができます。

このようなことから、本町において、この先、もし自宅で療養中の方がいましたら、このパルスオキシメーターの貸与が必要と思いますが、当局の御見解をお聞かせください。

2点目に、公民館の図書室に図書除菌機の設置についてお伺いします。

図書室での本の貸出しの消毒は必然な作業であります。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、町民の衛生意識は向上しており、安全・安心な図書室サービスとして、紫外線による除菌と送風によるほこりなどの除去を行う図書除菌機が必要だと思えます。図書室を利用する皆さんが安心して本を楽しめるよう、図書除菌機の設置をするべきと思いますが、当局の御見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策についての2点目、公民館の図書室に図書除菌機の設置についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、新型コロナウイルスのワクチン接種についての御質問にお答えします。

1点目のワクチン接種に向けた庁内体制はどの御質問ですが、国が定める新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本計画によれば、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するとされており、町においては、健康福祉課職員を中心に、不足する人材については人材派遣事業者への委託によって、予防接種に係る事務処理の体制を構築する考えでございます。また、予防接種の方法については、集団接種を軸として、住民個々の状況に応じた個別接種を併用することで、町内医療機関と調整を進めているところでございます。

2点目のワクチン接種の進め方に関して接種率を含めた進捗目標とスケジュールについての御質問ですが、ワクチンの接種順位について、国は、感染による重症化リスクの大きさなどを踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外の基礎疾患を有する者、高齢者施設などの従事者への順で接種できるようにしております。こういった国が示す考え方を基に、町では今年4月から高齢者の接種を開始する予定でございます。



また、住民の接種率については、高齢者インフルエンザ助成制度の利用状況から70%程度と見込んでおり、予防接種の進捗状況などについては、ワクチン接種の円滑化のため、国が構築したワクチン接種円滑化システムを活用することで、ワクチンの配分や接種状況を管理する予定でございます。

3点目のワクチン接種を受ける会場についての御質問ですが、現時点において、町が計画しているワクチンの接種会場は、九十九里病院による集団接種のほか、基礎疾患などによってかかりつけの医療機関を希望される方々のために、町内の医療機関での個別接種に向けて調整を行っているところでございます。

4点目の相談窓口はいつ頃どのような形で設置されるのかとの御質問ですが、予防接種に関する相談窓口、いわゆるコールセンターを保健センター内に設置することとしており、派遣会社から今月は3名、4月以降は6名の人材を派遣していただく予定でございます。人材派遣により、ワクチンの接種に関する総合的な問合せ対応はもとより、予防接種の案内や予約、接種記録の管理、さらには社会福祉協議会に委託した送迎車両の配車調整などを行う予定でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えします。

1点目の重症化の兆しを把握する測定器、パルスオキシメーターの自宅療養者への貸与についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症によって自宅療養をされている方に対し、パルスオキシメーターを貸与することは、自宅療養者にとって非常に心強いものと理解しております。しかしながら、本町の感染者については、山武保健所の指示の下、症状や医療機関等の状況に応じて、入院、ホテル療養あるいは自宅療養に振り分けられることとなっており、町では自宅療養者などの情報を把握することができないのが実情でございます。

今後、県から、パルスオキシメーターの貸出しについて要請などがあつた場合には、検討したいと考えております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、新型コロナウイルス感染症対策についての2点目、公民館の図書室に図書除菌機の設置についての御質問にお答えいたします。

中央公民館では、新型コロナウイルス感染症感染予防・拡大防止対策として中央公民館利用マニュアルを策定し、図書室の利用も含め、予防、拡大防止対策に努めております。

御質問の図書除菌機の設置につきましては、早いうちに導入を検討し、販売元に確認したところ、製品での新型コロナウイルスに対する有効性についての実証実験は行われておらず、大学等で行われている同種の紫外線での新型コロナウイルスへの有効性の研究と併せ検証中とのことでありましたので、見送ったところでございます。

一方、アルコール等による新型コロナウイルスに対する消毒の有効性は、既に確認が取れているため、現段階では、公民館図書室及び学校図書室での感染防止対策として、引き続きアルコール等による消毒を中心に行ってまいりたいと考えております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、再質問をいたします。

初めに、ワクチン接種の関係ですけれども、健康福祉課の職員の皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

ワクチン接種は集団接種から始まりますが、先ほど町長から、住民個々の状況に応じて個別接種を併用することを町内医療機関と調整を進めていると答弁がありましたが、調整がはっきりするのはいつ頃になりますでしょうか。お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

個別接種につきまして、まず2月12日、山武郡市の医師会と意見調整を行いまして、これを受けて2月24日、集団接種を予定しております九十九里病院を交えた形で、町の医師会と意見交換を行ったところでございます。そういった中で、町の医師会から個別接種につきましては御協力をいただけるということで合意をしてございます。

また、今後は、九十九里病院での集団接種を先行させまして、接種の状況であるとかワクチンの供給状況を見極めながら、個別接種の開始時期について改めて検討することとしてございます。具体的には、ワクチンの供給状況にもよりますが、現時点の日程から考えてまいりますと、ゴールデンウィーク前後に医師会と再度協議を行って、その中で方向性が見えていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございました。

それでは、かかりつけ医が町外の場合だったらどうでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） かかりつけ医での接種を希望されるという方の多くは、疾患等があつて、個々の状況に合わせて対応が異なるものと考えておりますが、その場合、かかりつけ医に直接問合せをいただいて、医師の指示を仰ぐ必要があるかと思ひます。

また、ワクチンの接種方法についてですが、自治体によって対応が異なること、さらに個別接種を実施する医療機関につきましても、医師会に接種実施の届出というものをする必要がございます。ということで、必ずしも全ての医療機関が個別接種に対応しているわけではございません。いずれにいたしましても、接種を希望する方が直接医療機関に問い合わせをいただきまして、御確認をいただく必要があろうかと思ひます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

分かりました。直接医療機関に確認するということですね。これは高齢者以外の方々も同じ考えでいいでしょうか。ちょっと教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど申し上げたとおり、状況が個々様々だというふうに考えておりますので、かかりつけ医の方に一度問合せをいただいて、その上で、集団接種がいいのか、個別にそのお医者さんをお願いするのかを決めていただければと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

そうですね。国のほうでもいろいろと状況が変わってきていますので、分かりました。本当に皆さん関心があつて、疾患を持っている人たちはどうしたらいいかという要望もありましたので、質問させていただきました。

それでは次に、スケジュール等の関係なんですけれども、国は、4月12日から高齢者に対する優先接種を数量限定の全国的実施としたいと言われております。本町の65歳以上の高齢

者は、基準日である令和4年3月31日現在で6,453人となっているようですが、この方に接種券を発送するのはいつ頃になりますか。また、予診票や予約票は同時に発送されるのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 接種券の発送でございますが、これはワクチンの供給状況に併せてお知らせをする必要があると考えておりますが、医療従事者への接種者が見込みを大きく上回っていることもございまして、当初の想定よりもかなり遅延傾向となっております。そういった中で、現在の状況といたしましては、今月中に接種券の納品がされる予定でございまして、ワクチンの状況に併せて順次発送していく予定でございます。

また、接種券には予診票と返信用の接種希望はがき、これを同封いたしまして、接種希望者には改めて接種日を通知するといった仕掛けにしております。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

今、課長から言われたとおりに、医療従事者の方たちが、最初のうちでは370万人から、昨日、おとといの報道だと470万人に拡大されているので、高齢者のほうが遅くなるというのはそうだと思います。準備も大変だと思いますが、お願いいたします。

国が示したスケジュールだと、高齢者以外の方は5月上旬に接種券が発送予定になっています。先々、16歳以上の人たちも接種を受ける時期が来ますが、16歳以上は任意接種と伺いました。任意接種ということは希望を取ることでしょうか。ワクチン接種予約システムとして自治体向けのLINEアプリがあります。若い人にはこのようなアプリでの予約も考えたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては任意接種でございますので、65歳以上の予防接種と同様に、返信用の接種希望はがき、これによってまずは意向の確認をする考えでございます。

また、LINEアプリの活用でございますが、このLINEについては、普及の状況からみても、接種率の向上には効果的であると考えてございます。しかしながら、65歳以上の未接種者を加えますと、接種対象者が1万人を超えてくることが見込まれてございます。そういった中で、現在計画をしております予約のフローに新たなこのフローが加わりますと、現

場でかなり混乱を招くおそれがあると考えておりました、まずは、これまで検討を重ねてまいりました予約のフローによってワクチンの接種を実施し、今後、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

大変な作業になりますが、LINEアプリによって、今、課長がおっしゃったように、16歳以上の接種向上効果があるのなら、今後対応を考える必要もあるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種を受ける会場について、会場まで自分で行かれる人はいいいですが、行かない人のための移動手段をどのように考えているか、具体的にお示してください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 予防接種会場までの移動手段でございますが、基本的に予防接種会場というのは1か所にしていることから、移動手段に不安を感じている方も少なからずいるであろうと想定しているところでございます。

町といたしましては、こういった接種会場まで安全に送迎をするために、高齢者の外出支援事業で実績がございます社会福祉協議会に委託する考えでございますが、具体的に申し上げますと、接種期間中、10人乗りワゴン車を4台用意いたしまして、それにドライバーと介助者を配置し、さらには配車専門のスタッフを加えた形で、体制の整備を整えていく次第でございます。

また、送迎につきましては、接種希望者からの申出によるものでございますが、他の接種希望者であるとか医療機関との調整をするなど、配車専門のスタッフを中心に、効率よく接種できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 今、課長のほうから、社会福祉協議会に送迎を委託するということですが、社会福祉協議会のほうとは話合いができていんでしょうか。了解ができていれば安心ですので、具体的な話合いを進めていただきたいと思いますので、しっかりと話し合っていたいただきたいと思います。

次に、九十九里病院で1日200人の方が受けるとなると、病院内で密になると思いますが、

密を避けるためには予約制とすることなども必要かと思います。先ほど私のほうからも、接種券と一緒に入れたらどうだという話をしてしまいましたけれども、必要だと思いますが、その点もう一度答弁いただきます。また、接種を受ける人の待機場所の確保はできているのかお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど、1日当たり200人を予定してるという話でしたが、あくまでワクチンの供給状況によってこれは変わってくるものと考えております。

また、予防接種の機会を増やすためには、接種券の送付に併せて接種日を指定することも、議員おっしゃるとおり効果的であるというふうに考えてはございましたが、1瓶当たり5人分のワクチンを無駄なく接種するためには、完全予約制として事業を進める予定でございます。

また、接種会場の密対策でございますが、主な接種会場となります九十九里病院では、接種をされる方の動線、それから待機場所の確保等々につきまして、シミュレーションを行っているというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

本当に、九十九里病院で接種ができるということは、本町にとってもとてもいいことだと思います。ほかの自治体では、会場を今探していたり、大変な思いをして、会場の中の動線を引いたり、いろいろやっているのを聞きますけれども、九十九里病院の方にとっては大変な作業になりますが、私たち町民にとっては安心かなと思っていますので、よろしく願いいたします。

相談窓口については、再質問はありませんが、コールセンターについて、派遣会社から6人体制で行うということですので、安心かと思います。しかし、問合せに対して丁寧に分かりやすく対応していただくことを望みます。

また、ネット上のデマ情報などに惑わされないためにも、公的な相談窓口の利用を呼びかけていただきたいと思います。

いずれにしても、新型コロナウイルスのワクチン接種は初めてですので、健康福祉課の職員の皆様は、戸惑いながらも取り組んでいただいていることに感謝いたします。住民さんも、ワクチン接種に対して期待もありますが、不安もあります。既に自治体の中では、ホームペ

ージなどでお知らせしているところもありますので、本町も早急に分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症対策の中のパルスオキシメーターの貸与についてお伺いいたします。

山武保健所の指示で、町では自宅療養者の情報を把握することができないということですが、もし保健所のほうから町のほうに貸与の要請があったときには、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

そして、本町では昨年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、災害の避難所用にパルスオキシメーターを購入されましたので、いざとなったときはこの活用もしていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、ただいまの避難所用に所持しているパルスオキシメーターの貸出しということで回答させていただきます。

現在、避難所用にパルスオキシメーターを12台所有していますので、基本的に貸出しは可能であると思っております。県が新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への貸出用パルスオキシメーターが用意できない、このような場合には、貸出し要請に基づき、健康福祉課から総務課の交通防災係へ貸出し申請の手続を経ての貸出しが考えられるところでございます。

ただし、災害等により避難所が開設されている場合には、避難所用備品として配備することになりますので、この点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございました。パルスオキシメーターは小さな装置ですが、命を守るという大きな役割を持っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、図書除菌機について、横芝光町では、コロナ禍で町民の衛生面の意識が高まる中、2019年に図書除菌機を設置したおかげで、新型コロナウイルス感染症対策にもなり、利用者に喜ばれているそうです。また、昨年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、図書除菌機を購入した自治体もあります。

除菌機は、本を開いた状態で紫外線を照射し、ページの中まで除菌します。本の下から風を当てて、ページの間に挟まったほこり、髪の毛、ふけなどを除去し、消臭抗菌剤を循環さ

せ、たばこの臭いやペットの臭いを取ります。扉を閉めて開始ボタンを押すと30秒で除菌が完了、利用者の皆さんが自由に使うことができ、簡単な操作で本の除菌ができます。

本町でも、衛生面から、町民の皆様や児童・生徒がいつでも安心して本を読めるためにも、除菌機を設置すべきと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

中央公民館図書室ですが、多くの皆様に御利用していただいており、令和元年度の利用者数、延べで4,344人、貸出本冊数は5,484冊となっております。

議員御指摘のとおり、図書室を御利用される方の中には、本の衛生面を不安に感じている方もおられますので、利用者の不安感を取り除くことへの配慮が必要であると認識しております。

現在、図書室では、多くの利用者に気持ちよく御利用していただけるよう、図書に抗菌加工されたビニールコーティングを施し、また、返却の際には目立つ汚れの確認や異物の除去に努めております。さらに、汚れが除去できない図書につきましては、除籍して買い直しをするなど、図書のメンテナンスを恒常的に行っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、図書除菌機、通称ブックシャワー機とも呼ばれますが、装置にセットした本に風を当てて、ごみやほこりを取り除き、紫外線を照射してウイルスや雑菌を消毒し、消臭剤により脱臭するというもので、接触感染を防ぐには有効な機器であることから、導入が広がりつつあります。

しかしながら、新型コロナウイルスに対して有効であるとの検証がまだなされておられないので、今後も、その性能や費用対効果を確認しながら、導入に向けた調査、研究をしております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。今、教育委員会事務局長から答弁いただきましたけれども、4,344人、5,484冊の貸出しがあるということで、本当に消毒するのは大変な作業だと思うんですが、やはり先ほど私のほうから言わせてもらった、1台の機械で全部できるということは、本当に臭いもなくなり、ほこりもふけもないという状況ですので、そういったものを1台設置するだけでも違うんじゃないかと思います。横芝光町は、除菌機1台20万7,000円で



購入しております。メンテナンスは紫外線の電球交換だけだと伺っております。

先ほど、図書のメンテナンスをして、買い直しもしているという話もありましたけれども、この除菌機もいろいろ種類があつて、高くなれば高いものがあると思いますけれども、いろいろありますので、いずれにしても町民の皆さんが安心して本を読んでもらうことが一番ですので、国の検証がされていないかもしれませんが、またコロナウイルスとは関係ないのかも分からないですけれども、でもこれがあつて除菌ができて、コロナウイルスに関係してくることもあると思いますので、早急にかどうか、設置のほうを求めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は2時35分です。

（午後 2時18分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年3月定例議会におきまして一般質問をさせていただきます。

いよいよ新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります。行政、医療関係者など、大変御苦労をおかけいたしますが、町民の安全のため、くれぐれもよろしくお願いをいたします。この国難を乗り越えるべく、万全の体制で臨みたいと思うところです。

本日は、2点6項目について、日頃皆様から寄せられる御意見を基に質問いたします。当局の明快な答弁を望みます。

災害弱者の避難について。

近年、激甚化する自然災害では、高齢者、障害者などの災害弱者が逃げ遅れるということ

が起きております。政府は、2021年度予算案に、事前に一人一人の避難方法を決めておく個別計画づくりを加速させるためのモデル事業を盛り込むとありました。

本町における高齢者、障害者への個別計画の策定状況、予定でも、どれぐらい進んでいるのかをお伺いいたします。

福祉課の現状把握と防災の配備状況を共有するために連携をし、また、障害のある方へは早めの避難が必要なため、避難者の優先順位などを決めておかねばならないと思います。

そこで、福祉と防災の連携で要支援者の状況と災害リスクの分析、これは個別計画に必要なものですが、災害リスクの分析がどこまで進んでいるのかをお伺いいたします。

また、障害のある方が避難所にいる場合、耳が不自由である、目が不自由である、足が悪いなど、外見から分かりにくい場合がございます。避難所における防災備品の中に障害のある方が分かるような工夫をされていますでしょうか。

愛知県弥富市では、視覚・聴覚障害者が災害時に着る防災ベストを備蓄しているということです。ベストは目立つ色で、前と後ろに、目または耳が不自由ですというようなことを書かれたカードが入るようになっていてありました。こういった工夫も必要ではないかと考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、障害者等車椅子の移動支援について、高齢者、障害者に避難を呼びかけても、自分はいいから置いて逃げてくれという声をよく耳にするところがございます。足手まといになりたくないと言われることもあります。こういった足の悪い障害者用に、牽引式の車椅子補助装置のようなものを備品に持っている自治体があると聞いておりますが、足の悪い方に対する配慮、工夫がされているかをお伺いいたします。

次に、マイナンバーカードの利用拡大についてお伺いをいたします。

マイナンバーカードの利用促進は、政府からの支援もあり、利用が進み、これから健康保険証としても使えると言われております。健康保険証としての機能追加の準備、進捗について、どこまで進んでいるかをお伺いいたします。

次に、本人確認をマイナンバーカード番号や専用アプリなどで行い、各種証明書を郵送で送るサービスの提供についてお伺いいたします。

コロナ禍で外出が制限される中、スマホアプリも多くの方が使えるようになってきています。LINEや買物もスマホを利用し、子供から高齢者の方にまで使われております。マイナンバーカード番号の利用拡大を図る上でも、番号を利用した本人確認ができないかと考えます。

埼玉県戸田市では、スマートフォンを活用し、専用アプリで、住民票や税証明などを自宅に郵送するサービスを開始したとありました。利用者にとっても業務の効率化においても有効であり、マイナンバーカードの利用促進につながるのではないかと思います。この点についてのお考えをお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議 長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに災害弱者の避難についての御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者、障害者への個別計画の策定状況についての御質問ですが、町では、災害時において支援を要する高齢者や障害者の対応として、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者に係る避難支援を必要とする事由などを把握しております。また、個々の要支援者の状況に合わせて作成する個別計画については、内閣府による避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において策定することが望ましいとされております。このことから、町では現在、個別計画の作成を進めておりませんが、災害時には、避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の避難を支援しているところでございます。

2点目の福祉と防災の連携で要支援者の状況と災害リスクの分析がされているかとの御質問ですが、町地域防災計画において、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関することは、健康福祉課及び社会福祉課が担当となっております。このため、平時から要支援者に関わりながら、その状況を随時、避難行動要支援者名簿に反映し、要支援者の状況などを把握することが可能でございます。

3点目の避難所において障害がある方が分かるような工夫がされているかとの御質問ですが、災害時の避難や避難生活において、障害を持っていることを把握し、理解することにより、より実効性のある支援につながるものと考えているところでございます。一方、障害者であることを公にすることに抵抗を感じる方もいらっしゃるかと認識しております。このことから、障害の有無については、避難所での受付時に避難行動要支援者名簿を確認するとともに、職員が直接声かけするなどして、状況を把握し、避難所での支援につなげているところでございます。

4点目の車椅子での移動支援についての御質問ですが、車椅子の利用者が迅速に避難する

ためには、家族や近隣の方などの協力が必要と考えております。災害時において、車椅子を使用する要支援者だけでなく、その介助者の避難が遅れることがないようにしなければなりません。

現在のところ、町では車椅子補助装置を導入しておりませんが、今後、その有効性や必要性などについて研究してまいります。

災害時に、要支援者への実効性のある避難支援を実施するためには、地域における防災意識の向上や共助の力が不可欠でございます。引き続き、町民や地域をはじめとした関係するあらゆる機関と連携した避難支援体制づくりに取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの利用拡大についての御質問にお答えします。

1点目の健康保険証としての機能追加の準備、進捗についての御質問ですが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に向け、被保険者番号に個人を識別するための枝番を追加するなどのシステム改修を完了したところでございます。これにより、3月下旬からオンライン資格確認を導入した医療機関等から、順次運用が開始される予定でございます。

なお、健康保険証としての利用には、本人がマイナポータルにおいて保険証の利用登録を行う必要がありますので、登録方法等について引き続き周知啓発に努めてまいります。

2点目の本人確認を番号や専用アプリなどで行え、各種証明書を郵送できるサービスの提供についての御質問ですが、住民票や印鑑証明書、戸籍証明書の申請手続については、印鑑証明書を除き、窓口を訪れなくとも郵送での手続が可能となっております。

今後、マイナンバーカードを活用し、各種証明書の取得サービスについては、全世代が分かりやすく、利用しやすいサービスとなるよう、先進自治体の取組事例を参考にしながら検討してまいります。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

一つずつ再質問させていただきます。

障害者につきましては、避難行動要支援者名簿があり、適切に配慮していただいていると、以前にもお伺いをいたしました。この名簿記載は希望者のみとなっていたと思いますので、記載されていない方のリストはお持ちになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員も御存じのとおり、障害者につきましては、災害時に要支援者名簿に掲載を希望する方の名簿は、既に整備され、毎年更新をしている状況でございます。

また、要支援者名簿に記載されていない方のリストとのことですが、通常業務としての障害者全体のデータを管理しておりますので、災害時の活用に支障はないものと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

では、この名簿を生かしていくために、要支援者名簿を地域につなげるための消防や民生委員、そのほかボランティア団体につなげるということができるでしょうか、お伺いをいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿については、災害時には関係機関や自主防災組織へ情報提供を可能としております。しかしながら、避難行動要支援者名簿を活用し、救援救助活動を実施するためには、地域において、共助の重要性を十分に理解していただいた上で、円滑な避難の支援や安否確認が行えるよう、体制を構築する必要があるかと思えます。

引き続き、体制構築に向け、消防団や自治区、この場合は自主防災組織などなんですが、関係機関との連携に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

ぜひ地域に展開していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、高齢者、これは障害者とは別に、目、耳、肢体不自由などの名簿が特別にあるのでしょうか。特にまた、独り暮らしの高齢者、日中独居の方の状況というように、個別に避難の配慮がどこまで進んでいるかをお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 高齢者の避難行動要支援者名簿でございますが、目や耳を含めまして肢体不自由の情報についても網羅されてございます。また、独居世帯であるとか高

年齢のみの世帯についても把握しているところがございますが、日中独居となられる方については、世帯員の就労などによって状況が刻一刻と変わってまいりますので、そこは把握できていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。

障害者については、一人一人、避難所でも目を向けてくれるというふうに聞いております。高齢者独り暮らしの方、どこまで追いかけられるかということは難しいことであると思えますけれども、その中で、避難所に来ることができない方、また、分散避難を進める上で、区民館とか、御自宅にいるとか、そういうことにも配慮いただきたいと思えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

先ほどの答弁とも重なるところがございますが、要支援者の救援活動においては、要支援者の身近にいらっしゃる地域の皆様の協力が欠かせないものと考えられます。しかしながら、現在、自主防災組織の結成数は6組織と少なく、また、結成された組織においても、避難時の活動に向けた取組はこれからという状況になっております。

引き続き自治区と協議を重ね、一つでも多くの自主防災組織が結成されること、また、結成された組織が災害時に効果的に活動できるよう、平時から防災訓練の支援などに努めてまいります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 各課で別々に名簿を持っているというふうに思うんですけれども、ちょっと漏れがないかということが心配でございます。避難所に来られない方とか、避難所に来られない状況の方、どうやって救助していけばいいのかなということも考えますし、それから、コロナ禍では、人と人との往来が希薄になって、最近、皆さんが大変不安に思っているような状況になっているということを伺っております。そういうこともありまして、行政でコーディネートして、そういうことを進めていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、災害時の避難所での車椅子に装着する牽引式の補助棒についてお話しさせていただきます。

きます。

補助棒のようなものは、車椅子が人力車のような形にできるというものがあるそうです。緊急時には、車の入らない場所やリヤカーのような荷物を運ぶこともでき、人と荷物を載せて移動すれば、健常者、介助者にも役に立つということです。この牽引式移動補助装置というもの、避難所の備品にあればいいなというふうに思います。

防災訓練のときに体験をしていただいて、いざとなれば助けてもらえるという安心感のアップみたいなものも必要ではないかなと思うんですが、この点について当局のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

牽引式車椅子補助装置につきましては、地震、津波等の災害発生時において、女性や子供などの非力な方も容易に牽引することができ、緊急避難を可能とするものというふうに今回認識をしたところでございます。このことから、障害者や高齢者に身近な、例えば自宅や介護施設、医療施設などにあることが望ましいとも考えられます。

牽引式車椅子補助装置の有効な使い方や必要性などを担当部署と協議するとともに、防災訓練などを実施の際に、住民の皆様への紹介や体験ができるよう検討をしてみたいと思います。

先日、2月17日ですが、牽引式車椅子補助装置の製造会社のほうに確認を取りました。防災訓練などで使用したいのですが、貸出しは可能でしょうかと問い合わせたところ、歓迎しますということで、随時デモ機の貸出しを行っていますと。本社は長野県にあるんですけども、千葉県であれば、松戸駅前のコスモスベリーズ内に代理店があるというようなことで、細かく情報をいただきましたので、こういうところを活用しながら、機会がありましたならば、実際に皆様に体験をしていただければと思うところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） では、災害弱者の避難についてまとめさせていただきます。

国で推進している個別計画、小さな町だからできる全体の把握というものを要望いたします。また、障害者については、サポート犬というのを使用する場合がありますので、もしこういうものが必要になったとき、サポート犬の居場所、また、避難所におけるペットの犬猫の居場所の確保など、将来的にはお願いしたいというふうに思います。ペットは家族な

ので置いては逃げられないという、そういうようなことも足かせにならないように要望いたします。

町長も先ほど行政報告で言われましたように、SDGsの行動、官民一体となって取り組んでいきたいなというふうに思います。誰も置き去りにしない社会を実現できればというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、マイナンバーのことについてお伺いをいたします。

マイナンバーカード、どれぐらいの方が登録されているのか。また、保険証として申請が必要とありますけれども、今までの保険証と違う点があるのか。といいますのは、これを持つことによって効果があると感じることができれば、皆さん作ろうという気になると思うんです。ですので、こちら側でも手続きが早くなるとか、医療従事者に事務の簡素化ができるとか、そういう何かインセンティブがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） マイナンバーカードの比率でございますけれども、2月21日現在、町の人口に対し、20.1%の比率で3,151件でございます。これは昨年3月31日、13.32%ございましたので、かなり比率は上がっているところでございます。本年1月から、国からカードの未取得者に対してカードの交付申請の再送達がされておりますので、比率も伸びているところでございます。

参考のために、千葉県は全体で25.9%、4人に1人の割合でございます。

そして、保険証として利用するには、先ほど町長のほうから申しましたが、事前の登録申請が初回必要でございます。政府が運営するオンラインサービスから行うことができます。パソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、住民課窓口でマイナポータル用端末がございますので、こちらで初回だけ登録していただくことになります。

これによって、今までとは違って、医療機関の受付は自動化され、マイナンバーカードをカードリーダー、これは顔認証付のカードリーダーでございますが、そこに顔認証を受けるのみで、受付が完了することになります。こちら、令和4年度中におおむねの医療機関で対応可能となる予定でございます。

そして、保険証として利用するメリットは、転職、結婚、引越しをしても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードですぐさま医療機関、薬局を利用することができます。さらに、マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、健診情報、これらを見ることができるようになります。



なお、現行の保険証は今までどおり使用できます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ありがとうございます。便利になるということが分かれば、利用が促進されるかなというふうに思います。

次に、証明について伺いたします。

各種証明書、今できる証明書、現在、郵送してくれる書面については、県をまたいでとか、遠方よりの取り寄せの場合は大変メリットがあると思います。郵便申請は、郵便局に行って郵便為替を買って、返信用封筒を同封して郵送するという、ちょっと複雑なことがあるんですね。なので、町内の方なら役場に行ってしまったほうが簡単で早いというようなこともあります。

ですので、マイナンバーカードを使ってアプリやカード決済ができれば、利便性の向上につながるのではないかとこのように思われます。また、日中お仕事で行かれないという方にも使えるんじゃないかなというふうに思います。

ということもありまして、この利用拡大、お願いしたいところですが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 埼玉県戸田市では、全庁挙げての市業務のデジタル化を進めるため、総務省の推進事業に応募し、実証実験的に住民票などの請求受付をスマートフォンを活用して行っていると聞いております。

今後、政府が進めるデジタル化に乗り遅れることのないよう、先進自治体戸田市の推進事業の検証結果等の情報を収集し、それを参考に、マイナンバーカードを介しての住民の利便性向上を図るため、今後、町としても調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

最後まとめます。このカードを持てば役場の手続が早く済むとか、書類の記載などが省かれて簡単に終わる、また、幾つもの機能がマイナンバーカードにあって、持っているとしても便利であるというふうになれば、普及が進んでいくと思います。こういうこともあって、行政の調査、研究により、さらに利便性向上に努めていただくよう期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分です。

（午後 3時01分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時13分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2021年3月定例議会の一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に御尽力をされている町職員、医療関係者の皆様には、心からの敬意とともに、新型コロナウイルスに感染された方、また亡くなられた方には、心からのお見舞いと御冥福をお祈り申し上げます。

3月議会の一般質問を行います。

最初は、介護保険の負担軽減対策についてお伺いします。

2000年に始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しがされ、今では平均保険料が2倍を超えてしまいました。しかし、介護サービスは見直しごとに低下しています。今期8期計画では、総合事業の対象を、要支援者だけではなく要介護者にも広げることを含んだ省令改正を強行しています。

コロナ禍でも頑張っている事業者への支援、利用者の負担軽減、また職員の処遇改善、公的給付の拡充等についてお伺いいたします。

1点目は、介護現場の実態の把握がどのようにされているのか。2020年の老人福祉・介護事業の倒産が118件に達したと報道がありました。100件を超えるのは2016年以来、5年連続とことです。人手不足などの問題に、またコロナ特有の影響も重なったと分析されています。介護現場の実態の把握はどのようにされているのか、お答えください。

2点目は、市町村が実施する総合事業についてお伺いいたします。2014年に介護保険法の

改定があり、介護保険給付の対象であった要支援1、2に対する介護サービスが、市町村が実施する総合事業に置き換えられました。ところが、2020年10月の厚生労働省令により、要支援者だけでなく要介護者にも対象を広げる制度改悪がされ、関係者からは、要介護者の受給権の侵害につながるのではないかと懸念がされていますが、要介護者の実態はつかんでいるのでしょうか。

また、3点目、第8期事業計画の中で、施設利用者の補足給付の負担増についてお伺いします。現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入80万円以上の施設利用者には、補足給付が適用されております。2021年度から、この対象である第3段階をまたさらに細かく3つに分け、施設の食費負担の引上げを行おうとしています。住民への影響をお答えください。

4点目は、老人福祉法による市町村の措置制度の活用についてお伺いいたします。老人福祉法による、やむを得ない事情により介護保険給付を利用することが困難である場合は、市町村の措置制度がありますが、活用の実績についてお答えいただきたいと思っております。

2点目は、国民健康保険税の負担軽減についてお伺いいたします。

1点目は、現在の国民健康保険加入者状況をお答えいただきたいと思っております。

2点目は、コロナ感染拡大で、住民の収入状況と減免申請数についてお答えください。

3点目は、未就学児の均等割減免の対象者数についてお伺いいたします。国民健康保険では、2022年度より未就学児の均等割減免が国の制度として導入されることになりました。私も今まで子供の均等割の廃止を求めて、何度も議会で質問をしてきましたが、対象者数をお答えください。

4点目は、傷病手当対象者数、また申請についてお答えください。

生活保護行政についてお伺いいたします。

生活保護制度は、憲法第11条の基本的な権利、そして憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、こうした基本理念に立った制度です。九十九里町には福祉事務所が設置されていないため、県が調査や保護の決定を行いますが、しかし、住民が一番最初に相談に来るのは町の生活保護担当者です。

まず、お伺いいたします。住民への対応として、担当者の研修はどのようにされているのでしょうか。

また、2点目、厚生労働省が緊急事態宣言を受けて、相談者が保護申請をためらうことのないような対応をと全国自治体に向けて出しましたが、住民に寄り添った対応はされているのでしょうか、お答えください。

3点目、県の保護担当者との連携はどのようにされているのでしょうか、お答えください。  
次に、交通弱者対策についてお伺いいたします。

山武郡市の自治体では、既にデマンド乗合タクシーあるいは循環バスを走らせ、多くの住民が大変便利に利用しています。九十九里町の住民にとっても、移動手段の問題は大変切実な問題です。

令和2年3月11日に九十九里町公共交通会議設置要綱を制定し、また、公共交通実証実験実施計画（案）の作成を行いました。公共交通実施計画についてお答えください。

また、進捗状況あるいは実施状況についての情報の開示、周知はどのように考えているのでしょうか。

また、アンケートの手段とともに、住民参加の審議会などは考えているのでしょうか。  
再質問は自席で行います。

○議 長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに介護保険の負担軽減対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のコロナ禍で疲弊する介護現場の実態の把握についての御質問ですが、町ではこれまでも、介護保険法に基づき介護サービス事業者が主催する運営推進会議に参加し、新型コロナウイルス感染症に関する情報も含め、事業者個々の状況を把握するとともに、事業者と相互に連携をしながら、様々な課題の解決に当たってまいりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、国や県からの情報を共有し、介護事業所との連携強化を図りながら、実態の把握に努めてまいります。

2点目の総合事業（介護予防・日常生活総合事業）の実態についての御質問ですが、当町では、地域支援事業の総合事業において、要支援の方の訪問サービスと通所サービスを行っております。現在の総合事業の対象者は要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていたサービスの利用が継続できなくなります。

しかしながら、令和3年4月からは、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となります。

3点目の施設の食費負担、補足給付の負担増についての御質問ですが、介護保険施設の入

所者やショートステイの利用者に係る食費や居住費などについては、保険給付の対象外であり、居宅サービスの利用者と同様に原則全額自己負担となっております。しかしながら、低所得者への配慮として、所得に応じた負担限度額を設け、差額を保険給付で補う補足給付を行っております。

この補足給付については、厚生労働省の社会保障審議会において、公平性確保に向けた見直しが議論され、デイサービス等における利用者負担を勘案し、限度額をさらに細分化した上で、令和3年8月から見直されることとなっております。

4点目の老人福祉法に基づく措置制度がどのように活用されているのかとの御質問ですが、老人福祉法には、家族の虐待や生活困窮などのやむを得ない理由で介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権により必要なサービスを提供する措置制度がございます。本町では、主に経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方について、養護老人ホームへの入所措置を実施しているところでございます。

次に、国民健康保険税の負担軽減対策についての御質問にお答えいたします。

なお、1点目から4点目の人数については、それぞれ令和3年1月末現在でお答えいたします。

1点目の国民健康保険加入者状況についての御質問ですが、加入状況は2,978世帯、4,651人であり、前年同月と比較しますと、21人、0.5%ほど減少している状況でございます。

2点目のコロナ感染による収入減収により、減免申請者数についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請につきましては、14件受理しております。

3点目の未就学児の均等割減免の対象者数についての御質問ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の国民健康保険税均等割を令和4年度から5割軽減する改正法案が、現在、国会に提出されております。この改正法案の対象となる未就学児は78人でございます。

4点目の傷病手当対象者数、対応についての御質問ですが、傷病手当金は、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いにより業務に就くことができない場合における療養中の生活保障として、申請により町から支給するものでございます。千葉県全体での傷病手当金の支給状況は92件でございますが、町においては支給申請がない状況でございます。

次に、生活保護行政についての御質問にお答えいたします。

1点目の町生活保護担当職員の研修はどのようにしているのかとの御質問ですが、町的生活保護に係る事務は、生活保護法により、千葉県が実施主体となりますが、町として実施が必要な事項も規定されております。このことから、県のケースワーカーと共に相談業務に携わるとともに、研修会を実施することで、生活保護事務の執行を適切なものにするための知識や技術の向上を図っているところでございます。

2点目の申請者への対応はどのようにしているのかとの御質問ですが、町が実施する業務内容については、相談者の生活状況や健康状態、また資産の所有など、保護申請に係る聞き取りを行っております。

なお、緊急性が認められるケースについては、町での聞き取りは行わず、直接県へつなぐなどして、生活保護事務の迅速な執行に努めております。

3点目の県の生活保護担当との連携はどのようにしているのかとの御質問ですが、生活保護の相談や被保護者の対応など、生活保護に係る事務については、本町を管轄する千葉県山武健康福祉センターとの連携が必要でございます。引き続き、県との緊密な連携を保つことで、要保護者及び被保護者に対して必要な支援が提供できるよう努めてまいります。

次に、交通弱者対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の第2回目の九十九里町公共交通会議はどのような話合いがされたのかとの御質問ですが、12月に開催した第2回公共交通会議では、主に2点について議論したところでございます。

1点目は、公共交通事業者の経営状況について情報を交換し、人口減少の影響により利用者が減少したことで、各事業者とも逼迫した経営状況であることを改めて確認いたしました。2点目は、令和3年度に町が公共交通の実証実験として計画しているタクシー利用料助成事業について提案いたしました。引き続き、公共交通会議において、当該事業の詳細について検討を進めているところでございます。

2点目の進捗状況の情報開示が必要ではないのかとの御質問ですが、現在の公共交通会議においては、まずは町の今後の公共交通対策における具体的な方向性を示すことが重要であるとの認識から、たたき台となる方向性を議論しております。

町が展開する重要事業については、住民への共有が不可欠であると考えておりますので、今後、住民代表の方々などに会議への参画をいただいた上で、具体的な対策内容等を充実させ、お示ししたいと考えております。

3点目の住民参加の審議会が必要ではないのかとの御質問ですが、住民の多様な意見を取り

入れることにつきましては、重要なことであり、必要なことであると認識しております。令和3年度より、住民の代表者として自治区長や、有識者として大学教授等の委員としての参画について、現在、公共交通会議において御意見を伺っているところでございます。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

コロナ禍で疲弊する介護現場の実態についての再質問を行います。

ホームヘルプやデイサービスなど、在宅介護で大変深刻な利用抑制が起こったり、また、多くの介護事業所が大幅な減収になっていると、これが現実なようです。特に、集団感染の発生を防ぐための努力が、やはりこういった施設で続けられていることをよく聞きます。

今まで、ただでさえ過重だった介護従事労働者に一層過酷なものになっているようですが、町として具体的な支援についてどのようにしているのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護現場に対する支援ということでございますが、町といたしましては、人的な支援あるいは財政的な支援ということはありませんが、千葉県におきまして、介護現場に従事しております職員に対する慰労金として、1人当たり5万円の給付を行ってございます。

なお、町の単独事業といたしましては、マスクが品薄となっておりました昨年度末から4回にわたって、合計5,700枚のマスクを配布したほか、介護事業所からの要請に応じまして、ゴム手袋2,000枚の配布をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

町の支援施策として、事業所からどのように具体的なそういった要望はあったのでしょうか。また、例えば消毒液や何かを使うということで、利用者に対しての多少の負担がかかっているようではけれども、どうなのでしょう。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護の現場からの意見といたしまして、町といたしましては、町長答弁でも申し上げましたが、介護の運営推進会議等で現場の意見を聞く機会を設けてご

ございますが、平時の窓口業務においても、直接介護現場の生の声を聞くということが重要であると考えておまして、引き続き積極的な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、具体的な要望につきましては、先ほども申し上げたとおり、年度当初、マスクが少なかったときに、何とかならないかといったような要望がございました。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 十分な支援をお願いいたします。

次は、総合事業についての再質問を行います。

実施は2021年4月からということなんですけれども、先ほど言ったように、今までとは違って要支援者だけが対象でなく、要介護者にも対象を広げようになっていると思います。本人の希望が前提、保険給付と総合事業の両方を選択できるようになってはいますが、本人の希望という形式さえ取れば、自治体の判断で保険給付を総合事業に置き換えられるということではないですか。要介護者の受給権が侵害される懸念はあるのではないのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 来年度から開始されます新たな総合事業でございますが、これは対象者を弾力化することといたしまして、サービス利用者の介護度にかかわらず、介護給付と総合事業の双方のサービスが選択できるといった仕組みでございます。

したがって、これまでサービスを利用してきた、あるいはこれからサービスを利用する方にとっては、選択肢が広がることとなるものでございまして、受給権が侵害されるといったものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

総合事業についての再々質問をさせていただきます。

総合事業による支援は、保険給付より単価が低く設定されていて、予算に上限がつけられていますよね。支援の内容や利用料は自治体任せで、国の責任が大きく後退しているのではないかと思います。要介護者の受給権が本当に侵害されるおそれがないのか、再度お伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） これまでより選択肢が広まったことで、行政が給付の抑制を



するといった目的のために利用者の選択を妨げたと、そういう場合には受給権の侵害につながるおそれもあると、そういうことを主張している方もいらっしゃることは承知しておりますが、本町においてそういったことのないように進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはりまず介護保険を受けている人、状況をよく把握して、お願いします。特に、国は安く抑えるということがまず目的になっていますので、そこは十分に気をつけていただきたいと思います。

また、補足給付の負担増について再質問を行います。

特養ホームなど施設の食費負担が負担増に今度なるんですけれども、今まで世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以上の利用者には、所得区分第3段階として補足給付が適用されていました。

食費の負担額は、月2万円に今まで抑えられていたと思いますけれども、ところが国はこの2021年度から、第3段階をさらに細分化して、食費負担を月2万2,000円引き上げて4万2,000円にするとしています。この対象になる対象者数はどのくらいいますでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） まず、本年1月末現在におきまして、特別養護老人ホーム等々、この補足給付の対象となる施設に入所されている方が213名でございます。このうち、新制度における補足給付の見直しに該当する方、42名となっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問いたします。

これらの人たちは、もう既に食費、居住費、利用料、介護保険料として毎月6万円を負担しています。そのほかに2万円くらい、それ以外の支出をしていて、この上、食費負担が2万2,000円も引き上げられたら、例えば年金10万円の方は支出超過になってしまうと思うんですけれども、町としては、支出超過になった人たちに対する支援策というのは考えているのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護保険制度におきまして、保険給付の対象であった施設における食費や居住費につきまして、平成17年10月より、在宅で介護を受ける方との公平性の

観点から利用者本人の負担を原則とした上で、低所得者に対する特例措置といたしまして、年金収入に応じて一定の助成を行ってきたところでございます。

今回の見直しにつきましては、この食費と居住費の助成について、助成を受けていないデイサービスの利用者であるとか、在宅で介護を受けている方との公平性の観点から、負担能力に応じた負担となるよう細分化をいたしまして、所得段階の均衡を図るものであるといった認識でございます。したがって、町といたしまして、別枠での支援ということは予定してございません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

しかし、現実的にこういった数字を、金額的なことを考えたときに、施設の中でも暮らしていけないという現象が出てきます。よく対応のほうをよろしく願います。

次は、老人福祉法に基づく措置制度がどのように活用をされているのかについて再質問を行います。

老人福祉法は、虐待被害や社会的孤立など複合的な困難を抱える、いわゆる処遇困難高齢者を救済する法律であります。その責任は自治体が負っていると思うんですけども、今のくらいの活用、どのように活用されているのかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

本町におきましては、経済的な理由において、居宅において介護を受けることが困難な方について、養護老人ホームへの入所の措置をしているところでございますが、1月末現在で申し上げますと、横芝光町にございます養護老人ホーム坂田苑に6名、茂原市にございます長生共楽園に2名、合計8名の方が措置入所している状況でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今のこのコロナ禍あるいは所得状況を考えると、これから、そういった希望をする方が、住民が、高齢者が増えると思いますので、この枠をもっと大きく広げていただきたいと思います。

次は、国民健康保険税の負担軽減についてお伺いいたします。

先ほど町長答弁より、今の加入状況の答弁がありましたけれども、所得状況を見ますと、

加入世帯が2,978、被保険者が4,651、計算してみると、所得階層ゼロから300万円が2,693世帯、全体の9割を占めています。あるいは200万円以下が2,390世帯で全体の8割、つまり300万円、200万円、所得なしが全体の9割を占めていると、この数字ではなっています。

この数字について、また絡めて質問をいたします。この数字が、所得なしが959世帯という数字になっているんですけれども、この現象は、この数字というのはどうしてなのか。こんなに所得なしが959世帯もいるということはこういった状況なのか、コロナ禍の中での数字なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

300万円以下が9割、200万円以下ですと8割ということで、議員おっしゃっていただきました。所得なし959世帯ということですが、所得につきましては、収入ではなく所得ということになります。

そして、加入ですけれども、社会保険への加入の要件が広がったことにより、30代、40代、50代の方、今まで国民健康保険であった方が社会保険へ移動、国民健康保険に入られている方が60歳を超えている方が半数以上になっております。そして、その方たちは年金収入が主なものとなります。そして、年金に対する収入の控除は、現時点、現課税されている時点では、65歳以上の方は120万円の控除があります。ですので、年金収入が例えば200万円あった場合には、所得は80万円ということになりますし、年金が80万円とか90万円の方は所得なしといった階層になりますので、このような状況が出てしまうということになります。

あと、コロナの影響かというお話があったかと思いますが、現時点で出している分については令和元年中の所得についてですので、コロナの影響についてはさほどないと思われます。

現在、税申告を受けている収入については、コロナの影響があらうかと思いますが、現時点ではどのくらいの影響が出ているというところは、まだ申告が終わっておりませんので、お答えできる状況ではないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いずれにしても、所得階層が300万円以下が8割、9割ということが、これはもう現実的な問題だと思います。

次は、未就学児の均等割減免について再質問を行います。

負担割合は、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担だということになってはいますが、均等割については、国保は他の健康保険と違って、世帯数に応じた均等割が今かか

っていると思うんですけども、低所得で応益割が軽減されている世帯の軽減措置はどのようになるのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 今回上がっている軽減措置は、均等割、保険者一人一人にかかる分の軽減ということになるかと思います。これについては、現在、均等割額、医療分と支援分、合わせて3万円かかっているような状況でございます。未就学児78人、これに対する均等割額は234万円となります。法定軽減の7割、5割、2割軽減世帯のお子さんがございますので、軽減後の均等割額は166万2,000円となります。

今回の改正案は、この166万2,000円に対する5割軽減となっております。額は83万1,000円ということになります。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問なんですけれども、人数にすると78人です。ですから、ぜひ上乘せをして補助するように希望いたします。

次は、生活保護行政について伺いいたします。

生活保護、先ほどの8割、9割が300万円、200万円の世帯だと。そうすると、例えば所得なしから100万円の人は、完全に生活保護基準内ですよね。ところが生活保護を受けずにやっていると、そういった住民がまだまだ九十九里町にいると思うんです。

県が生活保護の決定を決めるんですけども、やはり町に一番最初に困った人は相談に来るんです。どのくらいの頻度で九十九里町の生活保護担当の人は研修を受けているのか。また、県の保護担当との連携はどのようにされているのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町職員の生活保護担当者としての研修は、その事務を主管いたします山武健康福祉センターが主催し、年1回実施しております。研修の内容にあっては、生活保護制度の概要、他法・他施策の活用、面接に当たっての留意事項などと併せ、面接記録表の活用や新規申請から保護開始までの流れ、保護費に関する取扱い、さらには生活困窮者自立支援法等の協議等が含まれております。

また、生活保護担当者の業務については、机上の研修だけで身につくものではないことから、担当職員は県、ケースワーカーや前任者、上司からの助言や日々の積み重ねと努力により、個人のスキルアップにつなげているところでございます。経験不足の感につきましては、

ふだん以上に県のケースワーカーと連携を密にして、対応を図ることとしております。

また、生活保護相談については、本来、直ちに生活保護事務を主管する県の生活保護担当に相談者をつなげられればよいのですが、県担当も複数の事案を担当していることから、即時対応が図られない場合が多くあります。この際、住民の方に近い町の生活保護担当者が相談者の事情等を確認し、速やかに県担当者につなげ、支援をしていくことが必要であると同時に、担当者の業務であると認識しております。

なお、町担当者は相談の際、生活に必要な他法・他施策の情報提供や社会福祉協議会等と連携し、当面の生活の助けとなる支援の提供をしております。さらには、保護決定が速やかに行われるために必要な情報や書類等を早期に県担当者に提供することとしております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

申請者への対応について再質問を行います。

住民にとって、生活保護制度は最後の砦、セーフティネットです。しかし、住民には保護制度のことはあまり知られていません。相談のときに必ず提示することになっている生活保護のしおりなどが活用されているのかなど、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

生活保護の申請者への対応ということですが、まず生活保護の関係につきましては事前相談を行っております。この際に、生活保護の利用を希望する方に対して、生活保護のしおりなどを活用し、制度説明をさせていただいております。また、それと併せて、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用の検討についても、お話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） この間いろいろ、生活保護の申請が、住民にとって申請が十分に活用されていなかったと、そういう事例を幾つも私は相談を受けているんです。そこでまた、申請者への対応についての再々質問をしたいと思います。

先ほどからも、所得階層でも質問しましたが、所得なしの世帯数は959世帯、33万円から100万円世帯が816世帯、これは町長の数字と私が事前にいただいたデータと多少違いますけ

れども、この所得世帯は、先ほど言ったように生活保護基準になる世帯です。今回、厚生労働省も、緊急事態宣言を受けて、相談者が申請をためらうことのないような対応をと自治体に事務連絡をしています。十分にこれは気をつけて対応していただきたいと思います。

次は、交通弱者についてお伺いたします。

2月26日、全員協議会で、公共交通の実証実験として実施計画案が出されました。なぜ、対象者が75歳以上で作田丘、そして利用条件は本須賀のスーパーに限定している。この交通過疎地域は作田だけではありません。住民の要望は、買物だけではなく、役場、医療、銀行、コミュニティーです。住民が望む公共交通の実証実験になるのでしょうか。お答えください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、75歳ということで、計画の案ということで会議のほうに提案をさせていただいたところでございます。75歳ということにつきましては、車に乗ることを危険として認識している方が多いのではないかと、つまり免許を返納する方が多いという認識の下、一つの基準として定めたところでございます。

しかしながら、今後、住民の方を会議の中にメンバーとして入れながら、様々な意見、そういうものを取り入れながら、最終的にその基準である年についても十二分に慎重に決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） また再々質問をさせていただきます。

500円のタクシー助成の有効性と課題の検証と書いてありましたが、例えば作田から片貝に来るのに2,000円から3,000円かかります。ほかの自治体で行っている地域公共交通では、個人負担が200円あるいは300円でどこまででも行かれるという利用をしていますけれども、なぜ500円の助成金なのか。500円という限定は何ですか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

500円というのが、まず初乗り運賃というところから始めさせていただきたいというところで、今回案の中に盛り込んだところでございます。

これにつきましても、全員協議会の中でお話をさせていただきましたけれども、これはあ

くまでも一つの交通空白地を対象とした実験として、町が実証させていただく事業ということで、その中からまたアンケート調査をいただき、そして会議の中で、そのアンケート調査を基に住民の方を入れた形での審議を慎重に進めながら、この制度設計を6月までに煮詰めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 情報開示、周知について再質問を行いたいと思います。

高齢者が分かるような情報開示、ホームページや何か、パソコンではなくて、十分に分かりやすいような開示は、区民にそういった回覧で配る、それだけなんですか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、本事業の実施に当たってはアンケート調査を行い、利用された利用助成券を基に利用状況を分析、助成金額の妥当性、目的地への交通として機能しているかどうか等、事業の有効性をまず検証していきたいと考えているのが本実験の事業でございます。

それをもって、今後の九十九里町の公共交通施策の在り方、方向性を示した上で、計画を盛り込み、目的を持って進む道について定まりましたら、公に住民の方々に公表していきたいという考えでございますので、何とぞ御理解をお願いします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） アンケートの手段とともに、住民参加の審議会について再質問を行います。

実施計画の利用実態の把握の中で、アンケートと利用者の意見聴取とあります。先ほど住民参加の審議会のことも言及されておりましたけれども、やはり住民参加をするのならば、一番困っている住民の意見を審議会の中で聞いていただきたいと思います。これは強く要望いたします。

最後ですけれども、山武郡市で巡回バスも乗合タクシーも走らせていないのは九十九里町だけです。町の交通弱者対策の取組の弱さを感じずにはられません。

一日も早い住民が暮らしやすい九十九里町の実現を求めまして、私の一般質問を終わります。

◎日程第6 休会の件

○議長（内山菊敏君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月4日、5日は、議案調査のため、休会としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、3月4日、5日は休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 4時07分



令和3年第1回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月8日（月曜日）

## 令和3年第1回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年3月8日（月）午前9時35分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1 1 号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）  
議案第 1 2 号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第 1 3 号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第 1 4 号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
議案第 1 5 号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第 1 6 号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第 1 7 号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1 8 号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 9 号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 0 号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 1 号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 追加日程第 1 議案第 2 2 号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）  
議案第 2 3 号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第2号）

---

### 出席議員（14名）

1 番 西 村 み ほ 君

2 番 小 川 浩 安 君

3 番 原 田 教 光 君

4 番 鏝 田 貴 俊 君

5 番 中 村 義 則 君

6 番 古 川 徹 君

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 7番  | 浅岡厚君  | 8番  | 荒木かすみ君 |
| 9番  | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君  |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君   |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|           |       |         |        |
|-----------|-------|---------|--------|
| 町長        | 大矢吉明君 | 副町長     | 鈴木浩光君  |
| 教育長       | 藤代賢司君 | 総務課長    | 木原正幸君  |
| 企画財政課長    | 戸村俊之君 | 税務課長    | 中川チエリ君 |
| 住民課長      | 中村吉徳君 | 健康福祉課長  | 作田延保君  |
| 社会福祉課長    | 山口義則君 | 産業振興課長  | 南部雄一君  |
| まちづくり課長   | 古川富康君 | 会計管理者   | 戸田佳子君  |
| ガス課長      | 吉田洋一君 | 教育委員会会長 | 篠崎英行君  |
| 農業委員会事務局長 | 羽斗伸一君 | 教育委員会主幹 | 竹内秀樹君  |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |        |
|------|------|----|--------|
| 事務局長 | 篠崎肇君 | 書記 | 伊藤さやか君 |
|------|------|----|--------|

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

- 13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

何点かお聞きしたいと思います。

まず、8ページのこのリモートが終了したということで、報告が、補正がマイナス、減額118万7,000円の先ほど説明があったんですけども、どのような内容なのか。もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

それから、10ページの款6商工費で、マイナス573万4,000円、宿泊施設支援が完了のためということで、先ほど説明いただいたんですけども、これをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、情報管理の部門の補正について説明させていただきます。

ウェブ会議用のツーインワンタブレット、こちらのほうを用意するということでございまして、17台用意させていただきました。また、会議をするためのZoomというもののライセンス、これが1ライセンスなんですけれども、3万円の消費税つきで3万3,000円ということで、1ライセンスの確保をしました。

また、モバイルルーターということで、タブレットをWi-Fiとつなぐための設備なんですけれども、当初これを各タブレットに1台ずつということで計画をしておりましてけれども、1台で複数のタブレットを接続することが可能でありますので、これらを台数のほうを当初よりも少なく設定したものでございます。なぜ少なくしたかと言いますと、これは月々の使用料、これが今後ずっとかかってまいりますので、まずは5台の設置ということで今のところ支障なく動いているという状況でございます。

トータルとしますと、当初予定したタブレットの単価が下がったこと。それから、モバイルルーターの数が少なくなったということ。これらのことからかかる経費のほうを抑えたということで減額補正の金額になっておるものでございます。

なお、タブレットの利用について、リモート会議のやり方については先日も庁議開催の際にそれぞれ持ってきていただきまして、その席でリモート会議をどのようにやるかという操作の研修までは済んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） それでは、10ページの6款1項2目の商工業振興費宿泊施設支援金573万円の減額について御説明いたします。

この予算は昨年7月の専決予算で御承認をいただいた宿泊事業者の支援、これは新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の海水浴場を全て不開設としたことから、直接的に影響を受ける宿泊事業者への支援を行ったものでございまして、当初予算では、対象を50施設、413部屋と見込んでおりました。その実施した結果、13事業者の222室となったものか

ら、その差額分の573万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 10ページのこの宿泊施設、当初50施設だったけれども、13事業所だという説明なんですけれども、これはコロナだけの影響なんですかね。どうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） この事業につきましては、7、8月の営業で売上げが前年と比較して50%以上減少している宿泊事業者に対して支援をするものでございまして、まさしくコロナの影響によって売上げが減少したというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、50施設のうち13施設というんですか、13事業所だけが50%の減少になったと、所得。あとはどうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 議員おっしゃるとおり、50事業者のうち13事業者が対象であったと。これは13事業者が申請をしていただいたという状況でございます。残りについては影響がなかったのか、または、そもそも事業を実施していないのか、ちょっとそこまでは具体的には把握はできておるところではございません。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

一般会計の歳出、ページで言うと11ページですか。2款小学校費、9款教育費の学校管理費で、17節に備品購入費1,124万7,000円。ここで教材備品についてはICTということで伺ったんですが、その下の一般備品、これは中学校費も一緒かもしれませんが、先ほど教師のUSBを使った在宅ワークを整備するというようなことでお聞きしましたけれども、その整備の内容をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、御説明をさせていただきます。

一般備品、セキュリティ付きUSBですが、このセキュリティUSBにつきましては、強固なセキュリティを搭載されているUSBを整備したものでございまして、各小学校ごといきますでしょうか、豊海小学校に8個、片貝小学校6個、九十九里小学校に6個です。中学校につきましては18個購入をしております。

このセキュリティですが、通常ですと、USBで持っていったものにつきましては、自宅等でプリントアウト等ができるものでございますが、このUSBにつきましてはセキュリティ強化が優れておりまして、入力以外のものは一切できない、プリントアウトもすることもできないというパスワード付きのUSBになっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 分かりました。

USBについてはとかく新聞等で持ち帰りに紛失してということですがけれども、今の御説明だと、入力しかできない、プリントアウトできない。じゃその内容も見ることができないんですか。要は、もしもUSBを持ち帰る途中で紛失した場合に、その情報が漏れる心配はそういう面もないのかどうかお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） このUSBですが、一つ一つにパスワードが付されていまして、そのパスワードを入力しない限り開かないというものになっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

8ページ、2款1項5目14節庁舎改修工事、これの内容についてどのようなものをされたのかお答えください。

続きまして、10ページ、6款1項3目観光プロモーション事業、観光ソングを作成ということですがけれども、これの財源について、どこからお金を持ってきたのか教えていただきたいと思います。またこれ、今現在どのような状況になっているのかも併せてお願いいたします。

続きまして、11ページ、9款2項も3項も一緒なんですけれども、手洗い場の改修工事、これが大分減額になっておりますけれども、減額になった理由と内容をいま一度教えてください。

さい。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

庁舎に関する改修事業でございますが、まず2点ございまして、ロビーに関する改修を行ったところでございます。階段下の施設についてフラット化するものでございまして、現在、厚生労働省の示しているとおおり、3密等の対策を講じながら、できるだけ感染対策に努めているところでございますが、来庁者の身体的な距離を確保するために、ロビーの椅子を間引きするなどの対策を講じているものの、ロビーが狭く、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みますと、感染を予防するための十分な身体的距離を確保できていない状況にあります。これを改善するために、できるだけスペースを確保するために、今改修工事をしているところでございます。

もう一点が住民課のカウンターでございます。

来庁者への窓口対応について、その業務の性質上、身体的距離を確保することがなかなか難しい状況でございます。特に住民課窓口は来庁者数も多く、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高いことから、改善を行うものでございまして、カウンターの仕様としますと、抗菌仕様、そして、窓口手続を行う住民が、例えば複数あった場合については、仕切りを設ける形にいたしまして、飛沫の感染を講じたいと考えているところでございます。その事業についてはできるだけ早く実施しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

10ページ、6款1項3目の商工費、12節委託費55万円の財源でございますが、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしておるものでございます。

それと、今の状況ということでございますが、この事業につきましては、令和2年度に2代目の観光大使をかのんぷ♪さんをお願いしてございます。かのんぷ♪さんに観光PRソングを作っていただいております。その観光PRソングに合った振り付け、これを作るものでございまして、この振り付けに関してはかのんぷ♪さんと親交のある方をお願いをして、振り付けを実施していただく。ほぼほぼ出来上がってきてはいるんですが、この事業に関し



では、コロナが終息して、後に本町に来町していただくための起爆剤というもので考えておりまして、発表の時期を、このまた第2回目の緊急事態宣言等が発令されたこともありまして、どのタイミングで発表しようかというところを検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、9款小学校費並びに3項の中学校費の手洗い場改修工事の残額でございますが、この残額につきましては、入札による執行契約額の残りということになりますので、見積りに合わせて入札によって執行残が生まれたというところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

まず庁舎の改修の件で、これ財源はこれは国からの補助ということでよろしいですかね。

それで、ロビー下のフラット化ということですが、今後その場所をどういうふうにご利用する予定でいるのかちょっと教えていただきたいと思います。

それと、観光プロモーション事業ですが、観光ソングはできていて、今回は振り付けということで発表の場をとすることはありますけれども、発表の際にいろいろな費用等がかかりますし、全部が出来上がった後にそれを広告したりとか、インターネットでもって発信したりする。そういう費用はここの中に含まれているのか、それともこの後にまた発生してくるのか教えていただきたいと思います。

それと、学校教育のほうですが、トイレ等の改修も一緒に、トイレというか、非接触でもって手洗いの場の改修というふう聞いておりますけれども、トイレのノブとか、そういうものが今現在本庁舎のほうもそうですけれども、完全に手で握るようなタイプで完全接触型ということになっておりますけれども、その辺は今回の工事の中には含まれていなかったのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ロビーの今後の活用の仕方についてお答えをさせていただきます。

今回、完全フラット化を図ります。そして、通用門につきましては、換気のための取入口ということでも活用しているところございまして、まず通路の確保、そして、残されたス

ペースにつきましては、椅子等を設置しまして有効的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 今後の発信に係る費用等についてという御質問でございますが、出来上がった振り付け映像、音と併せて映像も流せるような仕組みを考えておりまして、それについてはインターネットのユーチューブですとか、そういったものをお考えのところでございます。また、本町のホームページからも流せるというふうにお考えしておりまして、その配信については特に費用がかかるものではないと考えております。

またあと、今後のイベント等で観光大使さんにその歌を歌っていただいて、そこでその振り付けをお披露目していただくというふうな場面があるかと思いますが、それについては令和3年度の予算等の中で賄えるものがあるかと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の手洗い場の改修ですが、校舎内にある子供たちが使う手洗い場全てを改修してあるわけではなく、うがい等に今まで使っていたものも使えるということで、約半分を改修させていただきました。

それと、トイレのノブでございますけれども、ノブにつきましては、保護者の協力、それから、先生方の御苦勞をおかけしておりますけれども、学校に来る前に必ず検温、体調チェックを子供たちはして、さらに、学校へ入る前にアルコールによる手指消毒を実施しております。また、先生方につきましては、休憩時間等にノブ等をアルコール消毒していただいているという観点からノブの取替えは行っておりません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

分かりました。カウンターとロビーの件については国費、国からの補助金が100%ということによろしいんですね。さっき答えがなかったんですけども、ちょっと一回それだけちょっと教えていただきたい。

ちょっと暫時休憩してください。質問じゃない。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

(午前10時16分)

---

○議長（内山菊敏君） 再開いたします。

これより会議を開きます。

(午前10時16分)

---

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 先ほどロビー下のフラット化のときに換気等のやつがあったんですけども、それはまた別に国からの補助金で申請してあるとか、そこの換気に関してはこのお金の中に入っていないと思われまうけれども、聞こえますか。

今回、階段下をフラット化した後に換気等の設備とかいう話が出ましたけれども、そのお金については今回は申請されているのかされていないのか、それとも、このお金の中でもって対応しようとしているのか、それを教えてください。

それと、観光ソング振り付けの件ですけれども、その発表の場、また、補正なりでもってやるということですが、財源はこれは国からの交付金等でもって対象になるのか、それとも一般財源から出さなきゃいけないのか、その辺考えているのかちょっと教えてください。

それと、学校ですけれども、これだけ予算がせつかく余ったのであれば、本来であればもう少し先ほどの話ですと、うがい場だけということだったんですけれども、例えばトイレとかそういうところも改修できた可能性があると思うんですけれども、それはまたそれでもって国のほうに補助金等の申請を考えられているのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

ロビーのフラット化の密接空間をできるだけ解消するための事業でございますけれども、先ほど私のほうで言葉が足りませんでした、換気の装置をつけるということではなくて、あそこに通用口がございますので、換気用として使っているところがございます。そのスペースを開くことによって、通路を使う方々があまり距離を近づけないように活用できるということでの趣旨でお話をさせていただいたところでございます。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） その後の費用については一般財源を見込んでおるものでございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） まだ、申し訳ない。

教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） この執行残によるこのトイレの改修ということですが、現段階では予定しておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

すみません、1点お聞きしたいんですけれども、9ページ、1点じゃない、3点聞かせていただきます。

最初に、3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯への臨時特別給付金の件ですけれども、13節ですね。町単独でやっていたいてありがとうございます。これは2回目の臨時交付金の中から入っていると思うんですけれども、ここの詳細、令和2年の4月、5月の出生及び高校生の2年、3年生の児童を養成する者に対して、児童1人に当たり2万円という分がいいんですよね。それで、何人ぐらいたのかちょっと教えていただきたいと思えます。

その下の4款衛生費のところの予防費でも、同じように13節負担金補助及び交付金のところの妊婦支援給付金、ここもちょっと教えていただきたいと思えます。何世帯あったのか。

その下の扶助費、インフルエンザ予防接種利用者助成金、これは65歳以上の方のインフルエンザの助成金でよろしいんですよね。それで増えたということは、今まで平均的に何名ぐらいいて、今回どのくらい増えたのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

子育て世帯の臨時特別給付金、町単独分でございます。一次補正分でゼロ歳から15歳を対象とさせていただきます。こちらが対象児童数1,287名でございます。二次補正分で

これが4月、5月の出生者、それと17歳から18歳までということで、対象児童数208名分でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからは妊婦の支援給付金、それから、インフルエンザの予防接種についてお答えをさせていただきます。

初めに、妊婦の支援給付金でございますが、これは妊婦23名に支給をしてございます。

それから、インフルエンザでございますが、当初予算の見込みが2,880ということで、対象者が6,115に対し47.1%を見込んでいたものでございますが、現時点におきましては3,724人ということで60.9%、844人の増分を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

子育て支援のほうは分かりました。ごめんなさい、分かりましたというか、一次補正のほうでゼロ歳から15歳が1,287名で、二次の4月、5月の出産の子と、17歳、18歳、合計しちゃって、別々分けていただくことは可能ですか、教えていただくことは可能ですかね。教えていただければお願いしたいと思います。

あと妊婦さんのほうは23名ということで、予想どおりなのでしょうかね。30万減になっていますけれども。

インフルエンザのほうなんですけれども、ごめんなさい、6,180人で47.1%を見込んでいたということでよろしいですか。それで3,724って、ちょっとここもう一回、ちょっと早かったんで、もう一度詳しく教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 大変申し訳ありません。

ゼロ歳児、17歳、18歳の分けた数字、今手元にございませんで、後ほどお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、インフルエンザ予防接種の助成事業について、改めて対象者の数と接種見込みについてお答えをさせていただきます。

対象者数でございますが、6,115人でございます。それに対しまして当初の見通しが2,880人、47.1%で見えてございました。補正後、3,724人ということで60.9%を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

分かりました。じゃあとで、ごめんなさい、4月、5月と17歳、18歳の分けたのを教えていただきたいと思います。

インフルエンザの件も分かりました。結構コロナの関係で予防接種受けられた方が多かったということですよ。分かりました。また引き続きよろしく願いいたします。

このほかに妊婦もそうですけれども、子育てのほうで今後町単独で支援するというのを考えていますでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

今現在、子育てのほうで新たな支援事業は考えておりません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 妊婦についての新たな支援でございますが、今後また国の状況等々見極めた中で検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

9ページ目の3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯への臨時特別給付金、こちら先ほど善塔議員のほうから質問があったと思うんですけども、この18節の減額理由の詳細を教えてください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

当初、一次補正分見込みが、対象者が1,278人を見込んでおりましたが、実質数、先ほどお答えしたとおり1,287ということで、こちらは9名が増という形になっております。ただ

し、二次補正分で、当初見込みが234名を見込んでおりましたが、実質的に208人ということで26名の減ということで、こちらのほうが大きな減額の理由となっています。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） これを特に申請していただくものじゃなかったですよ。ここもう一度申請漏れじゃないのかどうかということをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

一般分については特に問題ないんですが、公務員分については町のほうでデータがないので、こちらについては申請という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

ページが10ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費、12節委託料の観光プロモーション業務委託料、これは先ほど何か振り付けをやらせるということで55万ということでございますけれども、さっき浅岡議員からもありましたけれども、ちょっとその振り付けというのはどういうふうな形になるのか、ちょっと具体的に教えていただきたいんですけれども、そのかのんぷ♪さんって2名でやられていると思うんですけれども、観光大使がね。その方だけの振り付けをやるためじゃなくて、その大勢の方に振り付けをやってもらうということですよ。それは具体的にどういう形で振り付けをやるのか。

言ったように、情報発信するには費用はかからないということなんで、この振り付けをやるのに55万はということなのかなと、そういったちょっと疑問がありますので、お聞かせ願いたいと思います。

もう一点が9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費の中の備品購入費、17節ビデオカメラ8万7,000円ということでございますけれども、これはどういったビデオカメラ、急遽必要になったのか。ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

振り付けの内容ということでございますが、歌は議員おっしゃるとおり、かのんぷ♪さんが歌を歌うと。その歌に合わせてお子さんですとか高齢者を含めた方が体を動かせる。椅子に座ってもやれるような振り付けだったり、立ってもやれるような振り付けと。広い方々がその歌に合わせて踊れるような振り付けというところで作っていただいております。

先ほども説明させていただいたかと思いますが、かのんぷ♪さんの歌のイメージに合わせた振り付けになるよというところで、かのんぷ♪さんと交流のある方に制作を依頼しているという部分がございます。広い方々が共有していただけるような振り付けになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、ビデオカメラについてお答えをさせていただきます。

このビデオカメラの購入目的でございますが、当初購入した目的は成人式会場での密集を避けるためにライブ配信を行う予定でございました。なお、また欠席者もいることから、そういった欠席者にも成人式をこのように今回行いましたというところでライブ配信を考えての購入であったわけですが、残念ながら、成人式、緊急事態宣言に伴って中止となりましたので、使うことができませんでした。しかしながら、このカメラ、小型カメラでございますので、今後各種イベントにおいてライブ配信をするなどの使用が可能ということでありますので、そちらでも活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

ちょっと観光のほうのこのプロモーションで振り付けですけれども、ちょっとピンと来ないところがあるんですけどもね、子供たち、高齢者を含めて、そのかのんぷ♪さんの歌われる歌の振り付けを学ばせるといふか、覚えさせて、そういったものをPRしていきたいということよろしいですかね。いずれにしても、委託料55万ということだったんで、この振り付けに55万は結構かかるんだなと思ってちょっと疑問に思いました。一生懸命やっていたきたい、町を活性化していただきたいと思っております。

ビデオカメラにつきましても、今の局長のほうのお答えで、成人式向けに買っていたんだ



と。実際行われなかったから、また今後活用していきたいということなんで理解しました。

ありがとうございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、8番、荒木です。

8ページの総務費、総務管理費の中で財産管理費の中で17備品購入費。この非接触式体温測定器、教育の中でも買っていて、公民館でも買っていたりとかあるんですけども、お願いして買っていました。よかったと思うんですけども、これ、ここの本庁舎の1階にある非接触式、何かあまり前に立っても上手にできないんですね。使い方が悪いのか、修理が必要なのか、ちょっとそこら辺よく分からないんですけども。

それで、入り口が3つあったら、そこに1個だけしかないし、裏から入ったらもう全然気がつかないで終わってしまうというような状況だと思うんですね。だから、手動の小さいのでもそこに置いてあったほうがいいのかというふうには思うんですけども、ちょっと使い勝手が悪いというような気がするので、それは安いものを使ったとか、そういうのであるのか、それともそのときにそれしか買えなかったのか、そこら辺気になるんですけども、もっといいものがあったのかなかったのか、そこら辺もちょっと。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

非接触式体温測定器につきましては、購入について妥当なものを購入していると認識しているところでございます。

ただ、住民の方にも全ての方がそれをうまく活用できるかと言えば、なかなかそこには至っておりませんが、できるだけ職員がその辺の対応をしながら、適切に体温が測れるように見守っているところでございます。

それと、階段下の通用口のところでというような話でございますけれども、今現在は多くの住民の方が大型玄関のほうから入り消毒をしていただき、そして体温を測定している流れを矢印等で示しながらやっているところでございます。そして、企画財政課脇の通用口についてもそういった形で適切に消毒、体温が測れるような環境を整備しているところでございます。そのサービス棟をつなぐ裏と言いますか、通用口につきましてはなかなか住民の方が使う通用口ではないとは認識しておりますが、今後その辺、できるだけ多くの方々が体温を測れる環境を考えていきたいと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにごいませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで、一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

（午前10時38分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

---

◎日程第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

7ページ、6款商工費、1項商工費で18節負担金補助及び交付金、中小企業等緊急支援給付金とその下の宿泊施設支援金、2つちょっと質問させていただきます。

最初の中小企業支援金、これは昨年同様、引き続き同じように町単独で行う事業だと思いますけれども、1件10万円ですよろしいでしょうか。今回何件見込んでいるのか。また前回と違うのはどうなのか教えていただきたいと思います。また昨年、何件、何事業申請があったのか。

そしてまた宿泊施設支援金ですけれども、これもこれ先ほど第1号のところに谷川議員から質問があったように、前回13施設の申請があったと答弁いただきましたけれども、ここも今回はまた同じような内容ですよろしいでしょうか。そしてまた、同じ施設が同じまた申請をしても構わないのかどうかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず中小企業のものでございますが、対象を前回実施した中小企業の支援の対象とほぼ同じく捉えておりまして、対象は28年の経済センサスを基に、本町に主たる事業所を有する事業者、それと今回、前回と違うのは第一次産業者も対象として含めてございます。合わせて480事業者というふうに捉えておりまして、その480事業者に10万円を一律支給するという内容で制度設計をしているところでございます。

前回とまた違うのは、前回は50%以上の売上げが減少した方を対象としておりましたが、今回は30%以上の売上げ減少というところで対象として捉えております。なぜ30%としたかにつきましては、近年の世論調査等を参考に、50%以上の減少に次いで30%以上減少した事

業所の割合が多く占めていることもあり、このようなことから30%以上の減収はコロナ禍による影響というふうに判断したところでございます。

令和2年度に実施している中小企業の支援の実績でございますが、先週末現在で276事業者の申請がありまして、率で言いますと約61.3%の実施状況でございます。

それから、宿泊事業につきましては、これも前回実施した事業者が対象というところでございます。本町、今回の宿泊事業の支援につきましては、32事業者、309室、これは旅館業法の宿泊施設の届出のある事業者でございます。それと住宅宿泊事業法の宿泊施設が6事業者を見込んでおるところでございます。千葉県への報告等の数値を見ますと、若干もう少し多い事業者の数があるわけでございますが、この辺については本町のほうで実態を調べたところ、この事業者、32事業者、309室、それと、住宅宿泊事業法の宿泊施設が6事業者、12室というふうに捉えておるところでございます。

また、その宿泊事業者につきましては、昨年の12月頃から予約の取消し等も多くなっていると聞いておるものもございまして、それでまた、1月になって2回目の緊急事態宣言というところでほぼ予約等がキャンセル相次いでいる。3月になりますと、学生等の合宿等がございまして、それもキャンセルになっている。かなり影響を受けている。

また、商工会さんのほうからも資料等を頂いておりまして、宿泊事業の売上げ減少率がほぼ90%減少しているというふうな実態の数値をいただいたところもございまして、この宿泊事業に対してはかなり困っているというようなこともございまして、本制度化を実施したところでございます。

また、本町の観光の受皿の基幹事業というふうなこともございまして、これを実施して、事業を継続していただくというものを考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。

中小企業のほうなんですけれども、昨年、令和2年で276事業でよろしいんですか、61.3%。分かりました。

今回は第一次産業まで見るということで、48事業というのは何でしたっけ。じゃみんなで見込みはどのくらいだとか、ちょっと聞き取れなかったんですけれども、そこを再度教えていただきながら、申請はいつからなのか。この中小企業も宿泊施設も申請はいつから始まる

のか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

先ほどの質問の中に、前回もらった人も同じくもらえるのかというふうなお尋ねもあったかと思いますが、前回もらった人も要件に該当すれば、今回は支給をするというふうに考えておるところでございます。

中小企業の対象事業所数というところで480事業所捉えておるところでございます。480事業所の内訳でございますが、中小企業等の事業者を450と、一次産業等の事業所を30というふうに捉えておるところで、全体としては480事業者というふうに押さえているところでございます。

受付に関しましては、4月以降、早急に受付を実施できるよう準備を今整えておるところでございます。日程等決まりましたらお知らせをまいります。周知の方法につきましてはホームページですとか、そういった媒体を使う周知も考えておりますし、また商工会さんにも御協力をいただいて、事業者等への周知も実施していきたいというふうに考えております。

中小企業の支援につきましては、対象を本年の売上げが令和元年度と比較して3割以上減少と。令和元年度が通常のコロナの影響を受けない年度かなというふうに捉えております。昨年はほぼほぼ1年間コロナの影響があったところを想定しておりまして、比較するのは通常時の年度、令和元年度であろうと捉えておるところでございます。

それと、宿泊事業につきましては、去年、7、8月の海水浴場不開設に伴ったところの影響の支援をしたというところがございます。それから、9月以降、今年の6月までの期間、その宿泊施設に係る対策、コロナ対策の費用というところで一室当たり3万円を見込んで、1か月15万円費用がかかるというふうに見込んでおりまして、6か月間の期間を支援しよう。今年の6月までの間を支援しようというふうに見込んでおるところでございます。

宿泊施設のほうも受付は4月以降から順次始めまして、これにつきましては、6月までの間の支援策というところを想定しておるところから、6月までに受付を終了したいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

詳しく説明していただきましてありがとうございます。

最後ですけれども、この中小企業も宿泊施設の事業も繰越し、令和3年度の当初予算というか繰越しになっていると思うんですよね。4月の1日から始めるということですので、これを何で専決処分にしたのか。当初予算に載せることじゃなくて、専決処分した理由を教えてくださいたいんですけれども。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 4月以降、早々に受付等を実施していくためには、前もって準備する必要もございますので、専決処分をしていただいて、承認いただき、取りかかっているようにというところで計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかに。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

6ページ、企画費のこのバス、款2総務費企画費、目6の企画費なんですけれども、バス運行対策補助金ということで506万が専決されています。国、県の支出金なんですけれども、この506万という金額の、どういったことで506万という基準になったのかお答えいただきたいと思います。

それから、その下の款4衛生費、委託料8,311万、これは全部コロナ関連のものだというふうに判断していいんですよね。すると結局この数字、8,311万というこういう数字は、例えば基準として人口とか、そういった割合でそういった数字が国からのコロナ対策費として出たのか、それを教えてくださいたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

1点目の総務費の企画費に計上しておりますバス運行対策費補助金についてでございますが、今回は2回目の補助金を手当するものでございます。考え方でございますけれども、バス事業者につきまして路線の系統の数に対して1系統20万円、そして、車両に対して1台につき2万円を補助するものでございます。

一方、タクシーにつきましては基本的に60万円を基準として基本的な予算を補助するものでございまして、車両についてプラスして1台当たり2万円を補填するものでございます。

2点目の今回の臨時給付金の考え方でございますが、明確な根拠づけについてはなかなか

説明がしづらいところがございますけれども、その人口的な考え方は一つの試算の根拠となっている点がございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、衛生費にございます新型コロナウイルスワクチン関連の委託費についての財源についてお答えをさせていただきます。

この財源につきましては、ページ戻りまして5ページにございます国庫支出金の中の国庫負担金の中にあります新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金5,261万1,000円、これがワクチン接種に係る費用について1回当たり2,070円の消費税として支出をされる、交付をされるものでございます。

また、その下にございます15款2項2目にあります、これがワクチン接種体制確保事業補助金4,869万6,000円ということで、これにつきましては直接接種する2,070円以外の費用について国が工面するというものでございます。歳入の合計が1億130万7,000円、歳出の合計が1億172万2,000円ということで、一般財源について41万5,000円を投入するというような仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

そうすると、再質問なんですけれども、バス運行対策補助金というのは、例えばふだんこれだけ乗客がいるけれども、コロナによってこれだけ減ったという、そういった具体的な計算ではないという、この数字の根拠としてどうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

バス及びタクシー事業につきましては、今年度設置しました町公共交通会議の中で情報をいただいているところでございます。その中で人口減少により利用者は年々減っていると。その中で今回の新型コロナウイルス感染症によってほとんど利用者がなくなったことが日々多くあるというような、現実的に非常に厳しい状況であるとの話を全ての事業者さんから伺ったところでございます。

バス、タクシーの公共交通につきましては御存じのとおり、人口減少の影響で輸送人口が減少しており、今回の新型コロナウイルスが追い打ちとなり、大変極めて厳しい経営状況に

あるということは、これは全国的に国土交通省がネットで公表し、あるいは媒体でいろいろとその辺の情報を公表しているところがございます。九十九里町にとってもなくてはならない、この公共交通を維持継続していただくために、ぜひともこの支援をして今後の公共交通を維持していきたいという観点から、この事業を実施計画に載せ、実施をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 何か数字的にふだんこれぐらいお客さんが乗っていて、それが今回減少してこれぐらいのということではないということが分かりました。結構です。

衛生費のことなんですけれども、この間、せんだっての説明では、このワクチンの接種は九十九里病院でというような、そういったお話だったと思うんですけれども、先ほど私が聞きたかったのは、そういった基準として、人口だとか世帯数だとか、そういったことで、こういった数字が出てきているのかなという、その根拠を聞いたんです。

というのは、やはりこの委託料の中身を見ると、交通誘導業務委託料が507万3,000円とか、あといろいろ細かく数字が、接種業務委託料5,000万とか、いろいろこういう人材派遣等業務委託料とかというのが細かく載っているんだけど、実際それを現実的にやり出したときに大丈夫なのかなという、その大丈夫なのかなという根拠ですね。そういったことをお答えいただきたかったんです。というのは、混雑や何かも考えられるし、それがある程度基準が世帯数だとか、そういった基準があるのかどうなのかなということでお伺いしたかったんですけれども、もう一度ちょっと教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

まず、ワクチンの接種に関する費用については、先ほどお話をしたとおりでございます、国が必要な分だけ支出するというものでございます。

またこの補助の分ですが、実際に我々からの要望を国が吸い上げた中で配分をしていただいたもので、これが人口割であるのかというのは私もちょっと分からないところがございますけれども、ただ、今回国が三次補正において、9月分までについてを工面すると。残り10月以降については改めて国の予算で工面しますよということでございますので、今ワクチンの接種のスケジュールが大分ずれ込んできているようでございます。今回も集団接種、これは1クールを3週、3週、6週間で捉えまして、その3クール分の予算を計上させていただ



いたところでございますので、これが4クール、5クールというふうに延びてまいりますと、当然10月以降にもかかってまいりますので、そうした場合は改めて国に対する要望を提出する考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

先ほどちょっと細かいことが分からなかったんですけども、4ページの歳出のところ、教育費がマイナス80万円かな、これは成人式がなかったといったところだったかしら。よくちょっと聞き取れなかったんですけども、成人式は今年やらなかったんですよ。で、来年もどうなるか分からないと。今19歳、20歳の方、大学の授業もない、それからこういった入学式とか、そういうこともすごく制約を受けているという中で、さきのときに庁議用にZoomを使っているというふうにあったんですけども、こういったことを、このZoomの権利をせっかく持っているわけですから、こういう若者の出入りにつけられないかという、そういう気持ちなんですけれども、入学式とか。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

(午前11時21分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

---

○議長（内山菊敏君） ほかに質問ありませんか。

(発言する者あり)

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、今後の成人式の開催ということでございますが、令和2年度につきましては中止とさせていただきます。また、令和3年度の成人式については今後のコロナの感染症次第で、また対策等が練られた場合にはそれに応じていくというところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

6ページ、7ページにわたるんですけども、衛生費、保健衛生費の2目予防費、その中の12節委託料、これはワクチンの関係なんですけれども、ワクチンの保管用冷凍庫管理業務委託311万3,000円、それと新型コロナウイルスワクチン接種業務委託5,099万2,000円。これは両方とも九十九里病院がやるというようなお話だったんですけども、まずワクチンについては人数、先ほど単価が1回当たり2,700円の消費税ということだったんですけども、人数とあとワクチンについてですけども、管理の方法。

先日報道でもって、冷凍庫の故障によって6,000人分のワクチンが失われたというような話もありました。この場合の管理業務に対する補償ですとか、その辺がどのようにになっているのか。業務を委託後はそのワクチンの数の管理とかは誰がするのか、その辺もちょっと教えていただきたい。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種業務委託料の積算根拠でございますが、これは人口を1万5,500と想定した中で、1人当たり2,070円の消費税で2,277円、それに70%の接種率としておおむね2回ということで積算をさせていただいたところでございます。

しかしながら、昨今において、16歳未満については接種をしないよといった話があったので、約1,200人分がリスク値ということでございます。

次に、ワクチンに係る保管業務委託料についてでございますが、まず保管につきましては専用の警備員を置きまして、加えて見守りのカメラを設置して万全を期すというところでございます。

また、ワクチンの管理でございますが、これは薬剤師さんに管理をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

ワクチンの保管の場所に警備員をつけるということで、それはこのお金の中に入っていて、

それが委託料となっているのか。

それと、先ほど薬剤師が数量の発注等をやるということですが、その薬剤師というのはどういう薬剤師、例えば先ほど言った委託先の薬剤師なのか、それとも国とか保健所だとか、そういうところの人が数量管理をするのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 薬品の管理についてでございますが、この311万3,000円の中に先ほど申しあげました見守りカメラ、警備、それから、薬剤師と全て九十九里病院さんにお問い合わせをする予定でございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○健康福祉課長（作田延保君） 数量においても同様に管理する予定でございます。

ただし、全体の数量についてどういったふうに流れていくといったものにつきましては国がシステムを構築しておりますので、そのシステム上で管理をし、九十九里病院に入ったワクチンについてこの薬剤師さんに管理をお願いするということでございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 申し訳ないですけども、結局いつワクチンが入ってきて、いつ使うかとか、そういう管理もその委託料でもってやるということなんですか。例えば国との交渉だとか、そういうものもそのやつでやるのか、そういうことを聞いたかったですけれども、基本的にもうこれ委託したら町は関係ないという形なんですか。それとも、町があくまでも数量とかを管理するのか、そういうことを聞いたかったですけれども。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） この薬剤師さんが管理する部分についてはあくまで冷凍庫の中のワクチンについてございまして、ワクチンの入荷だとか、そういったものにつきましては国が構築しているブイシスといったシステム、これによって我々の職員がどこにどういふふうなワクチンが何本あるということが見えるようになっているということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） まだその辺のシステムをちょっとうまく、これからだと思いますけれ

ども、数とかの管理を十分しっかりしていただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほどの話ですと、この311万ではちょっとそれだけの管理を任せるにはちょっと少ないんじゃないかというふうに思っておりますので、これからのことなんでしょうけれども、数量管理等をしっかりしていただきたい。

それと先ほど答えがなかったんですけども、何か故障とかあったときに責任問題についてはどういうふうに対応しているのか、さっきなかったんですけども、例えば保険に入るとか、保険でもって対応するとか、そういうことを考えられているのか、その辺答えがなかったなので、一つそこだけお願いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 責任問題といったことですが、保険に加入していると、そういったことはございません。ですので、仮にこの冷蔵庫に故障等々があった場合については国に速やかに報告するということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 暫時休憩してください。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時31分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

---

○議長（内山菊敏君） ほかに質問ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

ページは7ページになります。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金の中の中小企業緊急支援給付金、また、宿泊施設支援金。これは先ほど善塔議員からもあったんですけども、私の聞き間違いかどうかちょっと確認したいんですけど

も、今回一般質問でちょっとこれ触れたんですけども、先ほどの説明だと、受付が4月以降で締切りが6月までということを経理からお話があったと思うんですよ。でも、緊急事態宣言というのは実際には1月8日から出ているわけですよ。これいつ解除されるか見通しもまだつかない。21日の予定ですけども、いずれにしても、このコロナの影響というものは当面続くような見込みがあるわけですけども、その辺どういうふうに見込んでこういう金額になったのか。

この間の質問だと、1月から今年の12月までは、その10万円の支給金というのを見るという御答弁をいただいたと思うんですけども、その中で6月までと先ほど言われたので、ちょっと疑問に思いましたので、その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

ちょっと私の説明が不足していた点があったかと思いますが、6月まで受付が終わるとするのは宿泊施設の支援金でございます。中小企業等につきましては、今年1年間の売上げを比較対象と考えておるところでございますので、中小企業の受付に関しては、来年の1月、今年の12月までを対象期間と捉えておりますので、それ以降までは受付をやるというふうに想定しているところでございます。

先ほども説明しましたとおり、中小企業につきましては、今年1月から12月までの間で令和元年度と比較して30%以上、どこか1か月でも減少していれば、対象者というところで想定しているところでございます。

宿泊事業につきましては、6月までの期間の宿泊施設に係る支援措置というところで捉えておりまして、そちらは6月末までで受付を終了するというところを想定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

分かりました。中小企業等々の、これは12月までということでは理解できました。これは間違いはないですね、これでね。これ言われてなかったもので、ちょっと確認したかったんですけども。

それと、宿泊施設は6月までということでは仕切っていますけれども、例えばこの夏、宿泊施設等も減少に陥る可能性があるんですけども、その辺はまたそういった場合には対応し

ていくという形でよろしいのでしょうか。また補正でも何でも組んで、随時そのような体制を取っていくということでもいいのか、それとも、今回限りで打ち切るのか。この6月分までしか見ませんよということですか。その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

6月までとしておりまして、7月以降につきましては、現時点では先行き不透明ではございますが、本年は夏場の夏季観光の重点事業である海水浴場を開設することで考えております。そうすれば、宿泊事業における経済打撃は緩和されることを想定しているということ踏まえまして、6月までの間というところで設定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

海水浴場開設に当たり、7月、8月は宿泊施設のほうも潤ってくるんじゃないかというような御説明だと思いますけれども、いずれにしても、その間に例えばワクチンが回ったりなんかすればいいんですけれども、いずれにしても、その期間というものは大変厳しいものがあると思いますので、それについてはそれなりの対処をしていただきまして、対応をしっかり取っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第3 議案第11号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算(第9号)

議案第12号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)

議案第13号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

議案第15号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(内山菊敏君) 日程第3、議案第11号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算(第9号)、議案第12号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)、議案第13号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第14号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、議案第15号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

議案第11号から議案第16号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午後 零時05分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで、一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

給食事業会計から1点だけ。

5ページ、受託事業収入、給食、今回コロナの関係で臨時休校ということで4月から5月の給食がお休みになったと。そこでちょっとお伺いしたいのは、そういった関連事業者の給食が休みによって損失とか、そういったのは具体的にあったのかどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

休業に伴う委託先でございますが、6ページ、委託料の給食業務（調理・配送）委託料マイナス24万8,000円というところで計上させていただいております。これに伴いましては、



休業期間中、調理等は行っておりませんが、給食に携わる方々は機器のメンテナンス等出勤をしておられ、さほど大きな減額とはなっておりませんが、配送業務、要は配送の燃料費、そういったものについては支出しておりませんので、そういったものを減額させていただいております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

東洋食品さんとの契約だとは思いますが、じゃなくて、実際そこに賄い材料を予定して入れようとしていた、そういった業者さんとの関係はどうでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 当然賄材料費のほうで減額をさせていただいておりますので、そちら、給食を行っていませんので、当然食材等にも購入はしておりませんので、賄材料費のほうで減額をさせていただいているのがそれに当たるかと思います。2款の1目給食施設費賄材料費814万1,000円というところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、そうではなくて、聞いたかったのは、そういう業者さんの損失はどうだったんでしょうかという、結局、学校給食に野菜なりいろいろ入れるわけで、そういった業者さんの損失はなかったんでしょうかということでお伺いしたんですけど。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） その業者の損失でございますが、前の定例会でも御説明させていただきましたが、うちのほう、早い段階で手を打っておりますので、さほど業者への負担はなかったというふうに承知しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

給食事業特別会計なんですけれども、コロナの関係でもって雇用調整等行われていると思うんですけれども、その事業所として雇用調整交付金ですとか、コロナ関係の事業継続補助金でしたっけ、何かそういうのがあったと思うんですけれども、そういう対象にはこの給食

事業というのはなるのかならないのか。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） ただいまのお答えですけれども、私ども東洋食品のほうに委託をしております。その雇用の関係につきましては、東洋食品が自ら行うものであり、町がそういったことを申請するということはあり得ません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうすると、この事業自体はもう委託しちゃってあるんで、でも事業主は九十九里町になっているわけですね。普通その場合は、例えばその交付金ですとか補助金をもらう場合は事業主がやって、その下請けは下請けでもってまた別個にやると思うんですけれども、今回この給食事業というのはそういう助成の対象になるのかならないのか、その辺調べたかどうかちょっとお願いします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 現段階で私が把握している限りでは、そういった事業の申請等はしておりません。

以上です。

失礼しました。対象という認識は持っておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

まず国保のところの一つお聞きしたいと思います。

ページが5ページになります。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金の中の説明のところでは災害臨時特例補助金とあります。これは何かコロナの分で減免するための補助だというようなことを課長言われていましたけれども、97万7,000円。

あと今度は介護保険のほうにいきますけれども、5ページ、これにもやはり災害款項といったほうがいいですかね、2款国庫支出金、2項国庫補助金の中の8目災害等臨時特例補助金ですか。説明欄の中で災害等、これには今度は等とつくんですけれども、臨時特例補助金。

これについてちょっともう一回どういうものなのかということをお教えいただきたいと思  
います。今までこういうことなかったと思うんですけれども、今回初めてこういうことにな  
ったのか、それについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 私からは国保のほうの災害臨時特例補助金、こちらについて御  
説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税に対する減免があったものについて、こち  
らが補填されるものですが、災害特例補助金として10分の6、特別調整交付金として10分の  
4、こちらが補填されるというものになります。

では減免が幾らあったかということになりますと、この歳入の1款1項1目1節の現年課  
税分で、こちらに出ている金額、これが減免の金額ということになります。よろしいでしょ  
うか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 私からは、介護保険の減免についてでございますが、先ほど  
国保の減免とほぼ同様でございますが、やはり国が保険料の10分の6を負担すると、残りの  
10分の4については調整交付金によってまた改めて受け入れることになるということござ  
います。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうすると、この文字は別に関係ないということですよ。というのは、内容はその等と  
つくんですよ、介護保険のほうは。国保のほうは等はずかぬですよ。この違いは何だろ  
うなと思ってちょっとお伺いしたんですけれども、等と含まれるというのは、その等とい  
うのは何なのかと思ってちょっとお伺いしたんですけれども、同じものだというですよ、  
いわゆる。よろしいですか、よろしければそれでいいですよ。同じものですよ。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 災害の中に今回のコロナウイルスを含めるという意味で等と  
いうことにさせていただきますので、御理解お願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決をいたします。

議案第16号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第17号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する  
条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第4、議案第17号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番(古川 徹君) 6番、古川徹です。

お聞きしますけれども、条例改正ということで分かりやすくなってきたと思うんですけども、お聞きしたいのは6条についてです。6条について改正前が、「教育委員会は、次の各号に該当する場合は、給食を停止することができる。」とあります。その中で1、2、

3とあるわけですがけれども、学校において例えば「感染症が発生し、感染症のおそれがあるとき」には給食を止める。また、この2番目はしようがないと思うんですけれども、これこれこういうことはできないと思いますので、今まではこういう条例があったんでしょうけれども。3番目の「その他、町長が給食を行うことが困難と認めたとき」とあるわけですがけれども、これが6条の中に載っていない、新のほうにはね。という場合には、万が一、この条例に定めていないと急施の判断で給食を停止した場合、もしかすると保護者の方々からそういう条例も何もないのに何で止めたんだという問題、クレーム等の問題が出ないのか。

または、この運営委員会ということが今回設置されているんですけれども、運営委員会というのを招集したり、もし万が一その中で考えるのであれば、招集したり、その調査審議等を行ってからでは時間がかかると思いますので、できればこの新のほうの2番目の、「運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査及び審議を行う。」となっていますよね。この中にはできれば教育委員会またはとか、そういった形にすると、教育委員会の判断でそういうこともできてくるのかなとは思いますが、また町長とか入っていればいいんですけれども、そこがちょっと文言が抜けていて問題がないのかお聞きしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第6条の給食の停止というところでございますが、これ先ほども説明させていただきましたが、本条例はあくまでも設置に関する条例であり、運用、運営をするためのものではありませんので、その給食の停止につきましては、規則のほうでうたうべきものだというふうに認識しております。

それから、運営委員会でございますが、これは諮問委員会でございますので、給食に関することにつきましては、運営委員会を開いた中で諮問していただいて、その答申を経て行うものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

じゃこっちのほうは条例じゃなくて規則で進めていくということですがけれども、今までは、条例化されていたわけですよ。その必要がなくなったということで、今度は規則のほうで行っていくと、そのようなことでよろしいんですか。よろしいですか。分かりました。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

質疑ありませんね。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 九十九里町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第18号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第5、議案第18号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） すみません、要は扶養されていない子供が被保険者になるという、簡単に言えばそういった、要するに保険をかけられるという、そういった立場になるという解釈でいいんでしょうかね。何かちょっと言っていることと文章の内容がちょっと理解でき

ないんですけれども、もう一度説明をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 生き別れなどで本当に親御さんのいない、いわゆる扶養義務者がいない児童については国民健康保険上の被保険者ではないということで、国のほうの公費で全て賄うものでございますので、その適用を国保の施行規則で運用していたんですけれども、今回改めて県の指導で条例への明記、それが通達がございましたので、今回、本条例の一部改正を上程しているものでございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 要するに、そういった扶養されない子供たちが今度は明記されることによって、国の公費のいわゆる被保険者になるということでもいいのかしら。ごめんなさい。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 今まで国民健康保険法施行規則によって運用してまいりまして、私の知っている限りではそういった事例はないということで聞いておりまして、今回それを国の法律の準用ではなくて、町の条例で正しく明記しなさいと県内市町村に要請がございましたので、一部改正で今、新旧対照表で追加した文言を追加させていただきたいという趣旨でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

これは健康保険の被保険者にならないということで、あと児童福祉法で保険というか医療機関のやつは出されるということなんですけれども、今まで例えば保険証、普通であれば保険証を持って受診するんですけれども、こういう今回この対象になった方は医療機関に行く場合、どういうものを持って受診するという考え方か。それと、それに伴って、じゃいいや、取りあえずそれだけ。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 国民健康保険の被保険者とならない場合の調査、それを県の児童相談所の方が行って、その子に関する公費扱いの措置に持っていく手段となっていると思います。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。



○7番（浅岡 厚君） 簡単に、私がこの被保険者の対象にならなかったとすると、医者に行く場合、窓口で普通なら健康保険証を出しますけれども、そういうそれに代わるものが何かこれにあるのかという質問なんですけれども。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 例えを申しますと、生活保護の方の受給券、そういう形で医療を受けることと認識しております。それに代わる、ですから受給券、医療の受給券ですか、そちらのほうで公費で賄っていかれると思います。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ここにほら、条例でもって明文化するわけですから、そういう人たちの保護も考えなきゃいけないと私は思うんですけれども、その場合にだから、一々窓口でもって説明しなければいけないものであれば、この人たちの立場がちょっと保護できないじゃないですか。例えばそれに代わるような券とか何かあるのかということを確認したかったんですけれども、そういうのがないのであれば、例えば今度マイナンバーカードでもって保険の代わりにするとかいう制度に今なっておりますけれども、そういうマイナンバーカードと連携して、そういう方の保護ができるか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 1時50分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時53分）

---

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 先ほど申しました被扶養者、親御さんがいない方は最初から健康保険証を持っておりませんので、児童相談所のほうの担当の方が公費で扱うということで、そちらのほうで県、どういう事務処理するかは分からないんですけれども、対応して医療機関に行くと思います。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 分かりました。

いずれにしても、条例としてこのように対象から外すという明文化されたわけですか

ら、やはりその対象から外された方の保護、またはその方たちに不利益にならないような施策をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第19号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第6、議案第19号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時10分です。

(午後 1時58分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時09分)

---

◎日程第7 議案第20号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第7、議案第20号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第21号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について

○議 長(内山菊敏君) 日程第8、議案第21号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番(浅岡 厚君) 7番、浅岡です。

この規約によって基幹相談支援センターを設置されるということですが、この設置についてどのような場所に設置するとか、そういうことが決まっているのであれば、ちょっと教えていただきたい。

○議 長(内山菊敏君) 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長(山口義則君) 設置場所の関係についての質問にお答えさせていただきます。

今のところ、まだ設置場所までは決まっておりません。基幹相談支援センターにつきましては、令和4年開設を予定して動いているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 令和4年に設置する。じゃそうしますと、令和3年度で計画して、令和4年度から運営をするということではよろしいですか。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、組合の業務という形にさせていただいて、組合のほうで準備期間を1年置いた上、令和4年に施設の開設ということで動き出すということで、設置場所等につきましては、各構成市町である3市3町、こちらの意見も聞きながら行政組合のほうの主となって計画を推進していくという形になっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、町がやはり、各設置した関係町が自治体でそういった相談窓口はやはり受けるんですかね。じゃなくて、町との関係はどういうふうな関係になるんですか。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 町との関係でございますが、今現在、障害福祉行政につきましては多種多様化して、専門的な知識がないと対応できないようなものもございます。また、関連する事業関係、御案内するという形もあり、ワンストップ的な対応もしなければいけないということで、まず、専門的な対応についてはこの基幹相談支援センターが中心となり動き、また各市町村につなぐという、そういう形になってこようかと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、住民が障害者の方の、そういった相談はまず基幹相談支援センターにまず行ってそれから町に下りてくると、そういった考え方でいいのかしら。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 大変すみません、ちょっと説明が不足しておりました。

町のほうでの相談の窓口も併せて行っております。ただ、より専門的な話になってきた場合に、専門的な職員がない場所での対応が困難になるということで、お互い連携しながら

対応していくという形を想定しております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） じゃ例えば、障害者の方、あるいは日常生活にいろいろ支障がある方がまず町に相談に行って、町からまたそういった基幹相談窓口との連携をしながら町がその援助する、支援するという、そういった考え方でいいんでしょうかね。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの議員さんの考え方でよろしいかと存じます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時22分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時22分）

---

◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） お諮りします。

ただいま町長大矢吉明君から議案第22号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）及び議案第23号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第2号）が提出されました。

議案を配付します。

（議案配付）

○議 長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号及び議案第23号を日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 議案第22号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）

議案第23号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第2号）

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第1、議案第22号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）及び議案第23号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第22号及び議案第23号について、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 関連がございますので、質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま議案説明を受けましたが、第三者委員会を設立するというので、その費用の捻出が出てきたということで今補正を組んだと思うんですけども、その第三者委員会によって弁護士3名、会計士1名等の経費、それは第三者委員会設立して調査し、不正の詳細が分かった場合には不正をした職員に対して弁護士費用等の請求はする気持ちがあるのかどうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 費用の負担でございますが、これはあくまで私どもが東千葉メディカルセンターに設置を要請するものでございますので、その負担につきましては私どもが負担することになるかと思えます。

ただし、法人に対して約束をしております10年間で真水分としての26.5億円、この中に含めてということでございますので、設立団体としては実質的な負担はしていないというふう整理してございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

課長、それちょっと違うんじゃないの。26億を出している、真水分の中から出す。26億出していると言ったって、それだって我々が負担しているでしょうよ。遠回しに捻出しているだけであって、なぜ私がこれを聞いているかという、先ほどもあったんだけどね、不正をしてしまった職員、やった職員、単に例えば、不正で受領した給与の一部を返還するか、そういう安易な考え方で答弁し、我々は特別委員会を設置し、詳細説明をお願いしていても、体調不良により出席できないとか、そういう説明もないのに、調査するのに3か月、4か月の月日を要すると。その間に我々が受けた東金九十九里地域医療センター、東千葉メディカルセンターの不評、悪評は全世界に広まっているんです。そういった大きな被害を受けているのに、単なる不正を受領した給与の返還ぐらいの気持ちで職員が説明もしない。

それに対して私はね、金銭じゃなく独立行政法人という法律の下に、医療センターを東金九十九里で運営しているんだけど、お金を出資し、町税をつぎ込んでいながら、町民を守るため、市民を守るために投資しているんだけど、そういったものに不正があった。



じゃその不正はどういう不正があったんだという町民に説明できるだけのものを持たなきゃいけないと思う。第三者委員会を設立し、弁護士を雇って、会計士を雇って、その費用は町民の血税で払うんだよ、町長。

私は今一番お腹の中にあるのは、医療センターの管理について、医療センターとの約束をもっと強く求めるような行動を取っていただきたいと思っておりますけれども、その点町長どうですか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 第三者委員会の設置をする大きな目的といたしましては、今回の不祥事に関する事実の調査であるとか認定、それから評価、原因の分析などを行いまし、最終的には法人の信頼の回復に努めるといったことになろうかと思えます。

ただし、そういった過程において、告訴、告発といったようなものが出てきますれば、そういったことも念頭に置きながら、必要に応じて対応を取ってまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

第三者委員会、先ほど弁護士3名、公認会計士1名ということで編成されるようですが、この任命についてはこの設立団体がどのように関与するのか。それとこの設置された後の報告ですとか、結果は別にしても中間的な報告とかそういうものをどのように考えられているのか教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 第三者委員会の構成メンバーでございますが、弁護士が3名、公認会計士が1名ということでございますが、この公認会計士につきましては、弁護士資格を持った公認会計士を予定してございます。

なお、第三者委員会の立ち上げについては、これは法人が行うものでございますが、この立ち上げについて、それから人選については設立団体から是正命令といった形で法人にさせますので、この我々が推薦するメンバーがそのまま委員になるということを考えております。

それから、中間報告でございますが、通常であれば毎度の定例会におきまして、その前の全員協議会ですか、月次の経営状況報告等々と同様な考え方で、まずは5月にございます全

員協議会の中で中間報告を想定しているところでございます。もしこの5月で結果が出てしまえば、結論的なことが報告できようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

そうすると、5月に中間報告が予定であるということですがけれども、そうするともう、今回のこの補正が採決されれば、すぐにでも立ち上げるということなのか、それとももうメディアセンターのほうではこの第三者委員会の設置に向かってもう準備されて動き出しているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） まず、この第三者委員会の立ち上げについては、先ほど申したとおり是正命令を我々が発して、それを基に法人が立ち上げることとなります。この是正命令につきましては、本議会、今日のこの予算が成立するのを待っているといった状況でございます。予算が成立されましたら、東金市とともに法人に対して命令する予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 一刻も早い時期に立ち上げていただいて、中間報告、結論はすぐに出なくても、中間報告だけでも早めに出していただきたいと思っております。

それと、最後にこの結論が出た場合ですがけれども、その場合、町としては、町の中では何かそれに対する評価ですとか、そういうのを考えられているのかどうか。設立団体としてその第三者委員会に対する評価を、何かそういう組織として考えられているのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） どういった内容で報告が上がってくるのか分かりませんが、いずれその報告がありましたら、東金市とともに精査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

質問させていただきます。

この東金市と合わせて440万試算されているということですがけれども、この金額について

はある程度の期間でこの440万円と試算されたのか、それとも解決までの費用としてこの440万円を試算されたのか教えてください。というのは、懸念しているのが、現在の病院内部での調査が長期化していると聞いています。これが万が一この第三者委員会の結論が長期化した場合、また費用が増えるのかということ懸念しております。

お答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） まず、440万円の根拠でございますが、委員会の構成をする4人と、その4人に対する委託料1人当たり110万円、先ほど申したとおりでございますけれども、この数字の出し方でございますけれども、日弁連で作成しております第三者委員会のガイドラインでは出来高といったことが望ましい旨の記載がございまして、第三者委員会の費用について設立団体が負担をすることを想定している中で、想定される業務量を勘案し、見積りをいただき積算したものでございます。その中で最低でも100時間以上の業務量は想定しているといった積算のようございました。

なお、調査期間につきましては4か月をめどといたしまして、それを超えてくる場合に当たっても、これは町、それから東金の予算でございますので、弁護士と今のところの話ですと、それ以上の負担がないようにするというようなことを伺っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第22号の採決をいたします。

議案第22号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の採決をいたします。

議案第23号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(内山菊敏君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時43分

令和3年第1回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）

## 令和3年第1回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年3月9日（火）午前9時50分開議

- 日程第 1 議案第 3号 令和3年度九十九里町一般会計予算  
議案第 4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算  
議案第 5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算  
議案第 6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算  
議案第 8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算  
議案第 9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算  
議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 2 休会の件

---

### 出席議員（14名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 西村みほ君 | 2番  | 小川浩安君  |
| 3番  | 原田教光君 | 4番  | 鏈田貴俊君  |
| 5番  | 中村義則君 | 6番  | 古川徹君   |
| 7番  | 浅岡厚君  | 8番  | 荒木かすみ君 |
| 9番  | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君  |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君   |

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大矢吉明君 副町長 鈴木浩光君

|              |           |               |           |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 教 育 長        | 藤 代 賢 司 君 | 総 務 課 長       | 木 原 正 幸 君 |
| 企画財政課長       | 戸 村 俊 之 君 | 税 務 課 長       | 中 川 チェリ 君 |
| 住 民 課 長      | 中 村 吉 徳 君 | 健康福祉課長        | 作 田 延 保 君 |
| 社会福祉課長       | 山 口 義 則 君 | 産業振興課長        | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり<br>課 長 | 古 川 富 康 君 | 会 計 管 理 者     | 戸 田 佳 子 君 |
| ガ ス 課 長      | 吉 田 洋 一 君 | 教 育 委 員 会 長   | 篠 崎 英 行 君 |
| 農 業 委 員 会 長  | 羽 斗 伸 一 君 | 教 育 委 員 会 主 幹 | 竹 内 秀 樹 君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |           |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 篠 崎 肇 君 | 書 記 | 伊 藤 さやか 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時50分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

- ◎日程第1 議案第 3号 令和3年度九十九里町一般会計予算  
議案第 4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算  
議案第 5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算  
議案第 6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算  
議案第 8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算  
議案第 9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算  
議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算、議案第4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第3号から議案第10号について、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は11時5分です。

（午前10時49分）

---



○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時02分）

---

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前 11時45分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時57分）

---

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） ガス課長、吉田洋一君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 各会計予算の説明が終了いたしました。

各会計予算の審議は後日の本会議で行います。

---

## ◎日程第2 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

3月10日から3月18日まで各常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月18日まで休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長(内山菊敏君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時25分

令和3年第1回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月19日（金曜日）

## 令和3年第1回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和3年3月19日（金）午前9時35分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 3号 令和3年度九十九里町一般会計予算

議案第 4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第 5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第 6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第 9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算

追加日程第1 発議第 2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議について

発議第 3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議について

日程第 3 発議第 1号 九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 4 請願第 4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書

追加日程第2 発議第 4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書について

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査の件

---

出席議員（14名）

1番 西村みほ君

2番 小川浩安君

3番 原田教光君

4番 鏝田貴俊君

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 5番  | 中村義則君 | 6番  | 古川徹君   |
| 7番  | 浅岡厚君  | 8番  | 荒木かすみ君 |
| 9番  | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君  |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君   |

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|               |       |                 |        |
|---------------|-------|-----------------|--------|
| 町長            | 大矢吉明君 | 副町長             | 鈴木浩光君  |
| 教育長           | 藤代賢司君 | 総務課長            | 木原正幸君  |
| 企画財政課長        | 戸村俊之君 | 税務課長            | 中川チエリ君 |
| 住民課長          | 中村吉徳君 | 健康福祉課長          | 作田延保君  |
| 社会福祉課長        | 山口義則君 | 産業振興課長          | 南部雄一君  |
| まちづくり課長       | 古川富康君 | 会計管理者           | 戸田佳子君  |
| ガス課長          | 吉田洋一君 | 教育委員会会長<br>教務局長 | 篠崎英行君  |
| 農業委員会<br>農事局長 | 羽斗伸一君 | 教育委員会幹<br>事局長   | 竹内秀樹君  |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |        |
|------|------|----|--------|
| 事務局長 | 篠崎肇君 | 書記 | 伊藤さやか君 |
|------|------|----|--------|

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

細田一男君ほか5名から発議1件の提出があり、これを受理いたしました。

また、総務経済常任委員会委員長より委員会審査報告及び閉会中の継続審査申出書、文教  
民生常任委員会委員長より閉会中の継続審査申出書の提出があり、これを受理いたしました。

---

◎日程第2 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算

議案第4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第5号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算

- 議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算、議案  
第4号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度九十九里町  
国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予  
算、議案第7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第8号 令和3年度九  
十九里町病院事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計  
予算、議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は分  
割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

一般会計からページ28、款21項3目2節貸付金元利収入、またそれに関連しての69ページ、款6項1節20の中小企業資金貸付金のことなんですけれども、これは今までの実績はどのようになっているのか。また、コロナ禍の中での資金の活用はどのようにされたのか。

それからページ38、節7報償費、公共交通11万7,000円、節18負担金補助及び交付金、公共交通実証実験104万4,000円。これに関しては先日御説明をいただいたんですけれども、一応要綱で、九十九里町公共交通会議設置要綱ということで説明をいただいたんですけれども、この公共交通に関して法定協議会としての扱いなのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

また、いろいろ調べますと、地域公共交通として国からの補助金・交付金があるようなんですけれども、この兼ね合いを教えてください。お願いします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず、28ページの21款3項2目中小企業資金融資貸付金元金収入2,400万円のことと思いますが、こちらについては、中小企業への資金貸付の原資として、6金融機関に預託しておりますものを回収する金額でございまして、年度末に回収するものでございます。

それと69ページ、中小企業のこれまでの実績というところでございますが、申し訳ありません、実績の数値に関しては資料が手元にはございません。ただ、本予算で見込んでおるものは、運転資金として24件、設備資金として11件の貸付けを見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは予算書の38ページ、公共交通の実証実験の助成金、こういった事業に係る法定協議会の位置づけかというような御質問だと思いますが、今回、試験的にやらせていただくこの事業、そして、九十九里町が今年度設置をさせていただきました公共交通会議につきましては、法定協議会たるものではございません。

法定協議会を設置いたしますと、交通網の形成計画あるいは事業に対する補助制度はあ  
ると認識をしているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これは、中小企業融資貸付金というのは、過去において実績があっ  
たのか、なかったのか、それもちょっと分からないですか。毎年予算化されているんです。  
何回か質問しているんですけども、あまりいつもはっきりとした回答がされていないよう  
なので。今回、コロナの関係で国からの支援金、その他はあると思うんですけども、どこ  
まであれですか。今までの実績というのは分からないんですか。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時43分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時44分）

---

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 預託金の実績というところでございますが、この中小企業資  
金融資の原資として、それぞれ700万円、6金融機関に700万円を預託しておりまして、その  
7倍を貸出しができるというようなもので運用しているものでございます。その年度末に預  
託金を回収するものでございまして、それぞれ6金融機関から700万円ずつ返ってくると。  
また次の年には、4月1日にそれぞれ700万円ずつ預託しまして、それを原資として中小企  
業への貸出しを実行するというものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 質問の内容が、私のほうは今までの毎年こういうふうに予算化され  
ているので、どのように活用されているのかなということであつたので、それは後でまたい  
いです。

次の公共交通なんですけれども、調べると、国の地域公共交通維持改善事業の新年度当初  
予算額は206億円だったんですけども、コロナ禍の中、第2次補正予算138億円が追加され



て、また第3次補正予算305億円が計上されていると。調べると、これは九十九里町も地域公共交通過疎になっているんですけれども、ほかにも日本全国的に公共交通がどんどん、利益が上がらないところはどんどん撤退しちゃっていると。

それで、国交省が実施したアンケートでは、現居住地に対する将来の不安というアンケートに対して、公共交通が減って自動車が運転できないと生活できない、このような回答が40代から70代のいずれも最も多く選択されて回答が返ってきているということで、国交省のほうも、2019年に第1回公共交通政策審議会交通体系分科会という中で、これ真剣に取り組みなきゃいけないと、国交省のほうもやっているわけなんです。

先ほど、今後の問題として考えていただきたいのは、本当に真剣に取り組むんでしたら、まず法定協というのをきちんと組んでもらいたいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

九十九里町として様々な意見、そして総合計画を策定時にアンケート調査をした結果として、まず、そのニーズ調査を細かく分析をして、次なる事業の施策の方向性を見いだしていきたいということで、町公共交通会議の中で審議をしているわけでございます。

まず、その中で九十九里町として地域性に合った持続可能な事業展開を図るために、慎重にまず試験的に行う事業を基にしたアンケート調査を分析しながら、着実に一つ一つ整理をして進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 先ほどの答弁の中でちょっと訂正がございます。預託金の金額でございますが、1金融機関400万円でございます。

それと、利子補給の実績ということでございます。利子補給の算定にまいりましては、運転資金でこれまで24件融資を実施しているものの利子補給金を令和3年度で見込んでおるものと、設備資金で11件貸付けを実施しておるものの利子補給を見込んでおるものでございます。

それと、新規分で運転資金8件、設備資金2件分を見込んで、都合129万2,000円の利子補給分を見込んでおるものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、まず77ページ、8款1項2目1節消防審議会委員報酬11名分、3万2,000円、これについてお伺いいたします。

まず、この消防審議会の目的と役割、その辺を説明していただきたいと思います。

続きまして89ページ、教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の12節委託料の樹木管理委託料45万円。説明の中でもって伐採等というような話があったんですけども、いま一度説明をお願いいたします。

それと6ページ、全般なんですけれども、支出の件でちょっとお伺いしたいんですけども。各特別会計へ、この中から支出されているようになっておりますけれども、その執行の仕方ですね。一般から特別に移す場合、例えば予算が成立すれば、すぐに一般のほうから特別のほうに繰り出すのか。それとも特別会計のほうから要求があって、書類的な要求があって一般のほうから移されるのか、その辺の仕組みですね。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、消防審議会の目的・役割ということで御質問にお答えしたいと思います。

九十九里町消防審議会条例の第2条の中で、審議会は次の事項に関して町長の諮問に応じ、または意見を具申するとなっております。1つは消防に関する重要事項、2つ目としまして消防団の服務、待遇及びその他消防の改善に関することと、このようになっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、私のほうからは繰出金のことについて御説明、御回答させていただきたいと思います。

特別会計への繰出金につきましては、まず事業を担当している部署との協議の上、一般会計から繰り出しをし、特別会計に繰入れする手続を取っているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは樹木管理について御説明を

させていただきます。

この樹木管理ですが、伊能公園の樹木でありまして、ここ数年で病気による枯れた木、それから毛虫等による消毒、そういったものにつきまして、利用者の安全を考えた中で伐採や抜根を行うものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

消防審議会なんですけれども、目的が重要事項の決定または団の改善だとか、そういうものにといいことで、この重要事項というのは、予算も重要事項だと思いますし、私の考えですけれどもね。例えば年次計画ですとか行事についても、団のやることは重要事項じゃないかと私は思われるんですけれども。今まで開催されていないんですけれども、これは重要事項に当たるのか、当たらないのか。その辺の判断を誰がするのか。その辺も含めて教えていただきたいと思います。

続いて、伊能公園の樹木の伐採等があるということなんですけれども、伐採した後に、そのなくなった分だけ植栽ですとか、そういうのはこの予算で考えられているのか、教えていただきたいと思います。

それと、特別会計への繰り出しなんですけれども、特別会計の担当課から請求書なり、そういう書類が届いて、それから執行されるというような方法でよろしいですか。それを教えてください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

重要事項ということでございますけれども、今まで消防審議会の開催の実績でどのようなことが諮問されたかというのを見てまいりますと、消防団の被服であったり消防団の統合、また消防団員の定数、消防自動車の更新、消防機庫の整備というようなことが重要事項として審議されてきておると思います。

ただ、今、浅岡議員から御質問のありましたように、予算等につきましても、これはやはり審議委員の皆様にご理解いただきながら、今後どういうものを整備することを検討しなきゃいけないのかという提案をいただくというのも重要な事項と考えますので、令和3年以降につきましては、やはり予算あるいは、予算というのは、当年度の予算と新年度の予算編成に向けてというもの等を加味しながら、消防審議会というものの開催というものを前向

きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、一般会計から特別会計への繰出金についての事務  
手続について、御説明をさせていただきます。

まず、特別会計所管の部署は、これは年間の事業計画たるものを策定していると私は認識  
しております。それに従って、その書類、必要なものを添付しながら起票し、それを審査し、  
それが滞りなく適正であれば、特別会計への繰り出し作業を事務手続として進めているところ  
でございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

この予算の中に植栽ということでございますが、今回の予算につきましては、伐採・抜根  
の予算計上となっております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、伐採・抜根を進めていきますと、公園としての景  
観等も損なわれるおそれがありますので、その辺につきましては今後、植栽等も検討してま  
いりたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

植栽の件は、やはり公園ですので、よろしく願いいたします。

それと、特別会計への繰り出しは、予算が可決して成立して4月に入ったらば、すぐに決  
まった全額をやるのか、その辺をちょっと聞いたかったんですけども。それとも必要な分  
だけ要求が来て、それに応えるという形なのか、ちょっとその辺が分からなかったんですけ  
れども。これほかの会計でもそうなんでしょうけれども、特別会計。だから、必要な分だけ  
出しているか、出していないかということをお伺いしたかったんですけども、出  
してくれるということでもいいんですか。

消防審議会ですけれども、先ほど予算も重要なことだということで、これは招集をかける  
とすると、町長の諮問機関ということですので、町長が判断してやられるということだと思  
うんですけども、それについて町長はどういうふうを考えているのか、お願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） 特別会計への繰出金の手続について、改めて御説明をさせていただきます。

年度当初予算成立後、資金計画たるものは各部署で策定をすることになります。それについて企画財政課で取りまとめ会計管理者へ報告し、資金の適正な管理を努めているところまでございまして、その中に資金計画たるものを、その特別会計の所管課は策定をします。それは必要に応じたものを策定し、この時期にこれだけの額が必要だというのが計画として定められ、そのとおり添付書類、確認事項はございますけれども、それにのっとり事務手続をし、必要な資金について適正な時期に支出をするスキームをつくっているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 先ほど町長の諮問ということで御質問ございましたので、この点につきましては担当部署のほうで、消防に関しましては消防団等の意見を取りまとめる、あるいは予算であったり決算であったりと重要な事項がございますので、それらを、消防審議会を開催していただきたいと町長のほうにお願いをして、町長から諮問の会議を開いていただくということで進めてまいりたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

本年度予算の内容について項目云々というよりも、本年度予算で町債の発行は6億4,140万円を見込み、前年度と比べ3億4,110万円の増額、115.7%の増率となっていると。この中で、とようみこども園長寿命化改修事業1億6,190万円、その下の保健福祉センター長寿命化改修事業4,580万円が計上されているんだけど。

予算説明の中で聞いてはいるんだけど、とようみこども園1億6,000万円。とようみこども園の中の旧保育園舎のことだと思うんですけども、こども園の中の古いほうの保育園であった施設が対象だと思うんですけども。こども園が建てて4年ぐらいになるのかな。こども園はたしか2億円ちょっとだと思うんだけど、予算額、2億5,000万円ぐらいかな。それで旧保育園舎、旧じゃないな、今の保育園舎だろうけれども。古いほうは幼稚園舎

か。こども園が2億5,000万円ぐらいで新築できるのに、どんな改修をするのかある程度聞いたんだけど、古いものに1億6,000万円もかけて改修する価値があるかなと思う。その点どうなの。これ全部町債だから自己資金でしょう、町の予算でしょう、補助はもらえないでしょう。

下のほうは保健福祉センター4,580万円だから、妥当とは言えないけれども、致し方ないかなとは思っただけでもね。私も保健センターに出入りしているけれども、大分悪くなっているのは見えてくるので、保健センターを新築しろというのも予算的に難しいと思うんだけど。

こども園の改修事業の内容について、再度説明をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） とようみこども園の長寿命化改修の件について、再度御説明をさせていただきます。

今回のとようみこども園改修につきましては、新築の部分ではなく、旧豊海幼稚園舎、こちらの改修となります。こちらの面積につきましては、延べ床面積ですが、約1,000㎡ほどあります。増築家屋の倍程度の面積がございます。

こちらの部分の改修につきましては、古川徹議員の一般質問にもお答えをさせていただきましたが、今回、屋根全面を鋼板でのカバー工法で対応し、外壁の塗装、保育室内等の床材の補修、壁面・天井の改修、水回り配管改修、トイレの乾式化、電灯のLED化、園児の利用する教室への空調の完備等を予定しております。

特に、令和元年の台風の影響からサッシ周りからの浸水被害がありましたので、サッシからの浸水の吹き込みが想定される部分のサッシを入れ替え、あと漏水対策で数年来、対策に苦慮しておりました敷地内の上水配管、こちらの入替え等を行う計画となっております。

また、雨天時の園児等の引渡し、これらを考慮し、空き教室を昇降口にする計画も中に入っております。

また、設計に当たっては、公共施設等総合管理計画、こちらのほうで町の公共施設については60年使うという計画にしております。今回、この幼稚園舎の部分につきましては、令和4年でその半分の30年を迎えます。30年を迎えた段階で、公共施設総合管理計画の中で大規模改修をして施設の長寿命化を図るという計画になっておりますので、説明の中でもしておりますが、令和34年まで残り30年近く使うための改修を今回する予定となっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

課長、その内容は1億6,000万円も計上しているんだから、予想どおりの内容なのよ。今説明した中では全部じゃないですか、改修じゃないじゃない。柱残して全部じゃない、屋根と中の給排水全部やったら全部でしょう。私の言っているのは町債だから、町の借金だから、町債は。予算だから町債で計上しているんだけど。今言っているように、60年持たせるために、今30年経過しているからもう30年持たせるために改修すると。極端に言って、東日本大震災あるいは昨年度の台風9、10、15号、そういった天災もあるんだよ。

だから、そういう理由であれば、60年計画というのは何もないから60年計画しているんだけど、そういった機会に、せっかくだったらもう半分の施設だっていいじゃない、だって子供少ないでしょう。昔の大きさを全部やると言ったら、子供が少ないのに、豊海小学校の新築のときもそうだよ。豊海小学校じゃない、九十九里中。大規模改修なんていって5億円も計上して、大した修理していないじゃないか。内容見たけれども、ペンキ塗ったぐらいの修理しかしていないでしょう。雨漏りも直せないじゃないよ。それで5億円かけているんだよ、九十九里中。5億円かけて大改修やって、建て替えろと言ったらお金がありません。お金がないのに5億円もかけて改修している、また同じことをやるじゃないか、これ。

私は、これ1億6,000万円もかけるんだったら、もう少し出して新築しちゃったほうがいいと思うんだよ、小さくして。内容を小さくして、子供が少ないんだから。そういった現実には合った計画を立てなきゃ駄目なんだよ。先ほどの消防審議会もそうだけれども、話が横行っちゃうけれども。そういった九十九里町に合った行政運営をしてくれと私ずっとお願いしているんだけど。計画は計画だから、計画変更したっていいんだよ、別に。だって、これ30年で改修の時期が来ているから、60年もたせるために、もう30年もたせるために周りだけ直しますよ。逆に言えば、30年持たないで柱が腐るかもしれないよ。同じ1億6,000万円、財源がないのに出すのもうちちょっと考えたらどうなの、これ。積算したんだろうけれども、1,600万円なら納得いくよ。2億円か、2億5,000万円ぐらいしかかからない建物の隣を1億6,000万円で、古いものに幾ら注射打っても駄目なんですよ。もうちょっと考えて、どうなの。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の設計に当たりましては、まず減築ということも当初、設計業者と話をさせていただ

いております。現在の児童数に合った、現実合った形の中で、使わない部屋は減築したいという考え方を設計業者さんをお願いはしたところですが、そちらのほうが経費がかかるということをおっしゃったので、今回、大規模改修という形でしております、減築をしないという形でしております。その代わり、使わない部屋、こちらにつきましては、一般質問のときにもお話をさせていただいておりますが、経費を極力抑えるような施工にさせていただくという形をとっております。

また、この経費につきましては、総合管理計画を策定するときに総務省が発行している一つの試算、こちらにつきましては1㎡17万円という経費が出ております。こちらにのっとって考えても妥当だというふうに認識しております。

財源関係でございます。こちらにつきましては、今回使う予定の起債につきましては交付税措置もあるということで、急ぎ実施するという形になっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

1㎡17万円かかると、それは新築の場合でしょう。総務省指針は、新築の場合は1㎡17万円、違う。新築じゃないんだから、交付税措置できるの。

じゃ、これ説明する前に、積算したときに、私が言っている今の子供たちの定数、現実の今いる子供たちの保育園数か。そういう数字で新しいものを建てたら、例えばどのぐらいかかるとか、そういうものを積算してみてもどうなの。それで、新築するには高いから改修にしたという今の答弁なんだけれども、高い安いじゃないの。同じ予算を使って、子供たちにいいものをやるのであれば、いいものを与えるのであれば、1億6,000万円を計上しているんだから、もう少し出して同じものを新築しちゃったほうが、同じお金を使うのでもいいんじゃないですかと聞いているわけよ。本町に合った事業をずっと言っているでしょう。総務省、文部省、そんなのあってもなくても、自分たちでやる気があれば、そういう運営できるでしょう。これは納得できないんだけど。どうなの、このまま行くということなの。行くというなら予算賛成しないぞ。どうなんですか、これ以上変えられませんか。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回あらゆる考え方をした中で、費用対効果を考え、また利用している園児、こちらの将来的なものも考え、一番経費が少なく長い時間使える、30年使えるということの施設を確保



するためにした設計でございます。これをこれ以上削るということになると、園児の安全・安心が守れないという考え方にもなりますので、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

60ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目東金九十九里地域医療センター費についてちょっとお聞きしたいと思います。

節が18節負担金補助及び交付金の中の看護師養成修学貸付金負担金2,062万1,000円。これは常任委員会のときに、説明も副町長のほうにお聞きしたんですけれども、どうも腑に落ちないというか、納得し切れない点がありますので、再度御質問させていただきます。

これは毎年のように、これについてはお願いはしているんですけれども、これは九十九里だけじゃなく東金も負担はしていると思うんですよ、貸付金の。なぜ東金九十九里だけが、幾ら設立団体とはいえ、この看護師の養成までの資金を、貸付金の負担金をしなきゃいけないのか、いつまで。そこを何度もお聞きしても、設立団体である以上、県のほうからこういうことはしてくれということをお願いされているということで、今後も続けていくということなんですけれども、2,000万円ってかなりの負担額なんですよ。これもほかの議員からも話が出ていますけれども、あの病院は県立病院の機能引き継いだ、兼ねた病院であるということで、県民の命を守るという立場から、やはり県のほうにこの負担を求めるべきだろうということを再三申し上げてきているんですけれども、毎年こうやって金額が載ってきていると。

そのような中でお聞きしたいのは、この間は副町長に聞いたので、町長にお聞きします。東金との話合いは、この件についてはどういうふうな話合いをされているのか、お聞かせ願いたいと思います。町長ですよ。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

この看護師の養成資金の貸付金につきましては、東千葉メディカルセンターの看護師の充足状況を見ながら対応することとなりますが、毎年10%程度の方が離職していると。そういった状況で一旦打ち切りますと、看護師不足が発生した場合に早期の対応が困難になることから続けているところでございます。

また、今後の継続につきましては、東金市と共に慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

それから、県への要請でございますが、県に対しましては、看護師について県から派遣の要請をしているところでございます。メディカルセンターでは、副看護部長をはじめといたしまして15名程度の派遣されている看護師がいるというふう聞いてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

課長からの答弁は何度もお聞きしているんですけども、ですから町長にね、最終的な判断をする町長に、今日は町長おりますのでお聞きしたかったんですよ。

というのは、課長が今言ってくれたのはもう毎回同じことなんです。今後今後って、いつも今後じゃないですか、話がね。今後東金市と話を詰めていきたいと、その結果を私は聞きたいんですよ。今まで話し合ってきた結果、これはやはり県に求めていくべきだから県にお願いしようよという話になったとか、そういう話を今現在まで何もしていないということですか。今後検討していきますという話は何度もいただいているんですけども、それを全然前進がないということでもよろしいんですか。それとも、話合いをされている中で、まだ致し方なくこういうふうには予算化しているという意味なのか。そこをお聞かせいただかないと、全然がちが明かないことなんです。副町長でも結構ですよ。副町長、この間ある程度答弁いただいているので、最終決断をする町長がどういうふうな考えを持たれているのか、この件についてね。課長とか副町長はいいですから、町長から今後のことについて、こうしていきたいという方向性をちょっと聞かせてくださいよ。お願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東金市との協議でございますが、現時点においては継続をするということで協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、古川徹議員の質問に対してお答えします。

いつまでやるのかというのは、まだ決まっておられません。それで、これからどの程度進めていくかというのは、設立団体である東金市との話合いもありますし、MCとの話合いもございます。県との話合いもございますので、ここでこうですよという決断はできませんので、

その件については今後の課題だと私は思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

御答弁ありがとうございます。町長、それで今後そのような形で、今どうしろ、こうしろということは私も言えません。結果を求めているわけじゃなくて、今後の考え方が、そういう考え方で東金市との話合い、県との話合いという形で進めていかないと、これいつまでたつたって終わらないことなので。ましてや、あの病院には東金・九十九里だけが使っているわけじゃない病院ですからね。財政支援もままならない中、そういったことを県民の命を守るということで、ここはやっぱりしっかり県に持ってもらうなきゃいけないということを強くお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

先ほど細田議員のほうからもありましたとようみこども園舎長寿命化改修工事について、もう一度質問させてください。

55ページになります。14節工事請負費1億7,600万円。私はまず質問から話しますが、この1億7,000万円の支出の内訳をもう一度詳しく教えてください。

また、81ページ、7節報償費、学校のあり方検討委員会という委員会がございます。こちらは令和3年度に協議・検討された結果が提言されるというふうに、一般質問で教育長のほうから答えていただいたんですけれども、この学校のあり方検討委員会の結論を待たずに、このとようみこども園舎長寿命化工事が行われる理由について、町民に分かりやすいように説明してください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 私のほうから、長寿命化改修の関係について御説明させていただきます。

設計の内容ということですが、支出の内容ですよね。支出の内訳というと、結局設計の部分に入らざるを得ない部分になります。こちらにつきましては今後入札等がございますので、この件については控えさせていただきたいなというふうに感じております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時27分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

---

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 大変失礼しました。財源の件でございますが、起債が90%ということで聞いております。こちらにつきましては、交付税措置がある起債を充当するというところで財政課のほうから聞いておりますので、詳細については財政部局のほうで判断していると認識しております。

それと、こども園計画が学校と合致していないというところでございます。

まず、こども園につきましては、もともと2幼稚園、4保育所、6施設の関係を先行して話し合いをしておりました。少子化が著しい中で将来的に使う施設、それと総合管理計画の中でも言われている、このまま施設を維持していくことはなかなか将来的に難しいということもありまして、こども園の2園化ということを目指し、いち早く個別計画を策定し動き出したものでございます。この計画に基づいて、現在までその計画を実施しているところでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 再質問いたします。

課長のおっしゃることはよく分かりました。ただ、この1億7,000万円をかけて今年工事をしますと。来年、その学校のあり方検討委員会で仮に、幼稚園が現在2舎ですけれども、1舎にしますという計画になった場合に、やはり町民としてはこの1億7,000万円かけたのに、やっぱり幼稚園は使わなくなってしまったんだと、また箱物が増えてしまうわけなんです。作田の旧保育園、こちらもありますし、旧豊海保育所、こちら建物です。やはりちょっとこの1億7,000万円、かなりの多額をかけてとようみこども園を改修工事して使わなくなってしまったというのは、やはりちょっと町民としては納得ができる部分ではないと思

うんですね。

なので、ごめんなさい、再質問というか、やはりこれは見直しをされず、このまま工事は行われるのか、もう一度お答えください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

幼児施設関係でございます。こちらにつきましては計画を進めて、2こども園でしばらく運用するという中で、増築建物を29年からとようみ・かたかいと建設をさせていただいたところでございます。この施設を考えると、今後30年程度は同じ体制で行くという考え方でいかなければ、余計にお金もかかってしまうという考えになります。

ですので、しばらくは今の2園体制が続く、この中でしっかり施設を管理していく。こういう形で将来に向かって考えていきたいと。その上で30年後というような状態、少子化の進み具合にもよって違いますが、その時点でまた新たな計画を設けるというような考え方でありますので、御理解いただけますようよろしくお願いします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、ただいま御質問の中で、学校のあり方検討委員会の中でこども園の園舎等もということではありますが、この学校のあり方検討委員会の設置目的は、本町における児童・生徒数の推移を踏まえて、九十九里町立小学校・中学校の将来を展望した学校の在り方についてを、広い見地から検討したいというところの設置目的でございますので、こども園は含まれておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） ありがとうございます。

すみません、再質問ではないんですけども、やはり親としては、もうこども園から中学校までというのは同じ教育施設だと思うんですね。なので、学校のあり方検討委員会については、こども園の園長も入っていると伺っております。教育委員会がどうこう、社会福祉課がどうこうじゃなくて、町として子育てをするに当たって、教育施設はどうするかというのをもう一度話し合うことが必要だと思うんですね。なので、課長のおっしゃられることは、小学校からというのはとてもよく分かるんですけども、できれば、こども園もひっくるめた話合いをしていただきたいと思いますと思っておりますが、もう一度回答いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 西村みほ君。これ予算ですので、学校の教育の中ではなくて、予算

についての質問に変えていただけませんか。

暫時休憩いたします。

(午前10時33分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

---

○議長(内山菊敏君) 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長(篠崎英行君) それではお答えさせていただきます。

西村議員のおっしゃる意味も理解できますが、私たちが今取り組んでいる学校の在り方、この中にこども園長も含まれているというところがございますが、これは小学校に入学してくる園児もおりますので、そういった意味でこども園長も含めての協議というところで行っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長(内山菊敏君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番(善塔道代君) 10番、善塔です。

私のほうは、予算概要の51ページ、基金のところなんですけれども、ふるさと創生基金とふるさと福祉基金、いわしの町「九十九里」応援基金、この3つの基金の内容を教えてください。

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩いたします。

(午前10時36分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

---

○議長(内山菊敏君) 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは私のほうから、ふるさと福祉基金について答弁をさせていただきます。

このふるさと福祉基金でございますが、社会福祉事業の財源に充てるためにということで特定目的の基金ということになります。今年度の取崩しの300万円につきましては、先ほど御質問がありましたとようみこども園の起債の充当されていない部分に充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） 私からは、ふるさと創生基金、そしていわしの町「九十九里」応援基金の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、ふるさと創生基金でございますけれども、地域振興及び地域の活性化を図るため、ふるさと創生基金を設置し、この目的に基づいた事業に充てる財源として活用しているところでございます。

2点目のいわしの町「九十九里」応援基金についてでございますけれども、これにつきましては、九十九里町に思いを寄せている、そして応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として、寄附者の思いを具現化するための基金として活用させていただいているところでございます。

今回、ふるさと応援基金につきましても、様々な事業展開を図っているところでございますので、今後ともこの事業拡大のため、事業展開を充実したものとして努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。ありがとうございました。

創生基金のほうなんですけれども、今、課長から地域振興・活性を図るための目的、内容はそうなんですよね。今回、取崩しがないじゃないですか。ないからどうというわけではないけれども、5,000万円、今残高ありますけれども。

この地域振興・活性、令和元年度は、その地域振興・活性を図るためには、これを使わないでやっていこうということで考えているんだということだと思っておりますけれども、この基金は、今後どういう目的でこれから、目的はこれなんですけれども、今後町としてどういう目的として取り崩していくのかなと。令和3年度は取り崩さなかったし、また令和2年度で

も取り崩していないので、ずっと積んでいくんじゃなくて、地域活性のためにやるわけだからですよね。

だから、この内容、目的、いつ使うのかなと思ってお聞きしているんですけども。活性を図るためには、町として使わないのかどうか、再度。これを崩さなくてもできるという意味で崩していないんだと思うんですけども、ずっと積んでいっても仕方のないことだと思うので、何かの方法で使うのも必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

また、今、福祉基金のほうでは、今、健康福祉課の課長から答弁いただいて、社会福祉も特定目的があるということで、こども園の起債されていない部分を使うということですよ。そうしたら、社会福祉課のほうとは違うんでしょうか。そのところの意味合いが分からないので教えてください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまのふるさと創生基金の運用についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほど御説明をした地域振興及び地域の活性化に図る、こういった事業について、令和3年度当初予算におきましては該当するものがなかった。そして今回、ふるさと福祉基金、あるいはいわしの町「九十九里」応援寄附金等を活用する事業展開が図れる内容のものでございましたので、それぞれの基金を効率よく円滑に活用するため、予算に計上させていただいたところでございます。

先ほどの創生基金について、なぜ使用しないのかというような御質問がございましたけれども、使用しないのではなく、今後この基金を有意義に活用すべき事業展開を図るときが来ましたら、この基金を有効的に活用させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 私のほうからは、ふるさと福祉基金についての御質問でございますが、先ほど私述べたとおり、社会福祉事業の財源に充てるための特定目的基金ということで、大きく申し上げますと健康福祉課、社会福祉課の財源に当たるものでございます。

今回、とようみこども園につきましては、地方債の充当率が90%でございまして、その対象外経費に当たる部分に300万円を充当させていただいたところでございます。ちなみに、令和元年度にも取崩しを230万円ほどしてございまして、これはたしか健康管理システムの



更新の財源として活用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにごございませんか。

（発言する者なし）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計予算の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時55分です。

（午前10時44分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

---

○議 長（内山菊敏君） 次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、国民健康保険特別会計の質問1点させていただきます。

15ページ、5款1項1目7節報償費、記念品で27万円。金額的には少ないんですけども、健康ポイント事業の参加者に対して、1人1,350円分の記念品がなっていると思います。

このポイント事業に対して、歳入の9ページ、4款1項1目2節特別交付金、保険者努力支援分1,329万7,000円、この中にこの健康ポイント事業分が入っていると伺っているんですけども、この健康ポイント事業に対しての支援分はどのくらいなのか。また、この国民健康保険の加入者、対象者は何人なのか、お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） お答えします。

9ページのほうの特別調整交付金保険者支援分、その中でございますけれども、健康ポイント事業、本事業に対しまして認められておりますので、3年度予算120万円弱の県補助金

が、その中に含まれてございます。120万円というのは見込みの金額でございます。

また、令和2年度において、国保の平均被保険者数が4,559人ということでございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

最初、令和元年から始まって、私も一般質問して、やっと始めたのが国民健康保険から始まったんですけれども、この事業が。本来、全町民にこの健康ポイントを始めていただきたかったんですけれども、国民健康保険事業としてやっていただき、そのときの人数が30何名だったかな。少なくても、それでいろいろ努力していただき、令和2年度、この間ちょっと委員会で聞いていて、58名とかそのくらいの人数だったと思うんですけれども。

対象者、さっき4,600何がしの人数がいますけれども、大体それはもう小さい赤ちゃんからの人数だと思うんですよね。そうじゃなくて、今後その人数が年齢、何歳からを見込んでいるとか、40代からこれを事業として見込んでいるとか、そういうことも考えながら多分やっていると思うんですけれども。令和3年度のもう少しの意気込みというか、もう少し努力するにはどのように考えているのか、1つ教えていただきたいのと、あと国民健康保険者の加入者だけでなく、さっき言いましたけれども、社会保険、また後期高齢者医療の加入者も対象として実施した場合、この財源は一般会計になると思いますけれども、参加した人中で国民健康保険の加入者の分は、今までのように国保会計から出すことができるのかどうか、ちょっと2つお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 令和3年度におきましては、この健康ポイント事業についての周知を、広報くじゅうくりで4月、10月、12月、年間3回周知させていただきまして、加えて町のホームページにもアップさせていただく予定でございます。それと、さらに特定健診の会場でチラシとして設置させていただく予定でございます。

また、この保険者努力支援分頂いて行っているものでございますけれども、これが町民全体という事業となった場合、そちらのほうにつきましては、元気ちば！健康チャレンジ事業との兼ね合いがございますので、情報を収集いたしまして精査した上、今後調査・研究してまいります。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

調査はいいですけれども、研究までしないで、しっかりとできることを調べてください。

今、課長から話していただいた答弁の中で、県のほうで元気ちば！健康チャレンジが昨年12月から開始されたようですけれども、市町村が実施する健康ポイント事業と連携し健康づくりに取り組むと、協賛店での優待が受けられるという事業になっているようですが、本町も県と連携してのこの事業を展開することを考えているのかどうなのか、質問いたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 健康ポイント事業の拡充についてでございますが、先生おっしゃるとおり、県においても元気ちば！チャレンジ事業ということで、私ども市町村が実施する健康ポイント事業と連携した健康づくりに対して、県のほうがインセンティブを付与するという事となっておりまして、本町においてもいずれ実施しなければならないものという理解でございます。

しかしながら、国保事業の取組を見ましても、町民全体に広げていくためには改善する点も多々見受けられてございますので、そういった課題をクリアしながら、今後の検討課題としてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

いろいろ課題はあるかもしれませんが、やはり取組というのは町民全体のことを考えていただかなければいけないと思います。国民健康保険の事業としては、この支援分は本当にすごく貴重な支援分のお金が入ってくるんですけれども、やはり以前から何度も質問していますけれども、町民の健康づくりですので、町民全員が参加できるような取組をお願いしたいと思います。

また、高齢化率が高い本町ですので、健康寿命の九十九里町を目指して、町長よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

介護保険特別会計のほうで17ページ、款3の3項7節報償費なんですけれども、この家族介護慰労金について前にもお伺いしたことがあるんですが、使い勝手のいいようにというようなこともお願いしたりしているんですけれども、これの前年実績や、これからどういうふ

うにしていくかを、ちょっと内容をお伺いしたいと思います。

それから、成年後見制度、その下、利用支援事業報償金については、施設入所についての報償金であるというふうに伺いましたが、一般の方の成年後見人に対する予算とか、そういうのはあるんでしょうか、教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは初めに、家族介護慰労金についてお答えをさせていただきます。

これは、要介護4以上で在宅で介護する非課税世帯に交付するもので、交付の実績についてはここ数年ございません。

それから、成年後見制度についてでございますが、これは認知症によって判断力が低下した者の家族4親等以内に支援する者がいない方が対象となるものでございまして、後見人の報酬を支援するものでございます。お金の管理であるとか各種申請手続を行うものでございまして、今年度実績につきましては、利用者3名から増えまして8名ということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 3名から8名というふうに伺っているんですけども、これは施設入所のみの方ということですよ。施設入所以外というのはいないということでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 失礼いたしました。施設入所のみとなっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） こういう重度の方の介護の家族であるとか、大変苦勞されていると思いますので、使い勝手のよいものを作成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

議案第5号の国保特別会計で、款1項1節2滞納繰越分3,068万3,000円が載っていますけれども、この対象世帯数と、また保健証の今現在の発行状況はどのようになっているのか。

それから、議案第8号、病院事業特別会計、5ページ、歳入の中で款1項1目1県の補助金。前回は説明がありましたけれども、8,750万円、東千葉メディカルセンター整備事業交付金。令和3年から県からの整備資金、最終年度になっているということなんですけれども、現在積み立てられている基金残高と、また今後の返済計画はどのようになっているのか。お願いします。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） では私からは、滞納分の世帯数ということについてお答えさせていただきます。

この世帯数ですけれども、ちょっと時期ずれますが、2年6月1日現在、こちらで1,943世帯です。ただし、このカウントにつきましては、滞納年度が複数ある場合には複数カウントとなっておりますので、単年度のみ滞納者もおりますし、2年分、3年分あるという場合には2名、3名というカウントになっておりまして、実人数とはちょっと違うところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは私のほうから、東千葉メディカルセンターの整備事業交付金について御回答をさせていただきます。

整備事業交付金でございますが、10年間で71億8,300万円を受け入れるものでございますが、開院当初について前倒しの交付を受けておりまして、令和3年度をもって全て受け入れたということになります。

御質問の基金の残高でございますが、令和3年度当初の基金の残高につきまして設立団体の合計で47億8,000万円でございます。内訳を申し上げますと、基金から法人に貸付けをした運営費の貸付金が36億2,000万円、現金については11億6,000万円となっております。また、本町分で申し上げますと基金残高は12億4,000万円、基金からの貸付金が9億3,000万円、現金3億1,000万円でございます。

それと、償還についてでございますが、これは病院事業債の償還に充てるものでございまして、病院事業債については当初の予定どおり令和25年度となっておりますが、基金から法人に貸し付けております運営費貸付金につきましては、令和15年度までの償還をさらに繰延べをいたしまして、令和25年度まで償還することとしてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 保険証の交付状況でございますが、直近、令和3年2月末現在で、全体の世帯が2,900世帯弱でございます。その中で、資格証が60世帯、短期保険者証が204世帯の交付状況でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今、このコロナ感染終息がなかなかめどがつかない状況で、資格証明の方あるいは短期証明の方、こういった方たちのコロナ期間だけでも、そういった特別に交付するというわけにはいかないのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 特段、コロナに関してということで減収ないし事情があるにせよ、滞納額完済されていただきませんと、やはりほかに保険税をお支払いしている人との平等性が欠けることから、資格証と短期保険証、定期的に年間3回ないし4回、事情をお聞きするために役場のほうで通知を発送して、お呼び立ての旨を行っておりますが、その中で来庁していただければ、いろいろな事情をお聞きすることができると考えております。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

しかし、ほかの自治体を調べると、このコロナ期間が終息するまではいろいろな補助を、市独自、町独自の補助をしているところがあるんです。ですから、これはもう罰則的な、そういう非人間的な対応ではなくて、コロナという感染状況ですからね。我慢することによって行かなくて、その感染が広がるという可能性も十分にあるので、よくそこは、平等性と言っても本当に平等ではないと思いますので、だから、よくそこは対応していただきたいと思います。

この予算は、本当に私、3,068万3,000円が滞納繰越になっているのもう啞然として、しかも保険証の資格証明が、全然保険証がもらわれていない数が60なんていうのはとんでもない数なので、そこをもう少し考慮していただきたいと思います。

議案第8号の病院事業会計なんですけれども、貸付けが30億円という話でしたけれども、これ30億円の貸付けが、そのまま貸し付けたままになった場合は、結局、設立団体としてやっぱり大変だと思うんですね。また、返済期間を延ばしたと言っても、銀行対約束では延ばすというわけにはいかない、銀行には払い込んでいかなきゃいけないと思うので、そこは

どうなのか。

今後、第4期中期計画の中で独法と設立団体、または千葉県が病院事業にどのように関わっていくのか、これ大変な問題だと思うんです。私は一貫して県の運営参加を求めているんですけども、今後、千葉県の対応というのはどうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） まず、基金からの貸付けについてでございますが、これは先生おっしゃるとおり、地方債の償還に影響の出ない範囲内で貸付けを行ったものでございます。

それと病院事業の経営改善についてでございますが、これは先ほど先生がおっしゃったとおり、第4期中期計画を策定するに当たって、改めて検討されるものと考えてございますが、現時点において申し上げますと、新型コロナウイルス感染症等々の特殊な要因はございますが、第3期中期計画で掲げた令和7年度の黒字化というのは非常に厳しいと考えてございまして、そういった状況の中で改めて地域医療の医療需要を考察し、必要な病床数を算定するとともに、これに従事する医師や看護師の確保状況を見込んだ上で今後財政推計を行い、不足する財源について、これは大きく2点に整理しておりまして、まずは第4期中期計画期間中に、当初お約束をしてございました10年間で真水分の26.5億円といった設立団体からの負担について、今後どうしていくのか、どう考えるのかという問題。

それから、こういった経営状況が不安定な中で、今後も不安定な状況が見込まれていく中で、県立東金病院を引き継ぐ地域の中核病院といたしまして、財政的な支援を含め県がどういった支援をしていただけるのか、また、我々が支援を求めていくのか。そういったことが今後、経営健全化会議等々の意見を聞きながら検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

結局、数字的に見ると11億円のキャッシュがあって、そして30億円がまだ貸し付けられていると。これが返ってくれば40何億円というお金になるということだと思うんですけども、やはりこれは、最初からメディカルセンターはもう初年度から資金ショートを起こしているような状況なので、きちんと設立団体として、町長にもお願いしたいんですけども、設立団体として県の責任をきちんと明確にして、運営に県が参加をしてもらうようにしていただきたいと思います。

私のほうはいいです。終わります。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、病院事業特別会計について御質問をします。

7ページ、2款1項1目18節東金九十九里地域医療センター事業負担金2億1,174万2,000円について、お伺いいたします。

まず、この予算の執行の方法。病院から病院特別会計、一般会計という時系列でもって多分執行されると思うんですけども、その方法と、今までどのように執行されてきたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターに対する事業費の負担でございますが、これまで4月、6月、9月、12月、この年4回に分割して支出をしたものでございます。このうち、6月と9月分については地方債の償還が含まれているといったところでございます。これを同じタイミングで一般会計から特別会計へ繰り出し、特別会計から病院へ負担をするという流れでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

順番ですけれども、メディカルセンターから、例えば口頭で金くれということと言われるのか。それとも書類を持って、何かそういう方法で持ってきて、特別会計のほうに来たやつを特別会計から一般に請求を出すというような方法なのか。

それと、3回に分けてやるということですが、これはもう均等割でやるのか、それとも相手の都合によって金額が変わるのか。それとまた、来た支払いに対して、支払うに当たって何か法的な規制だとか、必ず来たものは払わなきゃいけないとか、そういうものがあるのか。また規約等で決まっているのか。その辺も教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターに対する負担でございますが、まずメディカルセンター側から請求が参ります。これが年4回でございます。その請求に基づいて、私ども一般会計のほうから特別会計に繰出しを行い、特別会計は繰入れといった作業



を行い、特別会計の中で負担金を支出するということとなります。

それから、先ほど申し上げたとおり、6月と9月分については地方債の償還財源を含んでおりますが、それ以外については運営費ということになっておりまして、法的な定めであるとか、契約といった取決めによって支出するといったものではございません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしますと、例えばメディカルセンターから、先ほど均等割かどうかという話出なかったんですけども、例えば均等割等でもって請求書が出てきた場合ですね。例えば、今インターネットで問題になっている不正について、また、これから第三者委員会が設立されて調査が入るといようなことですが、例えばそれに対して、メディカルセンターが協力的ではないとか、また、その対応がよくないとか、そういう問題があった場合に、請求が来れば必ず出さなければいけないのか。先ほど、法的なものとか規約とかがないということは、それが行政側の判断で支払いの執行を止めるとか、そういうことができるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 今回、東千葉メディカルセンターにおいて、こういった不祥事が明快にされていない中で負担金を支出することについて、住民の皆様から御理解をいただくということは非常に難しいといったことを承知した上で、4月の運営費負担金については、場合によっては6月の地方債の償還を除く運営費負担金について先送りをする事として、現在、東千葉メディカルセンターと協議を進めているところでございます。ですので、請求について出させない方向で考えております。

ただし、6月については地方債の償還期限がございますので、手前どもが、地方債の償還財源をメディカルセンターに送りませんと、私どもの地方債の償還に穴が空いてしまいますので、その部分については必要な経費であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしますと、今の話ですと、請求を先送りさせるとか、そういうのは協議の中でもって進めなければならないと。例えば、請求が来たら必ず払わなきゃいけないかという答えが

なかったんですけども、その辺についてちょっとやってもらいたいの、あくまでも今調査している段階でもって不適切だというような事項が出た場合に、町としてその請求が来たら必ず払わなければいけないというものであれば、払わなきゃいけないんでしょうけれども、それが止められるかどうかということは答えが来ていなかったんですけども。あくまでも協議の中でもって請求をさせないという方法しかないのか。その辺をはっきりしていただかないと、これから先、あくまでも請求が出たら、予算を執行しなければいけないというような状況であると、ちょっとなかなかこれ予算についてちょっと難しいことが出てくると思いますので、その辺についてできれば4回目になりますけれども、返事がいただけると助かるんですけども。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターの資金について、先ほど4回に分けて支出していると私、御説明をいたしましたけれども、これは年度当初の手持ち資金を確保すること、それから資金を平準化させるといったものでございまして、必ずしも4月に支出しなければいけないとかというような取決めによるものではございません。ですので、現在メディカルセンター側に、この請求についてまず出さないようにということでやらせていただいているところでございます。

また、請求が逆に出てしまいますと、場合によっては支払い遅延防止法に抵触するおそれもございますので、その前段で対処しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

病院事業ですね、今言われていたことなんですけれども、7ページ、18節、同じく負担金補助及び交付金の中で、今、課長は浅岡議員からの質問に対して、請求を出させないようにするか、元利償還のみ出すとかという答弁をされたと思います。病院側とそういう話をされていると。

なのに、なぜここの予算に2億1,174万2,000円という金額が載っているんですか、この予算に。これはおかしいでしょう。それは今後の検討として、これは当然のことを今回も議会は考えているんですけども、この予算をすんなりと認めるわけにいかないんですよ、こういった不正があった以上。その中での話の中のはずが、そういった話がもうされているんで

すか、それ。それなのに、こういう予算を出してくるという自体がおかしい。元利償還金だけで済んだら、元利償還金の方だけの予算組みをすればいいということで話になってしまうんでね。予算化してこの金額を載せたということは、この予算を認めてくださいよという意味ですよ。その中でということだったら分かるんですけども、初めからそんな話をされたら、これおかしな話になりますよ。違いますか、課長。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

私が申し上げたのは、予算は予算として執行のタイミングについてずらすことができるかどうかといった話でございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

タイミングとは言っていませんでしたよ、さっきは。タイミングとは聞いていませんよ。ただ、そういうお話、出させないようにするようなことも言われていたから、ちょっとおかしいなというところがあったので、再度お聞きしたんですけども。

いずれにしても、こうやって赤字経営が続いている中で、ほかの谷川議員ですか、赤字経営の続く中で県のほうの運営を求めるといっても話が出ていますけれども、この病院そのものの組織、今の。組織体制が今のままじゃいけないと思うんですよ。事務部長は戻って仕事をされているような話をされていますけれども、その事務部長でさえ、いつまでこの任務に就くかも明らかではないわけですよ。このまま継続して、今の事務部長というのは継続するんですか。県から出向している今の事務部長は、まだ任期があと1年何か月とあると思いますけれども、何日か、あると思うんですが、今後も続けていくのか。それとも、また新たな事務部長の人選をしていかれて、どのような体制づくりをしていくのか。これは部長だけじゃない、課長もそうですよ。特別委員会に来て話の説明も何もできないような組織体制で、この赤字経営が続く病院に対して、こうやって資金をつぎ込んでいくということは、到底住民さんからの理解も得られない、我々もそう考えています。

そのような組織体制をしっかり結んでもらわないといけないんですけども、それと、県からもいずれ、課長は2年、3年先まで資金ショートすることはないでしょうということも言われていますよね、運営に当たり。しかし、そういう事態がいつ起きるか分からない状況もあるわけですよ。

そのような中で、どういうふうに今、町は、その組織に関してもどういうふうに考えているのか。これは課長に聞いてもしょうがないでしょう、全体の問題だから。副町長、お答えできますか。副町長にこの間、常任委員会するときちょっと触れましたので、その辺の人選が決まっているんだったら教えてくださいよ。今現在、療養で休んでいたわけですよ、現事務部長は。実際、今の事務部長は復帰して今いるわけでしょう、任務に就いているわけですよ。任期というのはまだ1年数日ありますよね。その辺の人選と、今度は県からは、課長レベルの者を出向させなさいというお話もあるんじゃないですか、違うんですかね。その辺の人選がもうしっかり固まっているのか。この予算を支出するに当たって、そういったところも含めて大切なことなので、お聞きいたします。

○議 長（内山菊敏君） 副町長、鈴木浩光君。

○副町長（鈴木浩光君） 御質問にお答えいたします。

メディカルセンターの今後の体制でございますけれども、事務部長につきましては、引き続き県から派遣していただくよう要請していたところでございますけれども、送るに当たって、病院の現状が経営の安定化以前の問題であると、組織体制の立て直しが必要だということをおっしゃっております。

町といたしましては、設立団体の東金市と共に、まずは事務が適正に行われるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。その中で町からは、メディカルセンターにおいて課長級の役職を行うような職員の新たな派遣を考えてございます。

事務部長につきましては、メディカルセンターにおきまして人選を行っているところでございますが、その中で県のアドバイスも得た上で人選を行っているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

御答弁ありがとうございます。組織づくり、県のほうからしっかりこの設立団体でやっていきなさいよということをおっしゃっているということですよ。

私が懸念するのは、これで事務部長、今病院のほうからお願いして選出するような話をされていましてけれども、理事長絡みのね、それでよろしいですよ。今までは県からの出向してきた職員さんが、この病院の事務部長さんを務めているわけですよけれども。これが、今度は設立団体の中でやっていくことによって、例えば資金ショートした場合に、今までと同

じくと言ったらあれですけども、追加財政支援を受けるに当たり受けにくくなる、されなくなる、そのような懸念があるんですよ。その辺も県としっかり話合いがされているのか。これ前にも聞いたと思うんですよ、副町長に。それではっきりしたお答えをもらっていないから、今日あえて質問をしているんですけども、そのような心配があるんですよ、実際に。違いますか。

だから、そのような話合いの中で、その設立団体から今度新たな事務部長を出す、また課長を送ると、出向させると、派遣で、そういう形ですよ。人事についてははっきり副町長は申しませんが、これは言えないことなんですか。もう今決まっているものじゃないんですか、人事、誰が行くのか。どういった者を事務部長にお願いするのかということは、できる範囲でいいんですけども、そういった向きというのはお話しただけじゃないですか。別に隠すようなことじゃないと思いますけれども、言えないとかね。お願いします。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいまの古川議員の質問にお答えします。

現在進行中でありますので、まだ決まっておられません。ただ、構想はできておりますので、そのように進めていくということで、ここに予算を計上したところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） これもう3回目になりますので、最後にしますけれども、御答弁はいですから。

今言った、心配するその懸念があるから、ただただそういう人選だけ選んでいくんじゃないで、やっぱりその後のことも考えていかなきゃいけないじゃないですか。今言ったように、もし万が一資金ショートした場合には、県からの支援を受けられるという体制づくりもしておかなければ、そのような条件の中でそういうことを決めていかないといけないと思うんですよ。ぜひ、そういう話も含めた中で協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

これより一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「反対討論」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 反対討論から先に行います。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 谷川です。

令和3年度九十九里町予算、議案第5号、国民健康保険特別会計予算、議案第6号、後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、介護保険特別会計予算、議案第8号、病院事業特別会計予算について反対討論を行います。

議案第5号、国民健康保険特別会計予算についての反対討論を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大に起因する非正規雇用労働者の解雇、雇い止めが全国4万人を超えたと厚生労働省からの発表がありました。厚労省は昨年5月25日から、コロナ禍による解雇、雇い止めを雇用形態別に集計しています。

九十九里町の国民健康保険加入世帯の所得階層は、所得なしから200万円までが8割から9割を占めています。コロナ禍が1年に及び、解雇や雇い止めによる減収が大変今深刻です。他の自治体では、コロナ対策として独自に国保税や介護保険料の減額・免除を決め、条例改正を行ったところもあります。対象内容は昨年の年収400万円以下、また今年2月から来年3月までの間に、生計を主とした維持する人の収入が前年度同月比で1か月、月30%以上減った世帯として、2割から10割の減免措置をする内容です。今回の措置は、収入減が分かる書類があれば申請ができ、従来よりも利用しやすいと住民より喜ばれていることが先日報道されました。

住民の命と暮らし、雇用・営業の苦難軽減を図ることを求めます。

議案第6号、後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2006年に法が改正され、2008年に制度がスタートされました。財源は、保険料と公費と現役世代からの支援金などで今運営されていますが、収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の独立保険など、基盤が極めて脆弱な仕組みです。

保険料は、都道府県ごとに保険者である後期高齢者広域連合が2年に1回保険料率を定め、それぞれ被保険者各人の収入により決定します。第5期の2016年、2017年の平均保険料は、1人当たり月5,659円となり、高齢者にとってとても重い負担になります。高齢者が安心して暮らせる社会環境を整えるのは自治体の仕事です。

議案第7号、介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

2000年に始まった介護保険制度は、3年ごとの事業計画の見直しがされます。しかし、事業計画が見直しごとに保険料が値上げされ、今では当初の2倍を超える介護保険料になっています。

今度の第8期事業計画では、住民税非課税世帯が年金収入が80万円以上の施設利用者には、負担軽減のために今まで補足給付が適用されていましたが、この負担軽減が受けられない高齢者が出てきました。しかも、介護サービスは見直しごとにどんどんサービスが低下しています。誰もが安心した介護が受けられる制度を求めます。

議案第8号、病院事業特別会計予算について反対討論を行います。

東千葉メディカルセンターは、平成26年4月1日、千葉県主導により県立東金病院の機能を引き継ぐとして始まりました。しかし、東金市や九十九里町の財政力では、24時間365日の救急医療や高度で専門医療提供の病院はとて支え切れないことは、最初から危惧されていたことでした。やはり、初年度より資金ショートなど病院運営は困難を極めました。

今年度の病院事業特別会計では、令和3年度から県からの整備事業交付金が終わることになり、千葉県がどこまで責任を持つのかがいまだに明らかにされていません。また、今回のような不祥事、不正疑惑の背景には、独立法人制度の運営体制や、公的責任を曖昧にして採算を優先させること。また、人事や運営に議会が関与できない、住民による情報開示請求も規定されていないことに大きな問題があると思います。

健全な病院事業運営を続けていくためにも、独立法人ではなく、県・自治体による直営を求めて反対討論いたします。

○議長（内山菊敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、中村義則君。

○5番（中村義則君） 5番、中村です。

では、賛成討論です。議案第3号から議案第10号までの九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進などの安全・安心の確保を3つの柱とした総合経済対策を円滑、かつ着実に実施することにより、公的支出による経済の支えと民間需要の喚起、民需の自律的な回復も相まって、年度中には経済がコロナ前の水準に回帰することが見込まれるとされております。

本町においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般財源の確保は非常に厳し

い状況であることが予想されます。しかしながら、令和3年度は第5次総合計画のスタートとなる年度であり、計画に掲げた目的を着実に達成するためには、議会と行政、さらには町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された議案第3号の令和3年度一般会計予算は、予算総額54億9,200万円で、対前年度比0.7%、3,600万円の減額予算となっております。

歳入については、町税が13億5,393万5,000円と、前年度と比較して7,219万6,000円の減となっております。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は、前年度と比較して1億9,310万円増の20億7,470万円となっております。また、借金に当たる町債については、臨時財政対策債を除いた建設地方債分が3億5,970万円で、前年度と比較して2億1,800万円の増となっております。

歳出について、まちづくりの目標ごとに見てみますと、1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」では、農業振興として、農業従事者の高齢化や担い手不足などの解決に向けた新規就農者や、農業・農村地域の共同活動を支援する施策が盛り込まれております。

水産業振興として、漁業の活性化に向け、ふるさと納税を活かした漁業・遊漁船振興事業に取り組むとしています。

商工振興として、九十九里町地域ブランドの創出事業費が計上されております。また、観光振興の取組として、町の魅力的な資源である美しい浜辺を広くアピールするため、ビーチクリーナーを導入し、環境の保全に努めるとしています。

2つ目の、「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」では、町民の健康の増進及び福祉の向上に努めるため、健康づくりの拠点である保健福祉センターの長寿命化事業費が計上されております。

また、地域の宝である子供たちが、安全で安心して教育・保育が受けられるよう、とようみこども園の長寿命化事業が計画されており、子育て支援のさらなる充実を期待いたします。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」では、災害に備える地域づくりとして、防災基本計画や千葉県地域防災計画との整合性を図るため、九十九里町地域防災計画を改定するとしています。

住民生活に密着した道路や排水路整備、橋梁補修等のインフラ補修・整備に対して、予算の重点的な配分が見られ、令和3年度は若潮橋補修事業が計画されております。

公共交通の充実に向けて、タクシー利用助成事業を試験的に実施し、交通弱者対策として



の効果を検証するとされております。

私たちが住む地域の環境を守っていくために、資源を有効に活用し、物を大切に使う、環境に優しいライフスタイルを実現することが求められます。ごみそのものの発生を抑制したり、従来処分していたものを再利用したりする取組を展開するとしております。資源を有効的に繰り返して使う社会の実現を切望いたします。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」では、児童・生徒1人に1台の端末環境が整いました。ICTの活用により、子供たちの一人一人の個性に合わせた教育と、創造性を育む教育の実現に寄与することを願います。

くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、千葉工業大学のロボットやAI技術に触れながら、児童・生徒の体験学習の推進に努めるとしております。

九十九里中学校のグラウンドフェンスを改修し、教育環境の向上を図るとされております。人口減少が進む当町において、将来の学校の在り方についても、引き続き検討するなどとしており、地域の宝である児童・生徒の教育環境がより一層充実することを期待します。

また、九十九里の海を活かしたサーフィン教室や、東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、多様な学習機会の充実を図るとともに、スポーツによる交流を促進するとしております。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」では、人権の尊重や男女共同参画に係る施策を展開するとともに、より効率的な行財政運営を図りながら、分かりやすい町政を推進するとしております。

以上、一般会計は、町民福祉の向上のため、限られた財源の中で最大限の効果が上がるよう、細部にまで配慮された予算となっております。

議案第4号、給食事業特別会計では、子供たちの健やかな成長のため、安全・安心な学校給食の提供に努めるとしております。引き続き食の安全確保を徹底していただき、適切な栄養の摂取による児童・生徒の健康の保持・増進を図る給食の提供をお願いいたします。

議案第5号、国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体となる広域化に対応した予算編成であるとしております。町民が安心して医療を受けられるよう、医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第6号、後期高齢者医療特別会計においては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運営できるように最大限の努力をお願いいたします。

議案第7号、介護保険特別会計では、本町の高齢者人口は6,000人を超え、今後の増加も見込まれます。第8期事業計画に基づき、地域での支え合いや見守り体制を充実させながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議案第8号、病院事業特別会計においては、東千葉メディカルセンターが開院8年目を迎え、高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立を着実に進めるよう強く望みます。

議案第9号、農業集落排水事業会計においては、特別会計から公営企業会計への移行により、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に期待いたします。

議案第10号、ガス事業会計においては、ガス事業の目的である安価で安定したガスの供給と、ガス施設の保全が図られるよう、最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第4号から第10号までの特別会計、企業会計においても、その目的に沿った予算編成がなされております。

よって、議案第3号から第10号までの新年度予算については、限りある財源を有効に活用し、町民が求めているサービスを提供するために創意工夫された予算であると評価し、賛成いたします。

令和3年度は、これら新年度予算に計画した事業のほか、令和2年度から繰り越されたワクチンの接種をはじめ、新型コロナウイルス感染症感染防止対策についても、事業を進めていかなければなりません。

少子高齢化による人口減少など、深刻な課題が山積する中、新型コロナウイルス感染症の終息も今なお見込めない状況です。

しかしながら、この難局を乗り越え、町民ニーズに的確に対応しながら、いつまでも安心して暮らせる九十九里町を構築しなければなりません。そのためには、町長が進める「九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大」、「地域のたからである子どもたちの教育環境の充実」、「本町に住み続けたいと思う町民を大切にすること」の3つの施策について、町長のリーダーシップの下、全力で取り組んでいただくことを切に願います。

なお、予算の執行に際しては、効率的な執行を徹底しながら、経費の節減に努めていただくことを併せてお願いいたします。

最後に、新年度予算を審査するに当たり、資料提供や質疑に真摯に対応をしてくださった職員の皆様にお礼を申し上げますとともに、議員各位の新年度予算案に対する御賛同をお願いし、賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 56 分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 55 分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第 3 号の採決をいたします。

議案第 3 号 令和 3 年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号の採決をいたします。

議案第 4 号 令和 3 年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号の採決をいたします。

議案第 5 号 令和 3 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和3年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 零時 5 8 分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 5 8 分）

---

#### ◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） お諮りします。

ただいま古川徹君ほか1名から、発議第2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議について及び発議第3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

議案を配付します。

（議案配付）

○議 長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 発議第2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議について

発議第3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議について

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第1、発議第2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議について及び発議第3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議についてを一括議題といたします。

発議第2号及び発議第3号について、順次提案理由の説明を求めます。

6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

それでは、附帯決議案の提案理由を申し上げます。発議第2号、第3号について関連する議案でもありますので、併せて説明をさせていただきます。

初めに、発議第2号について説明をさせていただきます。

発議第2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。賛成者、九十九里町議会議員、中村義則。

それでは、提案理由を申し上げたいと思いますので、次ページのほどをよろしく願い申し上げます。

議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議（案）。

令和2年10月に発覚した地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「医療センター」という。）に関する告発文を受け、町議会では、告発された問題の全容解明と健全な病院運営に向け、病院運営改革特別委員会を設置し、医療センターそして町へ意見書や要望書を提出し調査してきた。いくつかの問題の是正や改善は示されたものの未だに全容解明に至らず、町では第三者委員会の設置を医療センターに求め解明を進めていくとのことだが、調査には4ヶ月程度の時間を要するとのことで、その間、町民の血税を全容解明に至らない医療センターへ支出することは、到底住民からの理解は得られないと考えられる。

しかしながら、東千葉メディカルセンターは、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院として、周辺地域住民の生命を守る医療機関としての役割を果たしているため、本町においても不可欠な病院である。

そのようなことを鑑み、町長はじめ執行部に対し、議案の承認に合わせ附帯すべく事項を

町議会として、以下のことについて要望する。

1 病院事業特別会計繰出金については、第三者委員会の調査で全容解明に至るまで、運営に支障をきたさない範囲での支出とすること。

2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに対し、第三者委員会の調査に誠実に協力することを求め、全容を解明すること。

3 再発防止のための規約の改正等を進め提示すること。

以上決議する。

令和3年3月19日、九十九里町議会。

続きまして、発議第3号について説明をさせていただきます。

発議第3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。賛成者、九十九里町議会議員、中村義則。

では、提案理由を申し上げますので次のページをお願いいたします。

議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議（案）。

提案理由につきましては、発議第2号と同様の趣旨でありますので割愛をさせていただきます。よって、要望についてのみ朗読をさせていただきます。

1 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事業負担金については、第三者委員会の調査で全容解明に至るまで、運営に支障をきたさない範囲での支出をすること。

2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに対し、第三者委員会の調査に誠実に協力することを求め、全容を解明すること。

3 再発防止のための規約の改正等を進め提示すること。

以上決議する。

令和3年3月19日、九十九里町議会。

以上で附帯決議案の提案理由といたしますが、議員各位の御賛同のほどをいただけますようお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 関連がございますので、質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この附帯決議の中で、その調査は4か月程度の時間ということが具体的に書いてあって、その後、町民の血税を全容解明に至らない医療センターへ支出することは考えられないと。そうすると、この支障がないというのは、具体的にどういった根拠で支障がない程度の支出と言っているのがちょっと分からないので、それは行政のほうで答えてもらうのか。

（発言する者あり）

○13番（谷川優子君） じゃ、お願いします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今御質問をいただいたのは、全容解明をされない中で、運営に支障を来さない範囲での支出とする、その支出額というものはどういうものかということによろしいんですかね。

（「はい。それと4か月という」と言う者あり）

○6番（古川 徹君） その点についてお答えさせていただきます。

まず、その4か月程度というものは、これは第三者委員会を設置するに当たり、行政側のほうから、見込み期間というものが約4か月間の間に解決をしていきたいということが示されているわけで、そのようなことからこの4か月程度というものが記載されております。これは例えば、1か月の間とか2か月の間といたら、これはおかしな話になりますので、大体4か月程度の見込みの中で解決をしていきたい、全容解明をしていきたいということがありましたので、そのようなことからこの4か月程度ということに記載しております。

そして、全容解明されない中で運営に支障を来さない範囲での支出とすることということは、例えば今言った事業負担金、そういったものについては満額の金額を出すのではなく、やはり病院運営を見ながら、例えば起債に係る部分、元利償還金などの場合は、これはどうしても必要な経費となって支出をしなければいけない。そのような金額になってきますので、そういったところを含めた中で行政サイド、担当課ともお話し合いの中で、このような運営に支障を来さない範囲ということは、そこまでできるかという確認を取ってのこの附帯決議案でありますので。今言ったようにできる限り元利償還金、要するに借金の返済の部分だけはどうしてもかかる部分ですから、そのようなものはこの運営に支障を来さない範囲の中に入るのかなと、そのような認識でございます。



以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいまの発議の中で、2号、3号が発議として朗読されましたけれども、3号の中で、この決議案の中には同じ文言がうたわれているんだけど、3号は2号と趣旨が同じなので、趣旨については省略ということなんですけど、議案は全て朗読しなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時12分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時12分）

---

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、細田議員さんのほうから御質問をいただきました。提案理由について述べるべきではないかというお話でしたが、挨拶の冒頭の中に、この附帯決議案は関連する議案でありますということを申し述べております。そのような中から、同じことを繰り返してもしょうがないということで省略をさせていただいたところがございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号及び第3号について討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 議案第3号 令和3年度九十九里町一般会計予算に対する附帯決議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の採決をいたします。

発議第3号 議案第8号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計予算に対する附帯決議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 発議第1号 九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第3、発議第1号 九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

11番、細田一男君。

(11番 細田一男君 登壇)

○11番(細田一男君) 11番、細田。発議を行います。

発議第1号、文書を朗読し提案理由といたします。

九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、細田一男。賛成者、九十九里町議会議員、善塔道代、同じく古川明、同じく佐久間一夫、同じく浅岡厚、同じく中村義則。

次のページをお願いいたします。

九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則。

九十九里町議会会議規則（昭和63年九十九里町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

次のページをお願いいたします。

提案理由。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 請願第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書

○議長(内山菊敏君) 日程第4、請願第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務経済常任委員会の審査の結果について、総務経済常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、善塔道代君。

(総務経済常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○総務経済常任委員会委員長(善塔道代君) 報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(内山菊敏君) 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時23分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時23分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(内山菊敏君) お諮りいたします。

ただいま善塔道代君ほか6名から、発議第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書についてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第2とし議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2とし議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第2 発議第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償  
基金創設を求める意見書について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第2、発議第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、善塔道代君。

（総務経済常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○総務経済常任委員会委員長（善塔道代君） 発議第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、善塔道代。賛成者、九十九里町議会議員、浅岡厚、同じく佐久間一夫、同じく細田一男、同じく原田教光、同じく西村みほ。

発議案を朗読いたします。

建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書（案）。

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起り、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。

日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を認めたことに大きな原因があります。

さらに、1975年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告を怠ったアスベスト建材製造企業の責任も重大です。特に建設業は、重層下請け構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定される事にも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の

支給ありません。国は、石綿被害者救済法を成立させましたが、不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。2017年10月27日・2018年3月14日の東京高裁、同年8月31日・9月20日大阪高裁、2019年11月11日の福岡高裁、2020年9月4日東京地裁と続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合14度目ともなります。

しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず、補償と救済が受けられる制度の創設が急務であると考えます。

よって、建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに執り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。そして建設従事者のアスベスト被害者が、裁判によらず救済と補償が受けられる制度「建設石綿被害者補償基金」を創設することを国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月19日。

千葉県九十九里町議会議長、内山菊敏。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣宛てでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（内山菊敏君） 本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第4号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金創設を求める意見書についてを、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（内山菊敏君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務経済常任委員会委員長から、陳情第1号 政府に「再審法改正」を求める陳情について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（内山菊敏君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

文教民生常任委員会委員長から、陳情第2号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（内山菊敏君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。



よって、今期定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時34分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長           内   山   菊   敏

署 名 人           原   田   教   光

署 名 人           細   田   一   男